第三節　失業救濟事業制度の實績

失業救濟のための事業に就ては、その事業費中勞働費のため比較的多額を占める種類のものが選擇せられることは附言するまでもない。農地改良、河川改修、氾濫防止施設、動力發生、瓦斯及給水、道路築造、運河開鑿等はその主たる事業種別である。之等各種の事業が如何なる程度に於て行はれたかを見るため左に先づ之等事業の供與した勞働延日數と之等事業のため與へられた費用とを摘錄しよう。

第四十二表　一九二七年——三一年生産的救濟事業一覽

年別	緊急勞働者數（各月十五日現在平均）			勞働延日數			事業奬勵費用（單位ライヒスマルク）		
	基本奬勵事業	基本及附加奬勵事業	計	基本奬勵事業	基本及附加奬勵事業	計	基本奬勵事業	基本及附加奬勵事業	計
一九二七—二八	二九、〇三二	四八、六二九	七七、七〇二	四、〇四二、九三二	一〇、三五七、〇〇六	一四、四〇〇、九三八	三五、一八三、三五四	三六、八二二、三五六	一〇六、〇四二、二〇〇
一九二八—二九	三三、八二二	二一、四八〇	五五、二九二	四、〇六六、三五九	一四、七二、九二八	一八、七三九、八八七	三五、一八三、三五八	三三、〇四二、八五五	七二、〇四二、八四五
一九二九—三〇	三一、八六二	一九、〇五八	五一、九二九	四、〇六六、三五九	九、三七、六九二	一三、四四、六五一	三一、八六五、三六六	二五、八五五、一〇一	五六、八二一、二〇一
一九三〇—三一	—	—	—	三、九九二、三二七	一〇、三五一、三一九	一四、三四一、六四六	—	—	—

ライヒスアルバイツブラット及ドイツ統計年鑑による。年別は十月から翌年九月に終る一箇年間。

この表によれば緊急の失業救濟事業はこの三年間に於て漸次その費用を縮少するとともに勞

働延日數及緊急勞働者數も亦比例して漸減してゐる。この三年間に於ける緊急勞働者の勞働平均日數はこの表によれば各年各一四六日、一九四日及一八〇日である。この平均勞働日數は必ずしも不成績ではないが、この間に於ける事業の供せる勞働に從事し得た緊急勞働者數に就ては決して滿足し得べきものではない。

事業の費用及勞働延日數に就て最近の數字を得ることはできないが、一九三〇年十月乃至一九三一年九月に於ける各月平均緊急勞働者數は三八、三〇九人に減じ、又一九三一年十月以降の半年間に於けるこの平均數は僅かに一五、五四八人に過ぎないことに徵すれば、最近の恐慌の結果はこの種の事業による失業及失業者の救濟に大なる效果を與へてはゐないと斷じなければならない。

各年に於ける緊急勞働者が實際に勞働に從事した期間は分明ではないが、一九三一年三月の狀態によれば同月末の緊急勞働者總數三一、三一七人のうち、十三週間以上の勞働に從事したものは僅かに六七〇人で、六週間乃至十三週間の從事者は一〇、二五一人、而して殘餘の二〇、三九六人は何れも六週間未滿の從事者である。

緊急土木事業の失業對策としての意義は單に緊急勞働者の數若くはその就業日數のみから之を斷定するは當を得ない。之等の工事に關聯して生ずる材料供給に於ける生産の刺戟と、之等

の緊急事業が將來に於て與へるであらう所の國民經濟上の利益は之を沒却し得ない。然し之等の點に關して之を數字的に立證し得る資料はない。

最後に一九三二年六月の「失業救濟及社會保險の維持並に市町村の福利事業負擔輕減施設に關する大統領令」は最近の失業の狀勢に鑑み一九三二年度に於ては特に公共事業の起工により緊急勞働の實施を行ひ殊に交通及農地改善の方面に一層工事を集中すべきことを定めてゐる。(第四篇第一章第一項)。

交通に關する工事に就ては各州は州、市町村若くは市町村團體並に他の公法上の團體がその起工のため資金の借入又は貸附に關して必要ある場合には從來の規定を變更し得る權能を與へられた。而して交通に關する方面に於て救濟事業を起工する場合、特に工事が國內の水路に關係ある場合には必要に應じて土地の公用徵收の權限が認められてゐる(同篇第二章)。

吾人は失業保險法の規定に基く職業紹介、失業保險及失業救濟のための生產的緊急事業の三種の方法による失業對策の諸制度と實際的效果の一班を一瞥したから、この機會に於て失業保險法による諸種施設を含む財政に就て概言しておきたい。それは局部的ではあるがドイツ現在に於ける失業對策の重要なる一部分の費用を知るの便を與へるからである。

一九二七年の失業保險法は事實上同法以前の制度を繼承し同時に前時代の制度の齎らした剩

餘金をも受け入れた(失業保險法第二四四條第一項)。この餘剩金は引繼の當時に於て九千萬ライヒスマルク以上に達し、加ふるに國家は緊急の場合に於ける準備のため中央事務局積立金として五千萬マルクを支出した。之がため一九二七年の失業保險はその制度開始に際して既に一億四千萬マルク以上の積立金を有してゐた。然しその後の保險財政は決して安定を得たのではない。これらの事情は一九二〇年の英國失業保險法實施と全く事情を等しくしてゐる。

吾人は嚮に不況は一九二八年後半期に襲來し始めてきたと述べた。この事情は保險財政に直接に反映してその安定を破らんとした。政府は保險財政の安定を得るが爲め歲入增加の手段として俸給所得の比較的高い使用人をも保險に加入せしめるがため保險法の改正を行はざるを得なかつた。

一九二九年の失業保險法の改正は一面に於て保險財政の確保を目的として適用者包括の範圍を擴張するとともに、季節的失業者に對する特別の取扱方法を定め、或は一般的に待期を長からしめる等種々の方法により約一億マルクの費用節約を計つた。然しその後の經濟界の事情は失業者を急速度に增加せしめた。これがため一九三〇年に於ては給付率の引上を行ひ、又待期の延長その他の方法による出費の制限を試みたが財政は依然歲出超過を繼續してゐる。いま各年に於ける保險財政の狀態を左に數字によつて示さう。

第四十三表　失業保險財政（單位一千ライヒスマルク）

歳入

歳入科目	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
掛金歳入	五三三、六二六	六九〇、六五三	八二三、七四〇	八六九、二二〇	一、〇六一、六五六
被保險者一人一月當り掛金平均額＊	二・七五	三・五〇	四・三〇	四・五一	五・九七
特別歳入					
計	一五四、八六七	八四、三八五	二八、〇五九	三一、〇〇八	七・〇三五
	六七八、九四三	七七五、〇三八	八五一、七九九	八九〇、二三八	一、〇六八、六八一

＊單位ライヒスマルク

歳出

支出科目	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
管理費	五五、六九七	六五、一五〇	八三、六五〇	一〇八、一九四	一二一、三四四
失業保險給付	一〇、七七一、一三四	六二一、九三三	八一九、二八五	一、〇九二、〇五九	一、六五〇、七七一
失業防止及同終熄費用	八八、二七九	六八、三四六	三八、四六四	四〇、一一	二七、七一九
中央事務局特別保護(1)	—	—	—	二六、三六一	—
歳出計	一、三二一、一〇九	七五五、四二七	九四一、三九九	一、二六六、七三四	一、七九九、八三四
國家負擔特別保護(2)	—	—	—	一〇五、四四三	三四四、四六五
緊急救濟等(3)	五、七五四	一六二、八〇〇	二二九、九八五	一六六、五九四	—

歳出入過不足

	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
剰餘又は不足					
剰餘	—	—	—	—	—
不足	五四二、六一七	一五三、九二三	八九、六〇〇	三七六、四九五	七三一、一五四

ライヒスアルバイツブラットによる。

かく失業保險財政は明らかに破綻を生じ、國家財政に少なからぬ脅威を與へてゐることは英國と全く事情を同じくしてゐる。社會保險は企業的保險とその本質を異にしてゐるから、保險財政の破綻は必ずしも制度そのものゝ失敗を物語るものと結論することは早計であるが、財政の破綻が制度の永續性を脅かすことは疑ふ餘地はない。失業對策は此方面からも一大決意の下に他の有力なる方法を採らざるを得なくならしめるであらう。

第十二章　其他の失業對策

失業保險法の規定する失業對策が何れも他國の經驗する最も平凡な方策であるが如く、失業保險法規によらざる現在のドイツの他の種々の對策も亦決して珍奇なものではない。

失業保險法以外による失業對策中最も重要なるものは、所謂公的救濟（öffentliche Fürsorge）と稱せられる市町村又はその團體による失業者の救濟であるが、これは吾人の當面の國家の直接の對策とは稍や異るから之に就ては詳細には述べない。第二は勞働時間を短縮し以て失業者の幾分を各事業に吸收せんとする對案である。第三は國内及國外に於ける移住民の奬勵による方策である。更にドイツ政府は極めて最近に於て企業者の失業者吸收のため特種の方法を立案して公布した。吾人は以下節を改めて之等の方法の内容を檢討してその效果の一面を測定してみたい。

第一節　市町村に於ける失業者救濟

市町村又はその團體が生活困窮に陷つた貧者を救濟し之を一定の施設に收容し、或は生活資料を給することは何れの文明國に於ても通常實施せられてゐる所である。ドイツのこの種の制

度に就ては最近に於ては一九二四年二月の「救濟義務に關する命令」によつて律せられてゐる。

市町村――ドイツでは特に方面救濟組合（Bezirkfürsorgeverband）を設置して救濟事業に當つてゐる――の窮民救濟は最近の恐慌によつて被救濟者數を激增し、一九二七年七月末に於けるその數約百五十七萬人から一九三〇年末に於ては二百四十七萬五千人に增加してゐる。而してこの被救濟者は此期間内に人口一千人につき二五・二から三九・七の割合に增加した。而して之等被救濟者中失業者は一九二八年乃至一九三〇年に於てその數を三倍してゐる。一九三一年に於ける毎月平均失業者總數四百五十七萬人中この市町村の救濟を受けた者は約一百十一萬六千人で、總失業者の二四％以上はこの制度の恩惠を蒙れる事實を見るときは、この市町村の救濟制度の重要性を首肯し得るであらう。

市町村の救濟に就ては又緊急勞働の制度を採つてゐるが、その從業勞働者の數は極めて僅少に過ぎない。一九三一年一月乃至一九三二年四月に於ける各月末現在緊急勞働者の總數は約四千五十人である。

市町村の失業救濟策は吾人の當面の問題ではないから以上極めて部局的觀察に止め、以下失業保險制度以外の方法による刻下に於ける國家の失業對策を概觀することとする。

第二節　勞働時間短縮政策

一　勞働時間制限政策の沿革　從來勞働時間の國家による制限は勞働者保護の精神に出でたもので、勞働者の所得を比較的減少せしめることなく勞働時間を制限し以て勞働者の心身の健全を保證せんことを目的とした。この種の政策は戰後に於ては既に一九一八年十一月の命令に表はれ爾來この命令及之に類する命令は一九二三年十二月の命令にて大なる修正を經、更に一九二七年四月の勞働時間命令變更に關する法律（Gesetz zur Abänderung der Arbeitszeitverordnung）によつて規定せられた。

然るに一九二八年以來ドイツ經濟界は漸く不況に陷り、爾來繼續的に且加速度を以て失業者を輩出累加するに至つたが、反面に於ては尙ほ法定の最高時間以上の勞働時間を協定實施せる産業も存してゐた。而して一九二九年秋以來恐慌の兆漸く濃厚となるや、一般産業に於ける勞働時間を短縮し以てより多數の勞働者を産業に吸收せしめて失業を緩和すべしといふ議論が諸方から起つた。その議論の當否に就ては特に勞資兩方面に於て激烈な討議が交されてゐた。

一九三一年一月、政府は前年來の失業者の急增に鑑み失業對策を新たにし、且つ失業者激增に發する失業保險財政破壞を是正せんがため失業調査委員會を設けて調査報告せしめた。その

報告は同年三月乃至五月に於て三部に分けて提出せられた。その第一冊に於ては勞働時間短縮の可能性を討究し、この政策が失業對策の一の有力なるものなることを述べて政府當局者の採擇實施を提案した。而して同委員會は當時公表せられた「ドイツ勞働者、使用人及官公吏組合聯合會（Gewerkschaftsring Deutscher Arbeitr-angestellten-und Beamtenverbände）による「勞働市場解放のための勞働時間緊急法案」を以て大體當を得たものであることを表明してゐる。

勞働時間の短縮問題は分れて二つとなる。一は如何なる産業の部門に於て現實に勞働時間を短縮し得るやといふことと、他は勞働短縮を斷行した場合に於ける産業の補充の可能性ある勞働者の數である。景氣研究所（Institut für Konjunkturforschung）の調査によれば、一九三〇年十月十五日現在に於て一週間四十四時間を正常勞働時間とせる勞働者の總數は七十萬人である。之等に對して一週間四十四時間の代りに四十時間を以てせば、新たに八十萬人の勞働者の補充が可能となる計算である。然し之は單に計算上の問題であつて實行の可能性に就ては研究所自ら疑問を抱いてゐた。

中央職業紹介事務局は一九三〇年十月、工業及手工業（鑛山、建築、硝子及陶器以外の土石工業を除き）に關して、常時十人以上を雇傭せる經營に就て行つた調査から推計して之等の産

業に於て勞働時間を一週間四十時間とするときは新たに約九十一萬五千人の勞働者を採用し得る可能性の存することを公表した。然し翌年一月中央事務局が再び同一調査を行つた結果その可能性は七十三萬人に減じてゐた。

中央事務局のこの推計は一九三一年一月の平均就業勞働者數（疾病、災害及姙娠による不就業者數を健康保險の成績から推定控除して）四百七十萬人とし、勞働組合統計に基く時間別及短時間勞働者率に基き之等の就業勞働時間を一週間二億一千八百萬時間といふ計算を根據としてゐる。

統計の示す所によれば失業者數の全人口に對する割合は、大都市は小都市乃至田舍地方に比して多少低率を示してはゐるが、事實上小都市に於ける工業の勞働者の新規吸收力は大都市のそれに比して小なるべく、又、生產技術上の勞働者の組合せと配置と、更にドイツ國內及國外に於ける消費力の減退を考慮するときは、勞働時間の短縮の可能性とその效果とは恐らく大なるを期待することはできないであらう。

失業對策としての勞働時間短縮は既に歐洲大戰直後に實施せられた。卽ち、一九一九年一月政府は當時の產業混亂の時代に於て失業者の續出を防止するため經營が一週間の就業時間を二十四時間以下に定むるも尙ほ勞働者を解雇せざれば經營を繼續し得なかつた場合に限り失業を

認めた。この命令は一九一九年二月及一九二三年十月の修正を經て存在はしてゐたが實際にはその實施が充分行はれなかつた。

二　四十時間制度の實施

一九三一年六月の「經濟及財政確保に關する第二回大統領命令」第四篇第二章は一九二七年四月の勞働時間に關する規定の一部を變更して正規勞働時間を一週間四十時間に短縮する命令權を政府に與へた。

この大統領令によれば、政府は國參議院の協贊を經て各個工業及若くは工業部門に對してその正規の勞働時間を一週間四十時間に制限し得るも、この場合にはこの適用產業に就てこの時間制限が技術的並に經濟的に可能なるや、又、この時間制限によつて勞働者補充の可能性あるやを調査し、その可能性ある場合に限つてこの命令を發布し得るものと定められてゐる（第一條第一項）。

勞働時間の制限は時間外勞働時間が認められてゐるが之に就ては管轄工場監督官の許可を必要としてゐる（同條第二項及第一項）。

大統領令は更に製麵麭業に就て、その製品の全部若くは大部分が人口十萬人以上の都市の需要に供せられる場合に於ては製麵麭業勞働は少くとも三交代制により勞働に從事せしめ、夜間に於ける勞働を禁止してゐる（第二條）。

一九三一年九月、この勞働時間短縮に關する實施規定（Durchführungsbestimmungen zur Einschränkung der Arbeitszeit. Von 30 September 1931）が公布せられた。この規定は事實上實施に關する手續を定めたものに過ぎなくて、時間短縮命令は何等實施せられてゐない。

勞働時間の法規による短縮は事業家の最も嫌惡する所で、その法規制定に對する反對はあらゆる機會に於て示され、これがため法規の制定は要するに空文に終つてゐるが、一九三二年九月に至つて制定實施を見るに至つた「勞働機會の增加及維持に關する命令」は四十時間制の實施上の障害を排除するに大なる效果を與へるであらう。この點は後に詳述する。

最近に於ける勞働時間の實施を見るに、一九三〇年以來一般に勞働時間は減少傾向を示してゐる。勞働組合の調査を基礎とせる景氣研究所の調査によれば、一九三〇年に於ける十七種の主要工業に於ける一週間の勞働時間數は、一九三〇年一月に於て平均四五・九時間なりしも逐月減少し一九三一年第一四半季に於ては四四・一五時間となつてゐる。每年二月乃至四月に於ける工業の平均實際勞働時間數の變動を見るに、一九二九年に於ては一日の時間數七・六四時間なりしも爾後繼續的に減少し、一九三二年に於ては六・八六時間となつてゐる（ドイツ景氣研究所四季報一九三二年第七卷第一號四〇頁）。

實際の勞働時間數は產業を異にするによるは勿論、經營を異にするにより可なりに相異する

ことは想像し得られるもこの點を明確にし得る資料はない。然し各產業に於ける經營の平均的勞働時間に徵するも、例へば一九三一年一月に於ける夫れは十七種の工業のみに就て見るも最低は製靴業の三七・三時間で、最高は印刷業の四七・一時間の差を示してゐて、前述せる最近の各種工業平均勞働時間數の六・八六時間は果して如何なる各種工業に於ける勞働時間の差異を以て構成せられるやは不明であるから、之を以て直ちに四十時間制度の可能性を考へる資料とはならない。けれども四十時間制度の提唱を生じた一九二八年の當時に比するときは、最近の實情は四十時間制實施の可能性を非常に增加してゐるとは疑なき所であらう。しかも法律が尙ほ實施を見るに至らない理由は、生產及配給諸經營上の勞働配置なる技術的問題よりも寧ろ時間引下法規が賃銀引下を同時に公認しなかつたことが重大な影響を與へてゐたことが想像し得られる。一週間四十時間勞働制は今や他諸國に於ても漸く提唱せられ、今や國際勞働會議の研究問題の一ならんとしてゐて、傭主の反對に拘はらずこの制度は極めて近き將來に於ける實施及普及を豫期し得られる。

第三節　雇傭に關する政策

雇傭に關する從來の政策は主として外國勞働者の農業繁忙期に於けるドイツ入國に對する制

限であつた。然し最近に於ては更に勞働者の就職機會を多からしめるがため、傭主が新たに勞働者を採用する者に就ては之が特別の保護を與へ以て傭主の雇傭增加を奬勵する策を採るに至つた。

一　外國人勞働者の雇傭制限　ドイツに於て既に歐洲大戰以前から多數の外國人勞働者が滯居して農業及一部工業に從事してゐた。而して農繁期に於ては一時的に多數の外國人勞働者が入國し、その多くは農業收穫期を經過するときは歸國したが尙ほ戰前、例へば一九一四年に於ける殘留外國人勞働者は三十七萬人以上に達してゐた。

政府は一九二三年一月、既に外國人勞働者の入國に關する制限を設け、農業勞働に就てはこの命令發布前から、又工業勞働者に就ては一九一九年一月以前からドイツに引續き滯留せる者を除き之等入國勞働者の雇傭に就て割當を定めた。

この政策は其後も持續せられた。失業保險法の規定（第六七條第二項）によれば、外國人たる求職者の募集、紹介及傭入れに就ては國勞働大臣は中央職業紹介事務局管理委員の意見を徵し、國參議院の同意を得て之を規定し得る旨を定めてゐる。

農業勞働者の雇傭に就ては爾來農繁期直前に於て當時及近き將來の勞働市場の狀勢を調査測定し、更に人口密度、氣候及就業勞働の種類を仔細に考慮して當該年度の雇傭せらるべき外國

人勞働者の數を決定してゐる。一九二八年に於てその許可せる外國人勞働者の數は農業方面に於て十二萬五千人、工業に於て約四萬七千人、一九二九年に於ては各十一萬四千人及四萬三千人であつた。

從來政府はドイツに於ける外國人勞働者を減少せしめ、ドイツ人勞働者を以て之に代へ、以てドイツ人の就職機會の增加を期して種々の方法でその奬勵策を講じたが農業維持者の歸農は容易に行はれず、況して工業勞働者から農業勞働者への轉換は一層困難を示した。然し、近年の失業者洪水は何等かの方法による農業勞働への轉向による失業緩和を必要とした。之等の手段に就ては後に述べる所に讓るも、他方に於て一九三二年二月、政府は外國人勞働者の入國を禁じ、本年度に於ける外國人雇傭を七千以下に止めんとした。

二　雇傭增加政策　嚮に述べた一九三二年六月の大統領令は失業緩和の方策として失業者のための勞働機會の增加、自由意思に基く勞働者の勤勞或は現實の就業者を一時退職せしめて之に代へて失業者を就業せしめんとする所謂交代豫備制度（Kriimpersystem）等々の方法の實施に關する權限を國勞働大臣に賦與してゐる（第四篇第一條第二項）。この大統領令に基いて一九三二年九月「勞働機會の增加竝に維持に關する命令」（Verordnung zur Vermehrung und Erhaltung der Arbeitsgelegenheit Vom.5, September 1932）が公布せられ、同日更にその

實施細則の公布を見た。

この命令は嚮に述べた時間短縮の命令の實行可能性を増加するとともに、他方では長く賃銀水準維持を强烈に主張してきた勞働組合の攻勢を破壞した重要なる意義を含んでゐる。

既に述べたやうに四十時間制の强制の實行性を缺く所以は、一面に於て生産に於ける勞働配置といふ技術的問題と同時に、この時間を短縮するも尙ほ勞働者の賃銀稼得に大なる損害を與へないやうにといふ希望が存してゐた爲めである。この一九三二年九月の「勞働機會の増加及維持に關する命令」は或條件の下に勞働賃銀率の切下を公認した。かくして四十時間制實施の障害は非常に緩和せられるとともに又他の方法による勞働機會の促進に充分なる刺戟を與へ得ることとなつた。

命令は直接的には二個の目的を包藏してゐる。一は積極的に傭主の從業者増員を奬勵して勞働機會の増加を企圖せることである。他は危急に瀕せる經營のため便法を與へてその蘇生を計り、以て消極的に勞働機會の減少せること之である。而して此二個の目的に就ては孰れも勞働賃銀の切下を公認することによつて到達せんとするものである。

命令の規定によれば農業及他の産業及事務所の經營及管理に於て從來に比し勞働者若くは使用人――年收八千四百ライヒスマルク以下の――を増員する場合には勞働協約實施の期間中に

於ても所定の賃銀率若くは俸給率を一定の割合で切下げ得るものとしてゐる。賃銀又は俸給の引下率は増員に正比例して増加し得る。然しこの賃率の變更に就ては農業と他の産業との場合によつて之を異にしてゐる。

從業員（勞働者及使用人）の増員とは一九三二年八月十五日現在の各經營の雇傭從業者數、若くは一九三二年六、七及八月の三月間の平均從業者數を標準とし、この標準に比してその從業者を増加せる場合をいひ、從業者の増加に就ては徒弟若くは無報酬勤勞者（Volontäre）は之を認めない（命令第一條第二項）。

命令の認めてゐる賃銀率切下率は左の如くである（命令第一條第二項及第六條第二項）。

農業		農業以外		農業		農業以外	
増員割合（%）	賃率引下率（%）	増員割合（%）	賃率引下率（%）	増員割合（%）	賃率引下率（%）	増員割合（%）	賃率引下率（%）
五以上	二	五以上	一〇	二〇以上	八	二〇以上	四〇
一〇〃	四	一〇〃	二〇	二五〃	一〇	二五〃	五〇
一五〃	六	一五〃	三〇				

この命令の適用に就ては重要なる例外がある。それは所謂季節性の産業である。一年の一定期間のみ從業者をして就業せしめ、又は一年の内一定期間に於てのみ繁忙のため正規に從業者

數を增員するが如き產業の經營若くは管理に就ては、この就業若くは增員が每年九月乃至翌年三月に亙る期間に行はるる場合に就ては敍上の規則を適用しないこととなつてゐる(第二條)。

現實の勞働者若くは使用人の賃銀又は俸給の率が勞働協約所定率以上なるときは、この現實率を以て勞働協約所定率と見做して切下率を計算せられる(規則第五條第二項)。貨幣賃銀に依る物給、實費補償、家族割增手當其他之に類する補償は之を以て賃銀とは見做されないが(規則第六條第二項)只物給の場合に於てその給與物品の價格が勞働協約所定の貨幣賃銀率より高きときは賃銀切下に就ては上表の倍率を以てせられる(命令第六條第二項)。

從業者增加測定標準に關する重要なる規定は農業從業者數に關するもので、それは一箇月內に完全に十二日以上雇傭せられる者のみを以て算定することである(命令第六條第二項)。而して產業の經營又は管理の如何を問はず、從業者の勞働時間が四十時間以下なる場合に於ては新規傭入の從業者數增加算定に就て特別の規定が設けられてゐる。卽ち、一般に經營若くは經營部門に於ける勞働者若くは使用人につき、一九三二年六・七・八の三月間に於ける勞働時間が一週間平均三十九時間以下なるときは新規傭入從業者數は之を三分の一、又、平均三十時間以下のときは三分の二、平均二十四時間以下のときは二分の一を加算して增員せる者と認められてゐる(規則第五條)。經營困難にして旣に短時間勞働を實施せる經營に就てはその增員の場合には之を特に優遇せんとするものである。

この制度の監督及取扱は經營の所在地を管轄する調停官が取扱ふものである。この制度を惡用して賃銀切下の權利を行使するがため不當の勞働の變更を行ふ場合、その他現實に從業者を增員するも本命令の趣旨に反するものと認めたる場合には、調停官は傭主をして賃銀率引下の特權の行使を禁ぜしめ得ることとなつてゐる(命令第四條第一項)。

以上は專ら本制度が積極的に勞働機會の增加を目的とする方面に關する規定のうち重要なる部分を瞥見したのである。その消極的方面に於ては、經營若くは經營部門が從來の勞働協約の規定に從つて所定の賃銀又は俸給率を支拂ふ場合には、業務の存立は脅かされ閉鎖のほか途なき場合、若くは舊來の所定以下の賃銀率若くは俸給率を支拂ふに於ては從來一時閉鎖せる經營又はその部門が蘇生し得ることが期待し得る場合に關する規定である。

かくの如き場合に於ては關係者の申請によつて調停官が事態を調査して引下ぐべき賃銀又は俸給の率を定める。然し如何なる場合に於てもこの引下は從來の協約所定の二〇%以上に超ゆることはできない(命令第八條第一項)。その實際の引下率の程度は調停官が之を決定するも(同條同項)、その決定に就ては關係者の意見を聽取することとなつてゐる。

以上雇傭機會增加及維持に關する最近の制度を見たが、この制度は一九三二年九月十五日を

以て實施せられ、その實施期間は一九三三年三月末日までとせられる一時的便法たるものである。この制度の效果に關してはまだ徵すべき資料はない。然し歐洲大戰直後英國に於て出征兵士中の負傷者に就職機會を與へるがため採つた所謂「皇帝制定名簿登錄」(King's Role)の如き、單に此種の兵士を採用せる傭主の名譽を表彰するに過ぎない制度に比し遙かに效果的なることは疑のない所である。同時にこの制度が間接に四十時間制度普及の上に障害除去の效果を與へるであらうことは看過すべからざる重要な意義を含んでゐることに注意しなければならない。

第四節　國內移住と自由意思による勤勞の奬勵

一　農民國內移住の奬勵　國內に於ける都市集中の弊を避けて人口の分配を再整することは、或場合に於て失業緩和に多少の效果を齎らすことは否定し得ない事實である。英國が一九二八年設立した產業移轉局(Industrial Transference Board)はかくの如き目的の下によるものである。而してドイツに於ではかくのごとき特種の機關は設置しないが諸多の法規を以て主として農業開拓の形式でこの目的を達しようとしてゐる。

國內移住は主として東部プロシアに於ける自作農創定を目的としてゐる。然し同時に失業者

乃至は農民の現住地域の近接地に於ても適當なる土地獲得の可能性ある場合には之を奬勵してゐる。かくの如き制度を設定したのは一九三一年三月の「農業移住奬勵法」(Gesetz zur Förderung des landwirtschaftlichen Sieldelung)である。

農民の國內移住に就ては既に歐洲大戰直後の一九一九年にドイツ國內移住法(Reichssiedlungsgesetz)の設定に始まつてゐるが、移住奬勵の强化は一九三〇年十二月の「經濟及財政確保に關する大統領令」(第四篇第一章及第七篇第一章)及同年七月の「經濟、財政及社會上の緊急狀態防止に關する大統領令」(第三篇により東部プロシア農業奬勵のためドイツ國內移住銀行を設定した)によつて進められ、更に前記の一九三一年三月の法律は一層之を强化するに至つた。

之等經濟法規の定める所によれば國民の移住に就ては移住組合(Sisdlungsgesellschaften)を組織し、組合は州若くは市町村と同じく移住銀行その他の機關を通じて資金の貸附を受け移住民に就ては年賦償却、利子補給等々の便法を設けられる。而して政府は更に貸附に對する保證責任を負擔する。之等のため政府は國家の豫算中より失費を負擔し、一九三一年の法律は一九三一年度に於ける負擔の程度を一億五千ライヒスマルクに限定してゐる。

國內移住奬勵が如何なる實績を齎らしたかに就ては最近の資料を缺くも、一九三〇年に於て

農業移住組合が自己のため若くは他の委託を受けて獲得した土地は十二萬七千ヘクタールに上つてゐる。その成績は一九二四年乃至一九二六年の平均に比して三倍に達してゐる。而して一九一九年の移住法發布以來一九三一年末までに於ける移住者及組合の獲得土地の總面積は約五十萬ヘクタールに達し、更に重要なることは移住件數に對する土地獲得の平均面積が漸次增大を示して來てゐることでこの點に就ては統計があるから參考として左に掲げる。

第四十四表　一九一九——一九三一年國內移住者土地獲得面積別

年別	新移住者數	獲得地二ヘクタール未滿		獲得地二——一〇ヘクタール未滿		獲得地一〇ヘクタール以上	
		獲得者數	百分比	獲得者數	百分比	獲得者數	百分比
一九一九—二六年(計)	一八、七一八	九、一八三	四九・一	三、一九一	一七・〇	六、三四四	三三・九
一九二七年	三、三七二	一、三六三	四〇・四	六三三	一八・八	一、三七六	四〇・八
一九二八年	四、二五三	一、三四九	三一・七	八六七	二〇・四	二、〇三七	四七・九
一九二九年	五、五四五	一、五九一	二八・七	一、二四一	二二・四	二、七一三	四八・九
一九三〇年(△)	七、四四一	一、六四八	二二・一	二、一六四	二九・一	三、六二九	四八・八
一九三一年(＊)	九、〇四六	一、三五二	一五・〇	二、九五二	三二・六	四、七四二	五二・四
計(＊)	四八、三七五	一六、四八六	三四・一	一一、〇四八	二二・八	二〇、八四一	四三・一

「經濟と統計」一九三二年第八號二三〇頁以下に依る。△印は表示のほか獲得面積不明のもの五六七件(六、一二〇ヘクタール)より。＊印は暫定數字。

國內移住に就ては近接地移住をも奬勵せられてゐることは既に一言した所である。近接地移住の成績を見るに、一九二九年以後の三年間に於て各年新移住者は六千六百人から一萬九百人に增加を示し、獲得せる土地總面積は一萬五千ヘクタールから二萬二千ヘクタールに及んだ。而して各年に於ける各一人當り平均獲得土地面積は一九二八年には一・二ヘクタールであつたが一九三一年には二・〇ヘクタールを示してゐる。

國內移住奬勵の效果は誠に顯著なるものがある。この種の奬勵が農業方面に於ける生產增加には重要なる意義を有するやは明らかであるが、その失業緩和に關する效果は決して大なるものではない。

二　失業者植民地の創定　慢性的失業現象發生の時期に於て失業者を徒らに失業給付によつて維持することは、單に財政的見地から與し得ない許りでなく更に失業者の心理上の惡影響をも考慮せらるべきであらう。經濟的不況が繼續して世界民衆の購買力が萎微せる今日、果して何時に於て失業者の巨群を產業に再吸收し得るやを見透し得ない時期に於て、失業者の將來の就業可能性を放棄せしめて之に自給自足の生活を與へることは止むを得ない失業對策の一と考へなければならない。

一九三一年十月大統領は（一九三〇・一二・一八、一九三一・六・五大統領變更に關する命令に

於て）失業者植民地の設定に關する規定（第四篇第二章）。を發布した。この命令は失業者にして失業保險制度の定めてゐる給付若くは市町村の救濟を受くる者に對して政府保證の下に土地購入の便宜を供し、資金を給し、購入地價格は之を月賦償還の方法によらしめ、該失業者の住宅及之に附屬する二エーカー乃至四エーカーの地を購入せしめ、以て簡易なる農業殊に園藝に從事せしめて最低に於て自給自足を達せしめることを目的としてゐる。

規定によれば政府は先づベルリンに於て土地五千エーカーを獲得し之に二萬乃至二萬五千エーカーの住宅を建設し、失業者に對しては移住費として各人に五百ライヒスマルクを給與し、移住後第一回の收穫を得るまでは失業給付相當額の價格の物品を給してその生活を保證するもので、之がため政府は家賃稅收入から二億ライヒスマルクを醵出する。而してこの制度は將來之を擴張して少くも失業者十萬人を之に吸收し、失業救濟のための費用七十萬ライヒスマルクを節約せんことを期してゐる。

この新制度の效果に關してはいまだ之を立證する資料を有しないが、この制度は前項に述べた農業移住奬勵とともに直接に當該失業者の生活保證を目的とせるも、同時に之等の制度が何れも必要とする住宅建築により建築業及之に關する諸他の產業に於ける失業緩和に多少の功獻を齎らすことは疑なき所である。

三　自由意思による勤勞の奬勵

失業保險制度は失業者に給付を給與し以て失業者の最低生活を保證し、從て失業者は馴れて安逸を貪り、これがため失業者の心身を墮落せしめるとの理由から失業保險制度そのものを否定する說は少くない。一九三一年七月の「自由意思による勤勞奬勵に關する命令」（Verordnung über die Förderung des freiwilligen Arbeitdienstes）はかやうな失業保險制度に於ける一弱點を匡救し得る效果を齎らすであらう。

この命令は、失業保險制度に基く失業給付若くは緊急給付の受領者にして所轄職業紹介所長の同意を得て公益ある補助勞働に從事する者を奬勵する目的に出てゐる（命令第三條及條一條）公益性なる勞働とはこの勞働が直接には特定の範圍のもの、例へば會社或は組合の如きものの利益のため行はるるも、この勞働の遂行が一般に公益を伴ふ場合にも認められ（第一條第二項）從てその勞働の範圍は非常に廣範である。

自由意思による勤勞者が勤勞に從事する場合に於ては勞働日一日二マルクを限度として二十週間この手當の給付を與へられ、二十週間を經過するも尙ほ勤勞の繼續する場合には管轄職業紹介所の認定によつて更に手當給與の期間が延長せられる（第四條第二項）。而して中央職業紹介事務局に對し特に國家が費用を提供した場合には、年齡二十一歲未滿なるため失業給付若くは緊急給付受領資格の缺格者に對しても前述の手當が給せられるが、この場合に給與期間の延

長は認められてはゐない(第五條第一項)。

この制度の他の重點の一はこの制度を以て國内農民移住及失業者植民地創定に關聯せしめ、自由意思による勤勞者の預金制度を定めたことである。

自由意思による勤勞者にして十二週間以上就業する者はその勞働一日に對し一・五マルクの預金を爲し得る規定を定め(第七條第五項第一號)、更に預金奬勵のため預金に對し年六分の利子を附し、預金は所管職業紹介所を通じ國家に對して行ひ、國家は之をドイツ國債簿(Reichsschuldbuch)に記入し、差押のごとき方法を禁じ、且、預金は預金者たる自由勤勞者が國内移住若くは自己の住宅建築の場合にのみその引出を認むるものとしてゐる(第十九條第一項及第二項第四號及第五號)。

自由意思勤勞が農業國内移住の爲め行はるる場合には前述せる所に則り、該勤勞者が年齢二十五歳以上なる場合に手當を給することと(一九三二・五・二五、自由意思による勤勞奬勵命令に關する補充命令)として農民の國内移住を一層助長せんとしてゐる。

第四十五表　一九三二年八月――一九三二年六月自由意思勤勞者の勤勞狀態

調査年月日	自由意思勤勞者數 總數	内、年齢二十歳未滿者	勤勞週間及未滿勤勞者數	特別自由意思勤勞者數 十週間以上勤勞者數	勞働延日數	工事件數
一九三一・八・三一	一〇六	四四	一〇六	—	二、三二六	四
〃 九・三〇	二八九	一五一	二八九	—	六、八九一	一七
〃 一〇・三一	一、四五〇	八一六	一、三六〇	九〇	二〇、九五八	八五
〃 一一・三〇	五、〇三三	二、八七三	四、八一三	二三一	七一、七七六	二〇八
〃 一二・三一	六、八一〇	三、九〇〇	六、四〇二	四〇九	一五六、七三八	三四〇
一九三二・一・三一	一三、二五三	七、〇二三	一〇、七七三	二、四八〇	二〇〇、一八六	五〇九
〃 二・二九	一八、八二一	一〇、〇八一	一三、七三二	五、〇九〇	—	—
〃 三・三一	二五、三八六	一三、三三三	—	—	—	—
〃 四・三〇	三七、九六七	二〇、五一〇	—	—	—	—
〃 五・三一	五三、三〇〇	二九、一一八	—	—	—	—
〃 六・三〇	七〇、四四四	三九、〇一八	—	—	—	—

ライヒスアルバイツブラット及ドイツ勞働年鑑による。

第五節　海外移民政策

ドイツの滿洲移出民の必要は經濟史上ドイツの農業國から工業國への變遷過渡期たる一八八〇年乃至一八九四年に於てその最高潮に達し、殊に一八八一年の如き海外移出者數は實に二十

二萬三千人に達した。然しその後の工業化の促進は顯著なる出産率なるにも拘はらず容易に工業に吸收して滿洲移出の必要は激減し、歐洲大戰直前十年間に於ける各年平均移出民數は二萬六千人以下となつた。

歐洲大戰は事情を一變した。戰爭終結とともに職業人口は相對的に過剩を見た。それは戰後經濟復員への過渡的原因と休戰及平和條約の齎らせるドイツ經濟の挫折と戰爭そのもの、與へた資源の喪失及破壞なる稍や恒久的原因によつてゐる。然し大戰直後に於ては海運界未だ復活せず、爲替の低落はドイツ貨幣を低下せしめ、國交はいまだ充分なる回復を見なかつた。之等の原因は海外移出民による國内職業人口調節を達せしめ得なかつた。之等の諸種障害が稍や排除せられたのは恰も一九二一年の合衆國の移入民制限法の施行の頃からである。

合衆國移入民制限は一九二一年の法律により、爾後各年度に於てドイツ人の移入民を六萬八千人とし、一九二四年の法律により五一、二二七人に減ぜられ、更に同法により一九二七年以降は——然し實際にはこの規定は一九二九年七月から實施せられた——毎年二五、九五七人に制限し、一九三〇年以來ドイツ駐在の合衆國領事は合衆國へのドイツ移出民の旅券査證を一層嚴重にして移出民制限を更に加重してゐる。

かやうな事情の下にドイツは歐洲大戰後果して幾何の移出民を海外に送つたかは次の統計表

が示すであらう。

第四十六表 一九二一——三一年海外移出民數

年別	移出民數	年別	移出民數	年別	移出民數
一九一三	二五、八四二	一九二四	五八、三二八	一九二八	五七、二九三
一九二一	二二、六八一	一九二五	六二、七〇五	一九二九	四八、七三四
一九二二	三六、四七〇	一九二六	六五、二八〇	一九三〇	三七、三九九
一九二三	一一五、四一六	一九二七	六〇、七八九	一九三一	一三、五七〇

一九二一—二三年は國際勞働局編 Unemployment Some International Aspects, 1920—1928 Geneva. 1829 一五五頁、一九一三年及一九二三年—二八年は "Der Deutsche Oekonomik, 27 Marz 1930 四二六頁、一九二九年以降は「經濟と統計」による。

ドイツ海外移出民の多くの目的國は合衆國である。一九二〇年乃至一九三〇年に於けるドイツの移出民總數は約五十八萬人で内、約四十萬六千人卽七〇%は米合衆國に渡航した。その他主要の渡航國は南米で殊にブラジル(九・七%)、及アルゼンチン(約八%)で爾餘の諸國は何れも四%又は以下に過ぎない。

海外移住民の移住前の職業別を見るにその最も多いのは鑛工業と農業である。一九二〇——三〇年に於て前者は總數の約三九%を後者は約二六%を占めてゐる。之に次ぐものは商業及交

通業(一七%)、僕婢及各種日傭(約一四%)である。

一九二一年乃至二八年に於ける海外移出民の年齢を見るに十四歳乃至三十歳の者は五五・四%を占め三十歳乃至五十歳の者は二四・五%を占めてゐる。從て移出民がそれだけ國内に於ける就職爭奪戰を緩和するに與つて力はあるが、一般に國内不況のみでなく今日の如く世界一般が恐慌狀態にある場合、換言すれば特に移出民の必要多き時期に於ては事實上移民は最も困難を極めて、移出民が現實に國内の失業緩和に大なる效果を與へることは期待し得られないであらう。

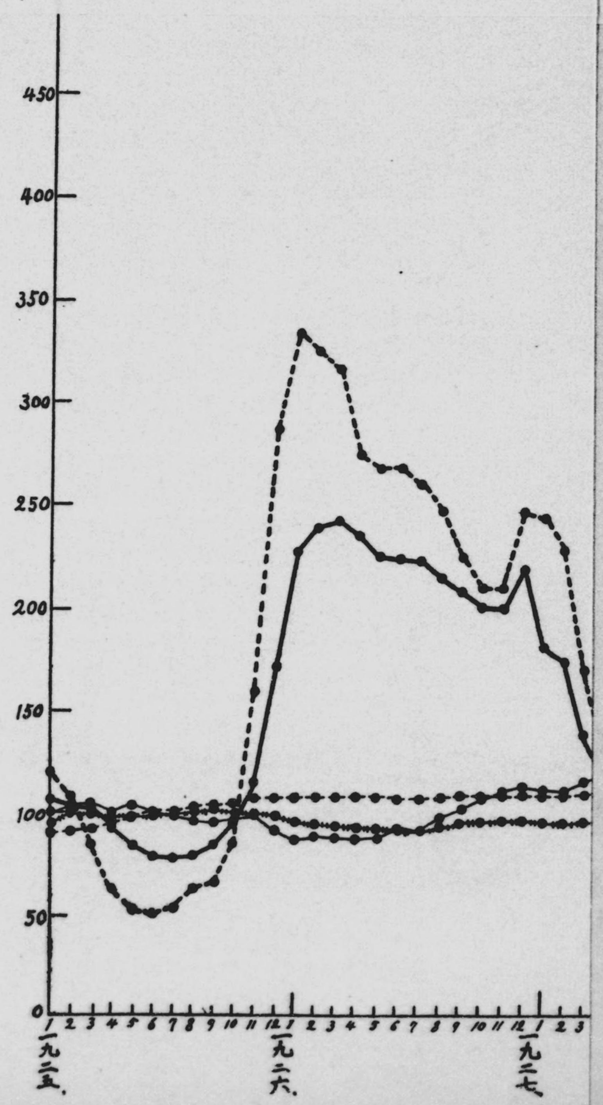

獨逸に於ける失業者指數

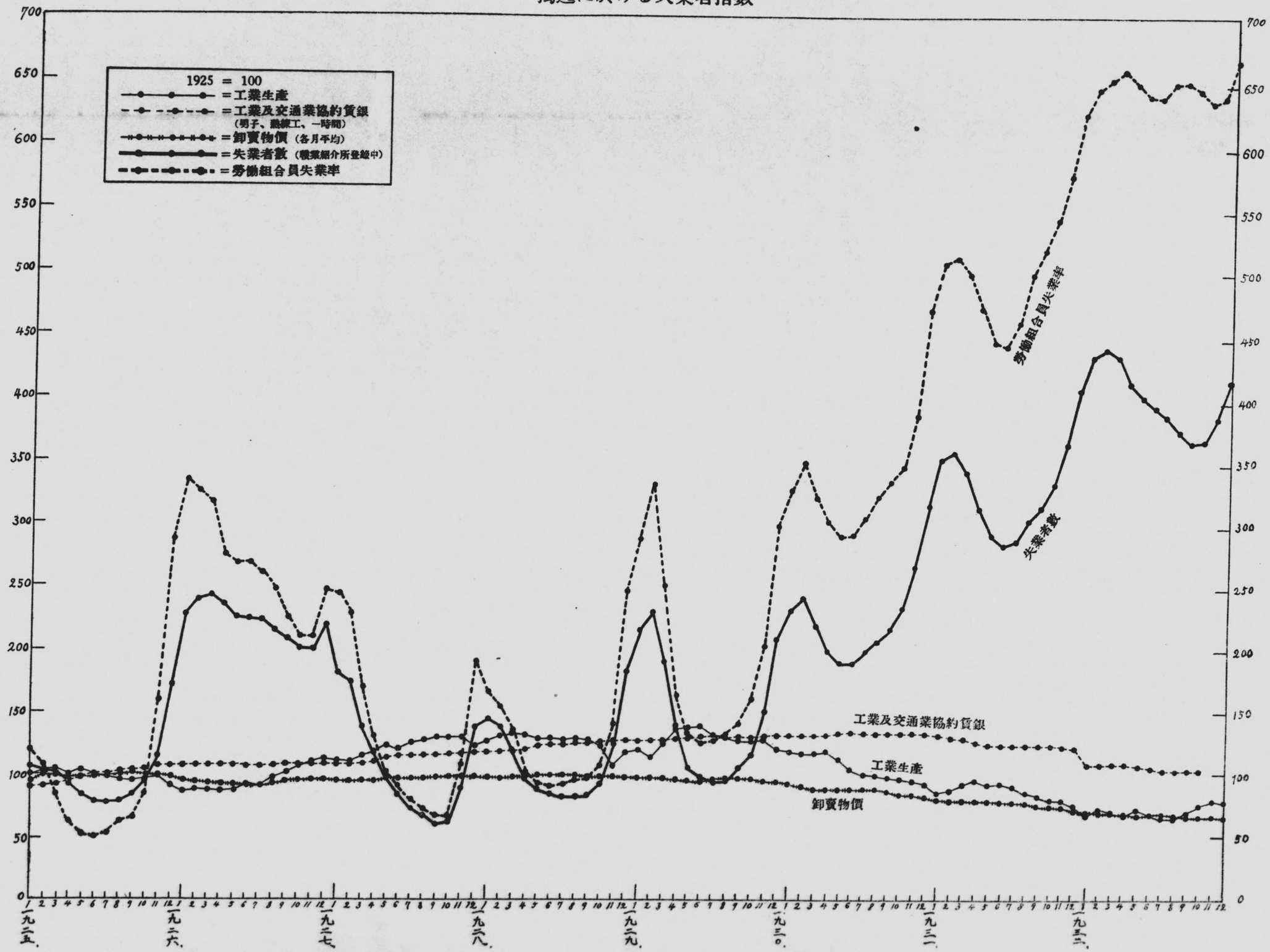

アメリカ合衆國に於ける失業及其對策

前篇 合衆國産業の最近の推移

第一章 緒 言

アメリカ合衆國はその本土のみを以ても廣袤七百八十四萬平方メートルの膨大なる面積を占め、溫帶及亞熱帶に亙つて乾燥地と濕潤地を含み、氣候と地質の變化に富むである。その地上及地下の天然資源は、その質に於て亦量に於て共に他諸國に優越し、加ふるに從來の比較的缺如した勞働力は種々の勞力節約の手段を生み、科學は極めて巧妙に産業に利用せられ、且新國にのみ見る國民の進取的、冒險的企業心は混じて國民經濟の急速なる發達を可能ならしめた。殊に最近十年間に於ける産業の機械化は著しく生産の增大を可能ならしめ、その進歩は驚異に値するものがある。

合衆國は長くその豐饒なる可耕地を開拓して歐洲への食料庫としての價値を發揮した。然し既に前世紀中葉以後に於ては工業の跳進極めて顯著で、例へばその重工業は本世紀初頭既に世界的地位を決定してゐた。一九〇〇年に於ける合衆國の重工業、殊にその鐵鋼業は他の歐洲の世界的鐵鋼國たる英獨兩國に比しその生産高に於て遙かに凌駕してゐた。同年に於ける英獨米

三國の銑鐵生産の四五％は合衆國の生産に屬し、又鋼に於ても四七％を占めてゐた。然るに歐洲大戰直前、卽一九一三年に於てはこの割合は更に增加し、合衆國の銑鐵及鋼の生産は各五三％及五六％を占むるに至つた。

以上は重工業の一例を示したに過ぎないが、鑛業に於ても一八九八—一九〇〇年の三年間の年平均を基準とする鑛業生産指數は一九〇八—一〇年の各平均に於て實に九〇％の激增を示した。殊に歐洲大戰後一層その重要を加速度的に增大し石油の生産の如きは一九〇〇—一三年の短期間に約十二倍の增加を見た。

かくの如き産業の急激なる發展が國民生活の物質的水準を如何に著しく高めたかは容易に想像し得る所であらう。合衆國の國勢調査局の調査によれば、同國の國富は一九〇〇年乃至一九一二年に於て八百八十億弗から一千八百六十億弗に增加した。この一事を以てしても合衆國が歐洲大戰前既に高度の國民經濟の水準を確保してゐたことが推知し得られるであらう。

歐洲大戰は世界の諸國に種々の重大なる影響を與へた。交戰國と否とを問はず、政治に經濟に或は社會上に幾多の變革を生ぜしめた。而してその合衆國に關する限りに於ては合衆國々民經濟をして更に重大なる飛躍をなさしめ、國民生活をして層一層向上せしめた。大戰は歐洲諸國の諸種生産機關を癱瘓せしめ、或は之を破壞せしめた。これがため歐洲の聯合國及中立國は

或は食糧を、或は軍需品を合衆國に仰がざるを得なかつた。かくして合衆國の農業と工鑛業と商業とは戰時に於て大なる擴張と向上を齎らした。

一九〇八—一〇年の各年平均を基準とする合衆國の各種産業の生産は一九一四年乃至一九一八年の大戰期間を通じて著しく增大した。これらの生産高は一九一八—二〇年の各年平均に於て農業は一九％を、鑛業は四五％、製造工業は四五・五％を增加した。かくして國内の鐵道輸送量は六二％の增加を生じ、外國貿易は頓に活氣を呈し、一九一〇—一八年の期間に於て合衆國の輸出は十八億弗から六十一億弗へ、又、輸入は十六億四千萬弗から三十一億五千萬弗に激增し、ために國民所得は一九一三年に於て三百十五億弗なりしものが一九一八年には約五十二億弗を示すに至つた。

歐洲大戰終幕直後の二年間は狂亂的需要洪水を生じた。戰時五年に亙つて抑壓せられたる消費は戰爭の終結とともに解放せられた。各國は爭つて平時的産業への復員を急いだ。合衆國の生産は益々刺戟を受けた。然し抑壓せられた需要の一わたり充足せられ、恰も歐洲その他に政治的不安を續出するや消費は俄かに萎微停頓した。戰後の各國の集團的失業の現象は此期に始まつた。一九二一年に於ける合衆國の失業者は總數四百萬人に達したと傳へられてゐる。

一九二〇年末乃至一九二二年に於ける世界不況はその本質に於ては所謂反動的性質を有する

ものに過ぎなかつた。從て戰時好況時に於て蓄積せられた貯蓄による潛在的購買力を有してゐた合衆國の民衆は、少くとも歐洲諸國民に比して遙かに大なる反撥力を有してゐた。かくして合衆國は既に一九二二年以來その經濟力を復興した。戰時戰後を通じ戰債、商品輸出、其他信用による合衆國の海外投資は每年多大の元利收入を生じた。民衆は賃銀の續騰によつてその購買力を再び擴大し得て産業は益々繁榮を味つた。繁榮の國合衆國に不況を生ずるが如きは國民の均しく期せざる所であつた。

一九二一年の不況は合衆國産業に整理過程を通過せしめた。一九一九年の調査による合衆國の製造工業會社は二十九萬であつたが、一九二一年には十九萬六千に減じ、爾後一九二七年には十九萬一千個に減じた。然しその使用動力馬力はこの期間に於て二千九百萬馬力から三千九百萬馬力に增加し、その生産總額は一九一九年の高物價時代と殆んど同一の水準を示してゐる。炭坑は一九一九—二九の十年間に於てその採掘を四億八千七百萬噸から六億二百萬噸に增加し、石油の採取は一千六百萬ガロンから四千三百萬ガロンに激增した。

産業の跳進は當然合衆國資本の海外侵出を激成した。歐洲大戰直前に於ける合衆國の海外投資總額は約二十六億弗と評價せられてゐる。然るに一九二〇年に於てはその外國商業投資のみでも約四十億弗に達し爾後加速度的に增大して、一九二八年には遂に百五十六億弗に達した。

かくして合衆國は年々多額の利子及利潤を海外から受取る。一九二一年乃至一九二六年に於て各國よりの受領利子及利潤は八千萬弗から六億八千八百萬弗に增加した。

一度は挫折したが歐洲大戰期及以降繁榮を繼續した地上の樂園合衆國にも不況は遂に現出した。多年好況を持し、金融政策は稍や放漫に流れ、國民は繁榮に醉つて投機に走り、將來の繁榮の繼續を豫想せる將來の購賣力を以てせる月賦販賣その他の方式によつて刺戟せられたる商品の需要に基く生産增大、大量生産を基準とせる生産の合理化及作業機械化による生産の一層の擴大等々は、一九二九年秋ニューヨークの一角に暴露せられた證券投機者の蹉跌を動機としてアメリカの産業はその根蔕に動搖を與へた。合衆國に投ぜられた一石は萬波を畫いて太西洋岸を洗ひ歐洲の天地に不況の波紋を現出した。かくしてイギリスの金本位離脱を機緣として世界の諸國は之に追隨し、不況は不況を生むで遂に世界恐慌を現出するに至つた。永久繁榮の夢を見たアメリカ經濟は一九三〇年以來苦悶に苦悶を重ねた。一九二三—二五年平均を一〇〇とする聯邦準備局の合衆國工業生産は一九二九年に於て一一九を示したが一九三〇年には九六に落ち更に一九三一年には八一に慘落した。一九二六年を一〇〇とする合衆國勞働省の卸賣物價指數は一九二九年の九五・三から翌年には八六・四に下り、爾來繼續落下し一九三二年（一月—十月平均）には遂に六五・二となつた。かくして一九二九年には八百二十億弗に達した國民所

得は最近に於て僅かに三百七十億弗に過ぎないと謂はれてゐる。戰後一度は四百萬人の失業に戰いた合衆國の街頭には今や何處に行く的もない一千萬の失業者の巨群が彷徨してゐる。而して此の失業群集は日增しにその數を增加してゐる。

アメリカ經濟は如何にして轉落したか、それを世界經濟の立場から見れば、第一には各國の政情及社會事情の不安定と、戰債及賠償問題の解決不能と、戰後諸國に興隆した國家思想乃至は國民思想の急激なる發達に基く諸國の保護關稅政策の徹底化と、更らに歐洲大戰を契機とする諸國の農工業の促進とが或は因となり、或は果となり、更に果は因を生んだ諸種の事實の錯綜に基くものであらう。然し吾人はこゝでは主としてアメリカ經濟の轉落を國內事情の立場から觀察してその轉落の跡を摸索し、その失業に及ぼせる影響を探知して見たい。

一千萬人以上の勞働者若くは他の有職者をしてその業を失はしめた經濟的原因は決して一ではない。或は總ての產業に亙る共通原因あり、或は產業の種別に於いてその原因を異にする、然し、その最大の原因は前述のやうに合衆國產業が殆んど例外なく蒙つた所の物價の慘落と生產の激增化に伴はざる消費の萎縮に之を求めなければならない。吾人は之等の方向から以下各種の產業中代表的のもの數種をとつて之に多少の說明を與へて產業の趨勢を概觀することにしよう。

第二章 農業の狀態

一 概觀

合衆國の農業は少くともその擴張の急テンポは、大體に於て本世紀初頭を以て終つてゐると考へなければならない。調査にまれば全國の全農場地面積は一八八〇年に於て五億三千六百十萬エーカーで、爾後各十年に於て各の一四%及二六%を增加し一九〇〇年には八億三千八百六十萬エーカーに達した。次期十年の擴張率は急降し僅かに四%を示したが、一九一〇—一九二〇年には再びテムポを增加して約一〇%の增加を示した。然し一九二五年の調査ではこの農場全面積は一九二〇年に比し增加せず却つて減少を示し、その減少率は三・三%となつた。爾來農地は增加を示さず、かくて合衆國農業は一九一〇年以來その發達のテムポを急降し、更に一九二五年前後からは發展は停止し衰微の兆をさへ生じた。アメリカ農業の粗放的經營は既にその限局に到達せるやを思はせる。

次に合衆國農業の特質の一二に就て考察を加へたい。その第一は農民の數である。一九三〇年に於ける國勢調査によれば全國の有職者總數は四千八百八十萬人にして、內農業（林業及畜

産業を含む）に從事する者は一千七十五萬人である。之を十年以前の一九二〇年の國勢調査の結果に比するときは實數に於て却て二十萬以上を減じ、全有職者構成に於ける割合に於ては二八・四％から二二・七％に下降し、農業の經濟上に於ける重要性は減少したかの觀を抱かしめる。農民及農村の重要性減少は農村及都市の人口關係からも看取せられる。卽、國勢調査によれば一九一〇年乃至一九三〇年に於て合衆國の都市（人口二千五百人以上）の增加率は總人口增加に對し六三・五％を示したが、農村（人口二千五百人以下）の夫れは僅かに八％に過ぎず、これがため農村人口はこの期間に於て總人口の五四・二から四三・八に減じた。

第二は農場の規模の變化である。この點に關して先づ統計に表はれた事實を左に示さう。

第一表　經營規模別農場數

經營規模別（單位エーカー）	一九一〇年 農場數	同割合（%）	一九二〇年 農場數	同割合（%）	一九三〇年 農場數	同割合（%）	一九一〇—三〇年增又は減（△）百分比
二〇未滿	八三九・二	一三・二	七九六・五	一二・三	九一八・一	一四・五	〇・九四
二〇—四九	一、四一四・四	二二・二	一、五〇三・七	二三・一	一、四四〇・四	二三・九	〇・一八
五〇—九九	一、四三八・一	二二・六	一、四七四・七	二二・七	一、二七五・〇	二一・九	△〇・四四
一〇〇—一七四	一、五六〇・三	二三・九	一、五〇〇・〇	二三・一	一、三四二・九	二一・四	△一・四四
一七五—二五九	五三四・二	八・四	五三〇・八	八・二	五三〇・六	八・三	△〇・二五
二六〇—四九九	四四〇・〇	六・九	四七五・七	七・三	四五一・三	七・二	〇・二六
五〇〇—九九九	一二五・三	二・〇	一四九・九	二・三	一六〇・〇	二・五	二七・六八
一、〇〇〇以上	五〇・一	〇・八	六七・四	一・〇	八〇・六	一・三	六〇・八八
計	六、三三七・六	一〇〇・〇	六、四九八・七	一〇〇・〇	六、二八八・九	一〇〇・〇	△〇・二

一九三一年合衆國統計拔萃（Statistical abstract of the United States, 1931）六四五頁，農場數割合は筆者算出。

この統計表によれば、一九一〇年乃至一九三〇年の期間に於て一度は增加した農村數が減少し、一九三〇年に於ては一九一〇年に比し却て減少してゐる。この事實は農村に於ける失業乃至失職の發生を物語つてゐる。第二に、合衆國の農村はその數に於て約三分ノ二以上は一七五エーカー未滿の中小經營に屬してゐることである。然し、この期間に於て五〇エーカー未滿の經營は微少ながら增大してゐるが五〇乃至一七五エーカー未滿の中位若くは以下の經營が顯著なる割合でその重要性を絕對的にも亦相對的にも減少しつゝある事實は二六〇エーカー以上の經營殊に一千エーカー以上の大經營の增加顯著なる事實とともに特に注意に値すべきことであらう。

後にも述べるやうに歐洲大戰直後二三年を除けば爾後農業に於ては好況と目すべき事實が無かつた。農産物價格は名目的には比較的好調を持續してゐたが、農家經濟は特に困難を嘗めて

る。かくのごとき狀態に於て極めて小規模なる農家が自給自足の目的の範圍に於て經營する場合はともかく、一般に營利の目的に出づる農業が經營困難なることは附言するまでもなからう。更に最近の事實は資本家的經營農業の發達顯著で、中經營以下の農家は之等大經營の壓迫を蒙ることは特に著しいものがある。

一經營二十エーカー未滿の小經營は前表によれば既に一九二〇年以前に於て增加傾向を示してはゐない。合衆國農務省の調査によれば之等小經營の數は九六六・六千であつた。從て小經營に於ては一九一〇—一九二五年の期間に於ては歐洲大戰の刺戟によつて漸增したが一九二五年以後に於ては急激に減少し、一九二五—三〇年の五年間に於て五%を減じた。之と稍や程度を異にするも二〇—四九エーカーの經營者に就ても同樣の傾向が見られる。

上表及上述せる所から類推すれば少くとも一九二五年及以降に於ては米國の農業は漸次その組織を變更せんとし、土地の兼併と資本主義的農家の經營の色彩が益々濃厚になつてきたことは明瞭である。一九二五年以後の狀勢に於ては之等土地を失つた者の離村は必然である。

上表に徵するときは合衆國の農業經營の規模は想像せられる程に大なるものではない。かくして米國に於ける農業勞働者の數は左程多數には上るまいと推定せられるが、その正確なる數字は固より、その概數すらも之を知る資料はない。何れにするも今吾人の關心は失業問題といふ見地から觀察するときは、農業勞働者中の失業量を推定することは決して重要ならざることではないが、合衆國一般農業の不振自體から生じた農民一般の購買力の減退が惹いて國民經濟に齎らした大なる影響こそは更に重要なる問題と謂はなければならぬ。今この問題を考究するに就て吾人は之を農業の生産と農産物消費及農産物々價と地價の變動の二點から最近に於ける農業の推移を觀察するであらう。

二 農業生産と農産物の需要

吾人は本章冒頭に於て合衆國に於ける農場擴張の推移に言及して合衆國の農業は一九一〇年以後に於ては、その擴張のテムポは急降したことを述べた。然し一九一四年以降の歐洲大戰はこの急降せる合衆國農業に再び急速度の擴張の拍車をかけた。國勢調査によれば合衆國の耕地は一八九九年乃至一九〇九年の十年間に於てはその增加は二千八百萬エーカーに過ぎなかつたが歐洲大戰の期間を含む一九〇九年乃至一九一九年の十年に於ては三千七百萬エーカーを增大してゐる。穀産はこの發展に追隨して增大した。然し一九二五年以降の農業不況は農地の擴大を見ず、その生産は爾來減少傾向が顯著である。

第二表　一九一三—一九三一年主要農産物收獲高（單位、一百萬ブッシェル、棉花五〇〇封度入一千梱）

年別＼農産種別	小麥	玉蜀黍	燕麥	大麥	ライ麥	棉花
一九二三—一四平均	八二七	二、五六〇	一、一三一	一八七		
一九二五—二八平均	八〇五	二、七八二	一、四八三	二二〇		
一九一九	九六八	二、八一一	一、一八四	一四八		
一九二〇	八三三	三、二〇九	一、四九六	一八九	六〇	一三、四四〇
一九二一	八一五	三、〇六九	一、〇七八	一五五	六二	七、九五四
一九二二	八六八	二、九〇六	一、二一五	一八二	一〇三	九、七六二
一九二三	七九七	三、〇五四	一、三〇六	一九八	六三	一〇、一四〇
一九二四	八六四	二、三〇九	一、五〇三	一八二	六五	一三、六二八
一九二五	六七六	二、九一七	一、四八八	二一四	四六	一六、一〇四
一九二六	八三一	二、六九二	一、二四七	一八五	四〇	一七、九七七
一九二七	七九九	二、七六三	一、一八三	二六六	五八	一二、九五六
一九二八	九一五	二、八一九	一、四三九	三五七	四三	一四、四七八
一九二九	八一三	二、五三五	一、一一八	二八〇	四二	一四、八二五
一九三〇	八五二	二、〇六〇	一、二七八	三〇五	四一	一四、二四三
一九三一	八九二	二、五五七	一、一一二	一九九	四五	

U.S. Dep't of Commerce 1931. Annual Supplement to "Survey of Current Business," 7, pp. 34—35 及同 1932 Annual Supplement, 251—

この表によれば穀産は一般に歐洲大戰中にその生産を可成りに增加し戰後最初の數年間に一層之を激化した。只、小麥は稍や素性を異にしてゐるが、之は一度は生活水準を向上した國民

が麵麭から肉食乃至は其他の高級食糧への趣味の變化を示さんとしたが、不況乃至恐慌は再び國民生活の低下を齎したものと解すべく、爾餘の農産品に就ては農耕方法の變化に基く家畜使用の減少及畜産工業の漸次的不振を說明せるものと解すべきであらう。

由來、合衆國は長く農産物の輸出國として重要なる地位を占め、又、合衆國自體としても農産物はその外國貿易上重要なるものであつた。一九一二—一六年各年平均の同國の農産物輸出は十二億六千萬弗で、同國の全輸出總額の四五・一を占め、この割合は一九二一年を除き漸次增加して一九二二年には五一・八%に達した。爾後農産物は價格に於ても亦數量に於ても漸次その輸出を減少するに至り、一九三〇年のごときは遂に三二・四に過ぎなかつた。

農業生産の困難はその生産の不足に歸因するものではなく、却てその生産の增大が惡影響を與へてゐる。合衆國の農産品殊に穀産品の輸出はその價格に於て多大ではあるが、その生産量に對する輸出量の割合は極めて微少で、從て輸出の增減は重要なものではない。然し、合衆國に於ける過剩生産は他國、殊にカナダ及び濠洲等の新進農業國の農産收穫の急激なる擴大に禍せられて一層急激に生じた農産物價格の低落に最も大なる影響を與へてゐるがこの點に就ては後に觀察する所に讓る。

以上は專ら生産の側から農業の狀勢を觀察したが農産物の消費方面に於ける變化に就て一言

附加したい。この點に就ては最近雜誌「アナリスト」が極めて興味ある一表を吾人に提供してゐるからこのうち農産物に關係ある事項のみを拔萃しよう。「アナリスト」は一九二〇年以降の時期に於ける合衆國生産の重要商品に對する國民一人當りの消費量の變化を數字によつて示してゐる。之によれば農村の不振とともに國民生活の水準の低下が容易に推知し得られる。

第三表　一九二〇—三一年主要農産品消費量變化（國民一人當り單位封度）

農産物種 / 年別	一九二〇—二二年平均	一九二三—二五年平均	一九二六—二八年平均	一九二九—三一年平均	一九三一年
小麥	二八一	二九七	二七一	二九八	三二九
大麥	六二・四	六九・四	八八・〇	九四・一	七二・六
玉蜀黍	一、五〇一	一、三六一	一、三〇九	一、一一一	九一五
牛肉	六〇・一	六四・七	五七・九	四九・九	四八・二
羊肉	五・五	五・二	五・五	六・五	七・〇
豚肉	六三・四	七二・三	六九・四	七〇・三	七〇・〇
馬鈴薯	二二五	二〇二	二〇七	一六九	一八二
牛乳	八四九	一、〇〇〇	一、〇〇八	九五六	九六三
林檎	七六・五	七四・六	七一・七	五八・三	七四・一
棉花	二八・八	二九・九	三二・一	二七・五	二四・七
羊毛	五・三一	五・五七	五・〇二	四・八〇	四・六三
麻類	五・二九	五・〇五	四・六六	三・九四	三・二三

Annalist. 一九三二・七・二二號

衣食の變化は必ずしも生活水準の變化を意味するものではない。前表に於ける棉花羊毛及麻類の消費の減少は他面に於て絹及人絹の消費增加の影響を考慮しなければならぬ。然し合衆國農村に於ける之等農産品の生産に影響を蒙るべきことは附言するまでもない。小麥及大麥は大體に於て消費增加の傾向を示してはゐるが、他方高級品に屬すべき肉類中殊に牛肉の消費減退は明らかに國民の生活低下を反映せるものと解すべきであらう。一般に小麥及牛乳の異例を除けば農産物の消費は可なりの消費減少を生じ、小麥及大麥の消費增加は半面に於てより高價なる食料品の消費減退の犧牲によることを注意しなければならない。

三　農産物々價と地質の變化

商業的經營に於ける物價の意義に就ては今更ら言ふを俟たない。吾人は先づ合衆國農産物の國内卸賣價格が最近に於て如何なる推移を辿つてきたかを一瞥しよう。

第四表　一九一三—一九三一年農産物卸賣價格指數

年別 / 農産種別	一般農産物	小麥	大麥	玉蜀黍	棉花
一九一三	七一・五	—	七九・七	八二・八	七三・二
一九二〇	一五〇・七	—	一九三・八	一八四・〇	一九三・七
一九二六	一九二七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一九二七	一九二七	九九・四	九一・〇	二二〇・三	一二三・四	一〇〇・六

一九二一	八八・四	—	九二・三	六八・〇	八六・三	一九二八	一〇五・九	八一・四	一二一・九	一二一・三	—	—	—
一九二二	九三・八	七九・三	八九・二	七八・七	一二一・一	一九二九	一〇四・九	八三・五	九八・四	一二〇・〇	一〇九・一	六五・三	一二四・三
一九二三	九八・六	七五・二	九三・八	一〇七・七	一六七・四	一九三〇	八八・三	六〇・〇	八・三	一〇五・三	七七・七	四九・一	—
一九二四	一〇〇・〇	九〇・三	一一八・八	一二三・六	一六四・〇	一九三一	六四・八	四三・五	七一・九	六五・三	—	—	—
一九二五	一〇九・八	一〇九・六	一二一・九	一三三・四	一三四・三	一九三二	四九・〇	—	—	—	—	—	—

農産物一般價格指數は Monthly Labor Review 一九三二年二月號以下同誌諸號による一九二六年を一〇〇とする勞働者調査商品卸賣價格指數、他の指數は前出 1932 Annual Supplement 一五一頁以下掲載標準品價格より算出

農産物價格は一般に戰後に於ては一九二〇年の非常な例外高物價時期を除いて一九二九年までは可成りの水準を維持してゐた。然し一九二九年を限界として爾後價格は急落し、一九三〇年には遂に戰前價格以下に陷つて終つた。この表から知られるやうに合衆國農産物中重要商品たる小麥及棉花の價格降下の割合は特に顯著であつて、これから見ても合衆國農業の窮迫の程度が覗はれるであらう。

この統計は少くとも一九二九年までは農家の經濟の緊迫度はあまり著しくはないやうな印象を與へる。然し、これは事實を裏切つてゐる。蓋、合衆國に於ける農産物價格の比較的高き水準を維持し得たのは裏面に於て生産費の切下が不可能なる事實が潜んでゐたからである。農業勞働賃銀の如きその一例である。今、この點を實證するがため聯邦準備局の調査による農家の

經濟實相を示す統計を左に掲げよう。

第五表　一九一〇—一九三〇年農家收支指數對照（一九二三—二五年＝一〇〇）

摘要 / 年別	農産物販賣收入	農家支拂必要費 生計費	生産費	計	農業勞働賃銀	農業財産に對する課稅（一九一四年＝100）
一九一〇—一四年	七二	六一	六九	六五	六〇	一〇〇
一九二〇	—	—	—	—	—	一五五
一九二一	八三	一〇一	九八	一〇一	九〇	二一七
一九二二	八九	九八	九七	九八	八七	二三二
一九二三	九七	九九	九八	九九	九九	二四六
一九二四	九六	九九	九九	九九	九九	二四九
一九二五	一〇六	一〇一	一〇三	一〇三	一〇一	二五〇
一九二六	九八	一〇一	九九	一〇一	一〇二	二五三
一九二七	九四	九九	九九	九九	一〇二	二五八
一九二八	一〇〇	九九	一〇一	一〇一	一〇一	—
一九二九	九九	九八	一〇一	一〇〇	一〇二	—
一九三〇	八四	九三	九七	九四	九一	—

一九三一年統計拔萃六七四頁。課稅指數は「合衆國最近の經濟推移」(Recent Economic Changes in the United States, 1929) 第二卷五四八頁に據る。

この表によれば合衆國の農家は一九一四年以前を除き、戰後に於けるその收支は全然均衡を

得てゐない。農産物價比較的高水準を維持し得た年度に於ては生産費及生計費は更に一層高き水準を維持した。この表から直接に合衆國農家經濟の破綻を結論することは妥當ではないが、少くとも農家經濟が歐洲戰爭を境としてその均衡度を著しく破壞したと云ふ事だけは斷言し得られるであらう。歐洲戰後に於て合衆國の農業は未だ好況を見舞はれたことはないと極言せられてゐる所も必ずしも不當とは言ひ難い。之等の點に關し極めて最近の事情を示す資料は缺くも、この收支不均衡は一層顯著となつてゐることは拒否し得ない所である。

農家の個人經濟を離れてその國民經濟的觀點に立脚せば、合衆國の農業經濟は一九二九年と一九三一年の間に於て農産總收入は約百二十億弗から約七十億弗へ、卽四〇%以上の減少を生じてゐる。この一事のみを以てしても農民購買力の激減が合衆國一般産業へ如何に大なる影響を與へたであらうことが推察せられるであらう。

かくのごとき農業不況は如何にして生じたか。それには幾多の原因を列擧し得るであらう。政治上に於ける農業は工業の擡頭に基きその勢力を激減せることはその一因たるに違ひはない。しかし、政府は尙ほ農産品に對してこの價格の低落防止のため五億弗の巨費を投じて小麥及棉花の政府買入を斷行し、或は從來行はれてゐた聯邦土地銀行以下の諸機關による農業金融を一層圓滑にせしめ、或は復興金融會社はその資金中二億弗を農村の諸組合に融通せるが如き

幾多の保護及救濟制度が試みられた。然しそれらの手段は大なる效果を奏し得なかつた。農業不況は單に國内的のみでなく國外的の影響が遙かに大なる寄與を爲してゐるものと見なければならない。それは外國、殊にカナダ、アルゼンチン及濠洲に於ける小麥生産の激增、印度及埃及に於ける棉花栽培の擴張の如きその適例である。かくして主要農産物の貯藏は益々增加するとともにその價格は急落傾向を繼續して止まない。農産物は今や世界的に極端なる過剩生産に陷つてゐる。しかもこの現象を一層助長せしめることは戰後に於ける耕作方法の改良が少なからぬ影響を與へてゐる。

農業のかくのごとき狀勢は必然的に土地の價格を低減せしめた。農務省の調査によれば合衆國農業州十五州の土地平均價格は一九二〇年乃至一九二八年に於て三五%を減じた。地價の低落が農家の擔保力を減殺し、金融獲得の利便を減少するは言ふまでもないが、この機會に於て土地の兼併の動機を一層濃厚ならしめ。小農をして益々窮地に陷れたであらうことを想像することは決して不當ではないであらう。

四、農業方法の改善—機械力の應用

合衆國農業に於ける大經營急展の狀勢に就ては嚮に一言した。大經營は資本家的經營の方法

によることは言ふまでもない。更に國外に於ては新農業國に於ける低廉なる農産物の激増を生じてゐた。第三には、戰後に於ける諸外國及國内に於ける經濟不況による消費の減少等々の理由は、錯綜して農業と工業の別なくあらゆる産業部門に於ても總て價格低下の意識的努力の必要に迫られた。農業に於ける機械力の利用はその一の表現に過ぎない。

農業技術の改善は種々の方面から觀察し得られる。統計は稍や古いが、一八九九年に於ける農業の動力使用量（二千三百五十萬馬力）を一〇〇とする指數は一九〇九年に於て一三二、又一九一九年には一八六、而して一九二三年には二〇二を示してゐる。更に、農務省の調査によれば全國の農耕用馬匹（馬及騾馬）は一九一〇年に於て約二千四百萬頭から漸次增加し、一九一九年には二千六百四十萬頭に達したが、爾後繼續減少して一九二九年には十九萬五千頭以下となつた。

以上の事實は全く農業技術上に於ける作業の機械化を反映せるものと認めなければならない。馬匹に代る農業用の機械の一は牽引自動車（トラクター）である。從來の勞働者一人にて二頭の馬匹を以てする耕耘は一日僅かに八乃至十エーカーを行ひ得るに過ぎないが、一臺の牽引自動車は一人の操縱により一日六十エーカー以上を耕し得る能力があると謂はれてゐる。かかる能率大なる新機械は逐年その製造及使用臺數を激增せることは怪しむに足りない。いまその狀況を左に掲げよう。

第六表　一九一〇—一九二九年牽引自動車製造及使用臺數

摘要 年別	製造臺數	使用臺數（一月一日現在）	摘要 年別	製造臺數	使用臺數（一月一日現在）	摘要 年別	製造臺數	使用臺數（一月一日現在）
一九一〇	四、〇〇〇	—	一九二一	七三、一九八	三五四、六〇〇	一九二六	一八一、九九五	五八五、〇六八
一九一四	一〇、〇〇〇	—	一九二二	九九、六九二	三八一、六七五	一九二七	二〇〇、五〇四	六四三、八二五
一九一八	一三三、六九七	八〇、一〇〇	一九二三	一三四、五九〇	四四七、〇〇〇	一九二八	一七一、一三七	七六八、八二五
一九一九	一六四、五九〇	一四七、六〇〇	一九二四	二一九、三〇五	四九八、三三五	一九二九	—	八五二、九八九
一九二〇	二〇三、二〇七	二四六、一三九	一九二五	一六七、五五三	五〇六、七四五	—	—	—

前出「合衆國最近の經濟推移」第二卷　五五九頁。

農業作業に於ける機械力の應用は枚擧に暇がない。然し特に他に一例を擧げなければならないのは所謂「連結機（コンバイン）」で、刈取りと打穀とを同時に可能ならしめる機械の利用である。「コムバイン」は最初カリフォルニア州で使用し始められ、一臺の使用は馬匹十二乃至二十頭を節約し得られたと謂はれてゐる。更に或種の「コムバイン」にありては自動的にその打穀せる穀物を貨車若くは貨物自動車に積込む裝置を附設せるものがある。かくの如き機械力の利用は人間勞働力と畜類の必要を非常に減少せしめ、且、收穫能率を非常に增大し同時に生産費の切下に大

なる影響を與へた。コムバインは一九二三年乃至一九二七年に於て國内の販賣臺數は約一千一百臺から一萬一千二百臺へ、卽十倍以上の增加を見、その使用の一例を見るもモンタナ州では一九二五年乃至一九二八年の短日月の間に一一二臺から二、七二〇臺に激增した。

農業上に於ける機械力の利用は生産能率に大なる變化を齎らした。穀類、馬鈴薯、甜菜及棉花の四種生産物の收穫高は數年前に於て一人當年五六〇ブッシェルに上り、歐洲に於て近年最大の能率增進を示したドイツに比し尙ほその一人當收穫高は一・八倍以上に達してゐる。大統領の召集せる一九二八年の失業協議會の直接成果たる報告書にして今まで吾人の屢々引用した「合衆國最近の經濟推移」の示す所によれば、合衆國農民一人當りの生産高は一八九八年乃至一九二六年に於て左の如き發達を示してゐる。

一八九八―一九〇〇年平均――一九〇八年―一九一〇年平均	六％
一九〇八―一〇年平均――一九一八―二〇年平均	二〇％
一九一八―二〇年平均――一九二四―二六年平均	二〇％

最近の不況は生産費の一層の低下を要してゐる。從て最近に於けるこの一人當りの生産高は益々增大せるものと認むべき充分なる理由がある。

機械力の利用は能率增進を意味し、同時に人畜の勞力節約を招來する。更に近來の不況は生

産費の切下を必然的に要求するも機械の購入には直接に多大の經費を意味する。かくして合衆國農業經營は一面に於て小農の打倒、賃銀勞働者の驅逐、經營の資本主義化、土地の兼併等々の幾多の悲喜錯綜せる事實を招來してゐる。

五、結

以上吾人は合衆國に於ける最近の農業の推移を概觀し、その合衆國一般の經濟に及ぼす影響の一班を探知した。而して合衆國の農業の戰後の不況は、單に國内的事情のみでなく外國の事情又與つて力大なることを述べた。それはともかく、かくの如き不況は旣に述べたやうに農民の實數を近年に於て減少せしめた。

合衆國に於ける農業投資總額は一九二八年の推計によれば約五百億弗で、之に對して農家の負債は約百四十億弗である。而して同年以降の負債が加速度的に增加したであらうことは疑なき事實である。このことは農民の破産件數に反映し、一九一〇年以降に於けるこの件數は一九一七年は一、九〇六件であつたが一九二五年には七、八七二件に達し、爾後多少減少を示したが一九二九年には尙ほ五千件を示した。その後の資料を欠くもこの件數の增加は又明らかであらう。

かかる農業の狀勢は離村者を增加せしめる。農務省調査及國勢調査の結果によれば、一九二〇—二五年の期間の離村者は二百萬人を超え、一九二六年は約六十五萬人であつた。爾來離村者が減じた如きも之は農家經濟の緩和を證するものではなく、都市に於ける工業の勞働者吸收力の減退の影響に基くことは明瞭である。

第三章　工鑛業の變化

一、概　觀

豐富なる資源を含む廣大なる領域は合衆國の原料供給と國內販賣市場を供し、更に諸種機械力の產業に於ける利用は生產量を增加せるとともに販賣市價を低減せしめ、殊に戰後に於ける高賃銀政策と俟つて合衆國工業を繁榮ならしめた。ドイツの一學者は合衆國の繁榮の原因の三分ノ二はその豐富に包藏する天然資源の賜であると喝破したが、他面に於て工業上の爭覇的企業冒險心のその繁榮に齎らせる力も亦之を看過すべきではないであらう。

合衆國農業の食料供給力は既に述べたが、林產も亦極めて豐富にして山林の全面積は二二二・六百萬ヘクタールに上り、その產出材の種類極めて多樣である。更に近代工業の根基たる動力供給資源に就ては驚くべきものがある。水力電氣は未だ利用充分ならず、僅かに可能豫想量の三分の一に過ぎないが尙ほ現在利用は全世界の七%を占め、石炭の包藏量は全世界の四一%、而して最近利用頓に激增した石油の產出は世界第一位を占め、全世界供給の六八%以上に達してゐる。而して鑛物資源又極めて豐富にしてその鐵鑛、銅鑛、亞鉛鑛、鉛鑛等又世界の主位を

占め、最近工業上最も重要なる地位を占めるに至つたアルミニュームの生産の如き又遙かに各國の壘を卓越してゐる。

合衆國の重工業が既に歐洲大戰前に於て、その生産量に於て斷然他の大生産國を壓倒してゐたことは嚮に冒頭に於て吾人の一言した所である。合衆國の工業發達には驚異すべきものがある。驚異は重工業乃至は多くの諸種輕工業に屬する舊來工業に發見せられるのみでなく、更に諸種新工業の發生及發展に於て吾人の目をそばだたしめるものがある。例へば一八九〇年代に至つて始めて合衆國に出現した自動車は、今や合衆國最大産業に屬する工業の對照となり、一九〇〇年までに製造せられた自動車臺數は一年僅かに四千以下に過ぎなかつたが、今やその製造は四百萬臺を突破し、全國に於て二百萬人の勞働者に雇傭を與へてゐる。其他化學工業の如き一九〇九年乃至一九二五年の間に於てその生産價格は五億五千萬弗から六十四億萬弗に上つた。一九〇三年に製作に初めて成功を見た航空機の如き、一九三〇年には合衆國内のこの製造會社數二七八個に上り、一九二九年の製造臺數は約九千臺に達したと謂はれてゐる。

合衆國の製造工業はそれ自體の有する諸條件及國内事情のみによつて急速なる發達を遂げ得る可能性の存してゐることは明らかであるが、同時に歐洲大戰がこの急速なる工業の進歩に極めて大なる刺戟を與へたことは明らかに數字の示す所である。合衆國に於ては前世紀末以後各

五年に、又、一九一九年以降は各二年に工業の國勢調査を行つて工業發展の跡を公表してゐる。今この結果に就き一八九九年以後一九二九年（資料を得られる最近年調査までの製造工業の經營數、雇傭平均勞働者數及之等工業の生産せる總價格を左に摘記しよう。

第七表　一八九九―一九二九年製造工業發達概觀（經營數、勞働者數及生産總價格）

摘要／年別	經營數（單位千）	勞働者數（單位千）	生産總價格（單位百萬弗）
一八九九	二〇八	四、七一三	一二、四〇六
一九〇四	二七六	五、四六八	一四、七九三
一九〇九	二六八	六、六一五	二〇、六七二
一九一四	二七三	七、〇二四	二四、二一七
一九一九	二七五	九、〇四一	六一、一九三
一九二一	一九六	六、九七四	四二、六五三
一九二三	一九六	八、七七八	六〇、五五六
一九二五	一八六	八、三八四	六二、七一四
一九二七	一九二	八、三五〇	六二、七一八
一九二九	二一二	八、八三六	七〇、四二〇

合衆國統計拔萃諸號より集錄

この統計は一九一九年以前に於ては年生産額五百弗以上を、爾後は五千弗以上のものを集計せるものであるが大戰前に於ても五千弗以下の年産額工業は決して重要ではなく、例へば一九一四年に於ける年額五百弗以上五千弗未滿の生産經營數は尙ほ十萬に近きもその雇傭勞働者數は十四万以下、その年生産價格は四億弗に達してゐるなかつた。

かく統計方法に多少の變更を來してはゐるが大勢はこの表から明らかに觀察し得られる。經營數の變化は暫らく措き、その雇傭平均勞働者數を見るに一八九九—一九一四年の時期に於ける各五年の增加は、その最高に於て尙百十五万人に過ぎないが一九一四年乃至一九年に於ては二百萬人を突破してゐる一事だけでも歐洲大戰の合衆國工業への影響が覩はれるであらう。

合衆國の製造工業はその部門の如何を問はず大體に於て一般に發展を示してはゐるがその發展の程度は工業の部門を異にするにより可成りにその程度を異にしてゐる。今、この點を平均雇傭勞働者數の觀點から見れば左の如くである。

第八表　一九一四—二九年製造工業就業勞働者數

製造工業部門別	一九一四年	一九一九年	一九二一年	一九二三年
食料品	五三六、四三六	七三三、六六四	六二六、六一八	六八二、一三七
紡織	一、五〇五、九一二	一、五〇一、七三八	一、五〇九、七三八	一、七一五、二九三
林產	八六五、二九四	八六四、〇〇一	七〇三、三六〇	九三一、八一六
製紙及加工	一六六、七五二	二〇八、一一五	一八四、七五六	二一九、〇二六
印刷製本業	二八六、二五四	三〇一、九三四	二八二、五〇〇	三〇七、九九三
化學工業	二五八、四一三	三二九、〇五三	一九九、五九六	二四六、五二七
石油石炭製品	九〇、八八二	一三一、七五九	一二五、〇〇六	一三八、三三〇
護謨製品	七四、〇三二	一五八、五四九	一〇三、二七三	一二七、八六八
皮革及製品	三〇七、〇六〇	三四九、三六二	二八〇、〇七一	三四四、五四五
窯業及石類	三三五、八二四	三〇二、八一〇	二五二、九九〇	三五一、六九二
鐵鋼及製品	六一七、七七六	八五七、七六四	五七一、四二六	八九二、一八五
金屬及製品	二三九、五四三	三〇四、七六八	二一二、六八〇	二九七、七九八
機械	六一八、七三七	九九八、四八四	六六二、二七七	九〇七、七〇七
交通用具	三一二、五六二	八五八、五八二	四〇五、七七三	六〇六、三三八
鐵道修繕工場	三六五、九〇二	五二五、七〇九	四一八、二八五	五二三、四三〇
其他	四四二、三一七	五二六、七五四	四一八、二二一	四七五、四八一
計	七、〇二三、六八五	九、〇四一、三一一	六、九四六、五七〇	八、七七八、一五六

製造工業部門別	一九二五年	一九二七年	一九二九年	一九一四—二九年增減(△減)	一九一四—二九年增減(△)百分比
食料品	六六四、七六〇	六七九、五二〇	七五三、一〇八	二一六、六七二	四〇・四
紡織	一、六二八、二八三	一、六九四、四一六	一、七〇七、五二六	二〇一、六一四	一三・四
林產	九二一、二六六	八六四、五〇八	八七六、一四〇	一〇、八四六	一・三
製紙及加工	二三一、五〇二	二三四、四三七	二三三、三九三	六六、六四一	四〇・〇
印刷製本業	三二五、二六四	三二八、六〇三	三二七、七八四	七一、五三〇	二五・〇
化學工業	二四四、八一二	二五三、四三六	二八〇、八六三	二三、四五〇	八・七
石油石炭製品	一三六、三六六	一四一、六五五	一四七、二一六	五六、三三四	六二・〇
護謨製品	一四一、八六九	一四一、九九七	一四九、一四八	七五、一二六	一〇一・五
皮革及製品	三一四、〇二五	三一五、九九一	三一八、四一四	一一、三五四	三・七
窯業及石類	三三五、〇三六	三三五、〇一七	三三八、四〇〇△	七、四二四△	二・二
鐵鋼及製品	八五〇、七八三	八三四、九六七	八八二、七九七	二六五、〇二一	四二・九

金屬及製品	二七六、六一六	二七二、六六七	三一四、七四〇	七五、一九八	三一・八
機械	八五八、八四三	八八三、五〇八	一、〇八五、一二六	四六六、三八九	七五・四
交通用具	五五九、五七八	四九四、九〇五	五八七、四〇七	二七四、八四五	八八・〇
鐵道修繕工場	四五七、七五五	四二八、六七二	三九七、二五六	三一、三五四	八・六
其他	四三九、五〇三	四四〇、四五六	四一七、〇八五 △	二五、二三三 △	五・七
計	八、三八四、二六一	八、三四九、七五五	八、八三六、四〇三	一、八二二、七一八	二五・八

一九三一年合衆國統計拔萃八一六—七頁。

歐洲大戰の直前と直後を比するに、林産業及窯業の二個の例外を除き、總ての工業部門に亙つて勞働者は激增した。林業及窯業の二部門に於ける勞働者の減少は戰時に於ける住宅建築業の手控に基くものであらう。此期間の勞働者數は著しき增加を示した。然し一九二〇年末以來の反動的不況は、その從業勞働者を一時に減少せしめ總數は却て戰爭直前に比して劣つたが、この不況は間もなく漸次的回復を見、爾來一般的に勞働者數を增加してきた。一九二九年に於ける勞働者は大戰直前に比し二五・八%の增加を示してゐる。注意すべきは一九二九年に於ける勞働者總數が一九一九年の夫れに比して尙ほ低位を示せることである。

各種工業部門に於ける勞働者數の增加傾向を見るに、其尤なるものは護謨工業の一〇一・五%で、之は交通用具工業の八八・〇%の增加と照應し、この期間に於ける自動車工業の劃期的急發展を反映せるものである。機械、鐵鋼及石油の三工業が何れも四〇%以上の急增を生ぜるは戰後經營に於ける作業能率增進を目標とせる機械及動力の需要を反映し、食料及製紙の二部門の著大なる增加は明らかに國民の身心の生活水準の顯著なる發展を物語つてゐる。

かく、合衆國の工業は一九二九年までは大體に於て勞働者數を增加し、大體に於てその生産價格も併行して增加し、工業は殷賑を極めた。然し一九二九年末以後の工業はその面目を全然一變して勞働者はその數を激減し、生産は俄かに萎微し、その不振は日を追つて甚だしく濃厚を加へた。その趨勢は左の聯邦準備局調査の工業生産指數が明らかに之を物語つてゐる。

第九表 一九二〇——三一年工業生産指數（一九二三—二五年平均＝一〇〇）

工業部門別／年別	鐵鋼	紡織	食料	製紙及印刷	自動車製靴	皮革及セメント	鐵以外ノ金屬精製	石油	ゴムタイヤ及ゴム管	煙草	平均
一九二〇	九九	八四	八四	八七	五八	九七	六七	七八	六四	八七	八七
一九二一	四六	八七	八三	七〇	四一	九〇	六六	三九	六四	八五	六七
一九二二	八二	九九	九四	八五	六六	一〇三	七六	六九	七四	八九	八五
一九二三	一〇五	一〇五	九九	九四	一〇三	一一〇	九二	九四	八六	九六	一〇一
一九二四	八九	九一	一〇三	九九	九一	九四	一〇〇	九九	九八	九九	九五
一九二五	一〇六	一〇四	九八	一〇七	一〇七	九六	一〇八	一〇七	一二六	一〇五	一〇四
一九二六	一一三	一〇四	九七	一一四	一〇八	九八	一一〇	一一三	一二七	一一三	一〇八
一九二七	一〇四	一一三	九六	一一三	八六	一〇三	一一五	一〇九	一三六	一一八	一〇六
一九二八	一一九	一〇七	九八	一一九	一〇〇	一〇三	一一八	一一五	一五三	一二四	一一一

一九二九	一三〇	一二五	九七	一三五	一三五	一〇五	一二四	一三五	一六八	一三五	一三四	一二九
一九三〇	九五	九一	九三	一一三	八五	九四	一〇八	九七	一六一	一〇〇	一三一	九六
一九三一	五九	九四	九〇	一〇六	六〇	九二	八四	* 七一	一五五	九六	一三三	八一

1932 Annual Supplement に據る。

生産量の變化に關するこの生産指數統計によれば一九二〇年乃至一九三一年に於て最高は一九二九年である。而して大體の傾向としては一九二一年、一九二二年及一九二四年の例外を除き一般に上向傾向を示してゐる。然るに一九三〇年の指數は俄かに激減し前年に比して一九・三%の減少を、而して一九三一年の生産は更に一五・六%の減少を示し、結局一九二九——三一年の間に於て約三二%の減少を示した。又、一九二八年を一〇〇とする準備局の五十四種に亘る生産指數（季節的變動により修正せる）は一九三二年（一月—十一月平均）五七・七%を示し、一九二八——三二年に於て四二%以上の激減を示した。

各種工業部門の生産趨勢は非常に差異を示してゐる。鐵鋼業のごとき一九二九年乃至一九三一年に於て五五・六%の減少を示してゐる。その減少率の最大は自動車工業で同期間に五五・六%を、之に關聯して護謨工業は三三・三%の減少を示した。

以上は專ら製造工業のみに就てその趨勢の概觀を描寫したものであるが、鑛業の夫れも亦上述せる所と同様の推移を辿つてゐる。

第十表　一九二〇——三一年鑛業生産指數（聯邦準備局調査）（一九二三—二五年＝一〇〇）

年別 ＼ 鑛産別	瀝青炭	無煙炭	原油	鐵鑛（輸送量）	銅	亞鉛	鉛	銀	平均
一九二〇	一〇九	一一〇	六一	一一三	八五	八七	—	—	八九
一九二一	七九	一一二	六四	三六	三〇	三九	六六	八四	七〇
一九二二	七八	六五	七五	八二	六二	六八	七七	八七	七四
一九二三	一〇八	一一五	九九	一一四	九三	九六	八八	一〇四	一〇五
一九二四	九三	一〇九	九七	八二	一〇〇	九七	一〇二	一〇〇	九六
一九二五	九九	七六	一〇四	一一三	一〇六	一〇七	一一一	九六	九九
一九二六	一一〇	一〇四	一〇五	一一〇	一一〇	一一六	一一六	九五	一〇八
一九二七	九九	九九	一二二	九五	一〇五	一一一	一一二	九八	一〇七
一九二八	九六	九三	一二二	一〇四	一一五	一一二	一〇六	八八	一〇六
一九二九	一〇二	九一	一三七	一二一	一二七	一一四	一一三	九四	一一五
一九三〇	八八	八六	一二二	九〇	八七	九一	一〇〇	七八	九九
一九三一	七二	七三	一一五	* 四五	* 六七	五四	六八	四九	八四

1932, Annual Supplement. * は一月—九月平均。

鑛業界の不況は製造工業の不振の裏面をなすものなることはいふまでもない。從てこの點に就て詳細なる解說を省くも只、炭坑業のみに就ては一言附加する必要がある。合衆國の石炭は炭質を異にする二種の石炭を産出する。一は無煙炭で之は主として家庭用炭として使用され、

他は工業に用ふる瀝青炭である。而してこの二種の炭坑は事情を非常に異にしてゐる。

合衆國炭坑の弱點はその從業者數の過大なることである。之がため坑夫の稼働日數は極めて少く、惹て屢々勞働爭議の勃發を見、採炭能率は非常に低い。一九二〇年乃至一九三〇年に於ける無煙炭從業勞働者數は最高十六萬五千人、一九二六年及一九二七年最低十四萬五千人（一九二〇年）で、その年平均稼働日數は最高二七四日（一九二四年）、最低一八二日（一九二五年）である。然るに瀝青炭に於てはその勞働者數は最高六十三萬九千人（一九二〇年）、最低五十三萬人（一九二九年）、而してその平均稼働日數は最高と雖も二一九日（一九二九年）、最低一七一日（一九二四年）に過ぎない。之は無煙炭にあつては數個の少數會社之を統制せるも瀝青炭坑にあつては多數の小經營業者分立せるがためその能率は非常に低水準を維持せるがためである。炭業の不振は勿論工業不振の當然の結果ではあるが、更に最近の動力界に於ける石油の出現が與へた影響は極めて大なるものがある。經費の低下と取扱の便利とは石油をして加速度的に石炭の重要性を低減せしめた。最近の一般經濟界の不振が石油事業に比較的輕微なる損傷を與へてゐるに過ぎないことは既にかゝげた二個の生産指數統計から充分に看取し得られるであらう。

二　工業及鑛業不況の原因とその影響

工鑛業不振の原因は農業の夫れと殆んど異る所はない。直接には一九二九年秋に於ける證券投機者の破綻を動機とせる一般物價の低落に基く國民一般の購買力の低下、信用引締めによる金融の硬化、戰債及賠償問題の混亂不安、外國に於ける政治及社會上、從て經濟上の不安等は相混錯して需要の手控、生産の前途不安による低迷を生じた。

吾人は先づ主要工業精品の卸賣物價が最近如何に變動したかに注意を向けたい。

第十一表　一九一三——一九三一年主要工業品卸賣價格指數（勞働省調査）（一九二六年＝一〇〇）

年別／商品別	生皮及毛皮	皮革	靴	綿製品	絹及人絹	毛織物	石油	鐵鋼	化學肥料製品	原料紙及パルプ
一九一三	一〇六・八	六九・一	五四・五	五八・〇	七一・八	五三・七	七三・三	七〇・九	八九・四	八五・五	五九・四
一九二三	一二七・六	一〇四・一	九九・一	一二六・九	一二九・五	一〇七・五	八二・六	一一七・三	一〇〇・六	一〇二・五	一〇二・八
一九二四	一一〇・二	九九・八	九八・四	一一四・七	一〇三・一	一〇六・八	八三・五	一〇九・四	一〇二・二	九二・六	一〇〇・七
一九二五	一一八・七	一〇四・八	一〇〇・五	一一〇・〇	一〇四・五	一一〇・二	九五・〇	一〇二・二	一〇四・一	九八・八	一〇五・二
一九二六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一九二七	一一〇・四	一〇九・二	一〇二・五	九七・九	八八・一	九七・六	七二・七	九五・九	一〇〇・〇	九六・二	九二・二
一九二八	一四八・六	一二六・三	一〇九・九	一〇一・二	八三・六	一〇〇・四	七二・〇	九四・九	一〇一・三	九四・六	八九・四
一九二九	一一二・七	一一三・二	一〇六・三	九九・四	八〇・一	九七・八	七一・三	九七・三	一〇〇・二	九二・一	八七・九

一九三〇	九一・〇	一〇一・三	一〇二・〇	八七・四	六三・二	八七・八	六一・五	九一・五	九三・五	八五・六	八五・〇
一九三一	六〇・二	八六・二	九三・七	六六・一	四三・五	六八・二	三九・五	八三・三	八三・〇	七六・八	八一・四

一九三一年合衆國統計抜萃及前掲 1932, Annual Supplement.

敍上の諸原因はかく工業原料及製品價格を最近に於て著しく減少せしめるに至つた。然し、かくの如き物價低落は一面に於て合衆國工業の生産力の增大も亦少なからぬ寄與を爲してゐる。

吾人は先に農業の能率增進に關して一九八八年乃至一九二六年に於ける農民一人當りの生産高指數の增加を示したが、それと同一の調査は製造工業及鑛業に於ける總生産高の變化に就ても行はれてゐる。この調査によればこの期間に於ける生産の增加は左の如くである。

第十二表　一八九九——一九二六年工鑛業生産增加率

年別／摘要	一八九八——一九〇八	一九〇八——一九一〇	一九一〇——一九一八	一九一八——一九二四	一九二〇——一九二六	一八九八——一九二四	一九〇〇——一九二六
鑛業	一九〇・〇	一四五・〇	一二七・〇	三四八・〇	
製造工業	一五〇・〇	一四五・五	一二二・五	二六八・〇	

「合衆國最近の經濟推移」第二卷四五二頁。

鑛業生産は石油採取を含んでその生産高を激增したが、石油を除外するも尙ほ一八九八——一九〇〇年平均と一九二四——二六年平均との間には約二倍半の生産增加を示し製造工業とその增加に於て稍や比肩してゐる。

この期間に於ける鑛工業の生産增加は程度の差こそあれ他の諸國にも見られる現象である。而して他方歐洲の大戰以後の購買力減退は消費を生産の水準にまで引き上げ得なかつた。合衆國に於ける生産力の增大は最近に於ては別として購買力は寧ろ戰後に於て增加したが、而もその消費力の發展より一層大であつた。かくして合衆國は他の主要産業國と合して世界の滯貨を益々增大した。聯邦準備局の調査によれば一九二三——二五年平均を一〇〇とする滯貨量指數は一九二七年乃至一九二九年に於て一二一から一三七に增加したが爾後この傾向はテムポを進展し一九三〇年十二月には既に一六四に達した。物價の低落は合衆國の國内の狀勢によるも世界の事情に鑑みるも免れ得ない現象であつた。

卸賣物價低落は必然に生産の縮少を呼び起す。而して生産の縮少は從業者の解雇及より少き勞働者による、より多大なる能率增進を要求せられる。勞働者の多數解雇は國内購買力の減退を生み、更に生産縮少の原因を提供する。

無煙炭坑に於ては一九二六年乃至一九三〇年に於て勞働者數を約一萬五千人減じ、瀝青炭坑に於ては一九二〇年乃至一九三〇年に於て十四萬を減じた。鐵鋼業に於ては一九二三年乃至一

九三一年に於て雇傭勞働者數の約四〇%を減少した。一般的に製造工業に於ては一九二三——一九三一年の九年間に於てその從業勞働者は六五%に減じ、一九二六年九月乃至一九三二年十一月の間に於て五八%以下に減じてゐる。

フーヴー大統領は一九三一年失業救濟策の緊急手段を講ずるがため委員會を組織したがこの委員の一人たるバーレットは一九三二年三月十五日現在に於て資本金十萬弗以上の會社二萬五千個に關して調査票を送つてその勞働事情を調査した。氏は六、五五一個の回答を得たが内五、九八五個は製造工業會社であつた。この調査は最近に於ける製造工業に於ける衰微狀態を手にとるやうに示してゐる。

第十三表　一九三二・三・一五現在製造工業會社勞働狀態

摘要／工業部門別	報告會社數	一九二七年ニ對スル減少百分比 雇傭	一九二七年ニ對スル減少百分比 賃銀	全從業員ニ對スル短縮勞働者數百分比	全時間勞働ニ對スル短縮時間數百分比	全時間勞働又ハ全時間勞働ノ八六%以上實施會社數百分比
飲食料	六〇七	三・六	一四・六	二六・六	六二・三	四二・〇
纖維	八五三	一八・九	三八・八	五〇・一	六一・〇	三六・五
林産	七七三	三六・五	五七・七	六二・八	五八・〇	二六・四
製紙	三二〇	一八・七	三四・六	五一・二	六六・九	三八・一
印刷及出版	一一九	一〇・〇	一四・九	四一・三	六一・四	三七・八
化學	四三〇	一四・二	二四・二	四五・一	六三・四	五三・二
石油及石炭	五三	二四・七	三一・六	五〇・一	五八・二	三〇・二
護謨	四四	二九・六	五一・二	八四・九	六七・三	二二・八
皮革	二〇〇	九・八	二六・四	四三・五	六二・二	三三・〇
窯業	三七五	三八・八	五六・〇	六七・九	五二・七	一四・七
鐵鋼	六九四	三一・二	六〇・六	七九・三	五五・九	一五・〇
金屬	三一三	三三・四	五一・六	七三・一	六〇・九	二〇・八
機械	九八〇	三六・二	五五・四	八四・九	五四・一	一三・五
運送用具	一六五	二五・九	四三・八	六三・五	六二・一	二七・〇
煙草	五九	一・〇	二一・四	三五・二	七一・〇	四四・一
計	五、九八五	二六・六	四六・七	六三・〇	五八・五	二六・五

マンスリー・レーボア・レヴュー一九三二年九月號四九〇頁。

この調査によれば稍や滿足に生産を繼續せるものは全會社の約四分の一に過ぎない。而して一九二九年乃至一九三二年三月の間に於て雇傭は平均二六・六%を減じ、解雇を幸にして免れ得た勞働者もその賃銀所得は四六・七%を減少した。全國の購買力の減少は啻に失業により所得の途を失つたもののみでなく、たとへ就業中のものと雖もその勞働時間の激減及單位賃銀率の切下に伴ふ多大の所得の減少といふことからも生じてゐることがわかる。

三　生産の增大とその影響

吾人は獨に屢々合衆國の工鑛業に於てその生産力が急速力に增大したことに言及した。この點に關して吾人は更めて二三の具體的事例に就て一層詳かに考察を加へるであらう。

國際聯盟の統計によれば合衆國鋼生産は一九一三――二九年の時期に於て一箇月平均二百五十六萬四千噸から四百五十九萬九千噸へ、即七九％以上增加した。また、大戰直後の狂亂的消費饑渴の時期たる一九二〇年を基準とするも一九二九年には二五％を增加してゐる。一九二〇――二九年の時期に於ける英國の鋼生産高增加が僅かに七％以下に過ぎない事實に對比すれば思半ばに過ぎぬものがあらう。

新工業に屬する自動車の製造能力の如き一層顯著なる發展を見た。一九二〇年に於ける合衆國の自動車製造高（一箇月平均）は乘用車及貨物運搬用車を合して十八萬六千臺であつた。この生産高は爾後急速の增加を示し、一九二九年には四十四萬六千臺となつた。この僅々十年間の生産高の增加率は實に一〇五％である。

かくの如き生産の急增は稍や特種の工業部門に限らるるがごときも、工業に關する國勢調査によれば全工業生産部門の生産數量は一八九九年を基準とするときは一九二七年は二八〇となり、一九一四――二九年に於ては六五・六％の增加を、一九二〇――二七年の期間に於ても二七％の增加を示してゐる。

生産のかかる急增には種々の原因を列擧し得るであらう。例へば能率低き企業乃至工場を閉鎖し、より高き能率企業乃至は工業に生産の集中を行ふはその一である。調査によれば、一九一九――二八年の十年間に於ける合衆國工鑛業會社の併合件數は、その合併せられたるもの四、一三五社にして之を合併せる社數一、二六八社に及んでゐる。（「合衆國最近の經濟推移」第一卷一八六頁。）

然し産業能率の增加は生産作業に於ける人力勞働力を廢し、若くは之に加ふるに機械力を以てせることは最も重要なる原因である。産業上の作業に於ける機械力の利用の增加は工業上動力の電化の增加から一面を察知することができる。工業國勢調査の結果によれば合衆國製造工業に於ける電力消費は一八九九年の四十九萬馬力から一九一四年には八百八十萬馬力となり、一九一九年には一千六百萬馬力、而して一九二七年には遂に三千萬馬力以上となつた。

更に作業機械化による生産能率の增加は製靴工業の一例が遺憾なく之を說明する。最近の合衆國に於ける製靴工場はその總數一千三百個以上に達してゐる。この內優秀なる二百工場がその全能力を發揮するときは一年中三百日の稼働を以てしてよく合衆國の全需要を充分に滿足せしめ得るものと傳へられてゐる。（マンスリー・レーボア・レヴュー一九三一年一月號二頁以下）

吾人の關心の最も重要なる問題の一はかくの如き著大急速なる合衆國工鑛業に於ける生産の

擴大が勞働雇傭に與ふる影響である。この問題考察の一資料として吾人は產業生產性の發展を各個勞働者の立場から見なければならない。今この點に就て二三の工業部門に於ける具體的事例を述べよう。

第十四表　一九一四—二七年鐵鋼、自動車及製靴工業生產能率の變化

（一九一四年ヲ一〇〇トスル勞働者一人一時間當リ指數）

年別	勞働延時間總數 鐵鋼	勞働延時間總數 自動車	勞働延時間總數 靴	生產總數量 鐵鋼	生產總數量 自動車	生產總數量 靴	勞働者一人一時間生產量 鐵鋼	勞働者一人一時間生產量 自動車	勞働者一人一時間生產量 靴
一九一四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九一九	一四四	二五二	一〇五	一四四	三五五	一一三	一〇〇	一〇〇	一〇八
一九二一	九三	一五七	八八	八一	二九八	九八	八七	一一一	
一九二三	一四四	二八六	一〇六	一八八	七五八	一二六	一三一	二六五	
一九二四	一二一	二六六	九八	一五七	六八七	一一三	一三〇	二五八	一一九
一九二五	一二三	三〇一	一〇一	一八八	八四二	一一六	一五三	二八〇	一一五
一九二六	一二七	二九三	一〇二	二〇〇	八八四	一一七	一五七	三〇二	一一五
一九二七	一二〇	二五八	一〇一	一八六	七一八	一二五	一五五	二七八	一二四

マンスリー・レーボア・レヴュー一九三一年三月號五、七、及一四頁。

失業問題に關聯して最近の合衆國の經濟事情を調査せる委員の研究によれば、合衆國代表的會社二百中その四三・六％は機械は二ケ年又は以内に之を償却するを要すとし、六四・一％は三

ケ年又は以内に之を償却するを要するものとせられてゐる。かくのごとき短時日に於ける機械購入代金の償却必要は、明らかに新機械の發明改善が踵を接して出現せることを意味する。而してこの日進月歩の新機械は日を追ふて勞働者一人當りの生產高を增加した。他方消費力がこの勞働者一人當りの生產能率と同一の割合若くは以上の速度で增加するときは勞働力は從來に同一乃至以上に之を維持し得られ、漸增的人口を工業に吸收することができる。けれども合衆國及國外の米國商品に對する需要はかくのごとき割合で增加せず、却て減少をさへ示してゐる。なる程一九三〇年初頭に於ては合衆國に存した自動車數は人口五人當りに一臺の割合を示したが爾餘の商品に至つてはさうはいかぬ。嚮に示した農業生產品に關する需要減退に關するアナリストの調査は工業品に就ても同一の傾向を示してゐる。

第十五表　一九二〇——三一年主要工業品消費量變化（國民一人當單位封度）

商品別＼年別	一九二〇—三三平均	一九二三—三五平均	一九二六—二八平均	一九二九—三一平均	一九三一
建築材料					
木材	一、一一八	一、三五二	一、一八九	八五〇	五二八
セメント	三五五	四九四	五五〇	四七〇	三九二
煉瓦	三〇六	四四四	四一一	二三九	一六五
金屬					
鋼板	—	一三三	一七三	一八七	一五五
鋼（合計）	—	六二一	八一一	八八一	七二六
銑鐵	—	五六一	七一七	七一八	五〇五
銅	八・八〇	一二・五	一四・〇	一三・九	九・七
アルミニューム	一・〇八	一・四七	一・九一	一・三五	〇・八六

燃料	石炭	石油	其他	皮革	護謨
八、一七四	一、四三	八、八一六	一、八〇〇	八、六〇八	一、九二三
七、二七〇	二、一〇〇	五、九〇〇	二、〇二五	四・五八	一二・二
六・四三	一一・五	六・七四	一〇・九	六・五八	九・五
五・七四	八・八				

前掲アナリスト、一九三二・七・二二日號。

生産の增加は往々にして生産費を低下し、需要を刺戟して消費力を增大する。然しそれには自ら限度が存し、その限度は商品の種別によつて異る。十年以前に於ては一勞働者一時間の煉瓦製造能力は五十五個に過ぎなかつた。今日に於ては優秀なる機械によつてよく四萬個を製し得るに至つた。硝子製瓶能力は四十倍した。人口の增加、國民購買力の激增が如何に大となつても僅々十年間に於て之等の生産增加に消費力を追隨せしめることは不可能である。機械の極度の發達は少くとも最近數年に於ける事情の下に於ては人間勞働力の雇傭は必然に減少を生ぜざるを得ない。銑鐵の貨車への積込作業に於ては嘗て百二十八人の勞働者を必要とせる仕事は今や機械の利用によつて僅かに二人の勞働者を以て足るに至つた。機械は物の生産方面に於てのみでなく、分配の分野に於ても諸種作業の人間勞働力を著しく排斥する。

四、結

合衆國の工鑛業は豐富なる資源と廣範なる國內市場との利用により大量生産を企圖した。而

して歐洲大戰を機としてこの目的は巧みに達せられた。これがため生産規模は益々擴張せられた。

工鑛業生産の發展はこれに雇傭せられる勞働者に多大の利益を與へた。機械の利用は勞働者の勞働時間數を減少せしめた。一九一四年を一〇〇とする勞働者の一週間の勞働時間數は一九二六年及二七年に於て九四に低減した。然し賃銀率は却て增加した。同一基準による賃銀指數は同期に於て二一四乃至二一六を示した。同時に資本家側の利益も增大した。今工業國勢調査の結果に就て勞働者一人當りの賃銀收入及支拂賃銀總額の工業生産附加價値（生産費より材料費及動力費を減じたる額）に對する割合の變化を見るに左のごとくである。

第十六表　一九一四―一九二九年工業勞働賃銀及其生産附加價値に對する割合

工業國勢調査年別	支拂賃銀總額（單位一千弗）	平均就業勞働者數	就業勞働者一人當平均賃銀收入（單位弗）	工業生産附加價値總額（單位一千弗）	支拂賃銀總額對附加價値總額（百分比）
一九一四	四、〇六七、七一九	七、〇三三、六八五	五七九	九、八五七、五九九	四一・三
一九一一	一〇、四六四、七八六	九、〇四一、三一一	一、一五七	二四、九〇四、六九四	四三・一
一九一九	八、二〇二、三三四	六、九四六、五七〇	一、八二	一八、三三二、二三八	四四・八
一九二一	一一、〇〇九、二九八	八、七七八、一五六	一、二五五	二五、八五〇、三〇〇	四三・六
一九二三	一〇、七二九、九六九	八、三八四、二六一	一、二七九	二六、七七八、〇六六	四〇・一
一九二五	一〇、八四八、八〇三	八、三四九、七五五	一、二九八	二七、五五五、二一〇	三九・三

一九二九	二、六八四、四七六	八、八三六、四〇三	一、三三三	三一、九〇〇、四九七	三六・六

一九三一年合衆國統計拔萃八一六頁。

勞働者の賃銀所得を個別的に觀察するときは一九二三年までは飛躍して增加したが爾後の增加はあまり顯著ではない。然し一九二七年以後は生活費の低下によつてその實質賃銀は大體に於て一九二〇年以後二ポイント内外の增加を示してゐる。他方、資本家收入と目すべき工業生産による附加價値は勞働所得に比して却て增加した。一九一九年以後の工業が勞働者の吸收力を減じたる事實に徵すれば、勞働者所得の增加は之等吸收より除外せられたる者の犧牲の一部に基くや明らかで、又、資本家收入の增加は株式市場に於ける證券價格の騰貴を促し、投機を刺戟するに役立つた。而して消費の增加よりは生産の刺戟により多く役立つたであらう。

一九三〇年以降の工業の不振は激化したことは既に述べた所である。勞働省の調査によれば一九二六年を一〇〇とする工業勞働の雇傭率は一九二九年の九七・五から一九三一年には七〇・九へ、卽ち二七・三%の減少である。然るに同年基準の勞働賃銀は一九二九年の九六・六から一九三一年には六七・六へ卽ち三〇%餘を減少した。また、聯邦準備局の調査によれば一九二三——二五年平均を一〇〇とする雇傭指數及賃銀指數は各一九二九年に於て、各一〇一・一及一〇七・七なりしものが一九三二年(一月—十一月平均)に於ては各六二・六及四五・七に、

卽、雇傭に於ては三八・五%を、また、賃銀六六・九%の慘落を示した。工業生産は一九二九——三三年(一月乃至十一月平均)に於て四六%の減少を示すに至つた。

工業各種の部門に最も密接なる關係を有する産業の一は建築業である。建築業はその材料關係に於て鐵鋼業、金屬工業、窯業、化學工業及木材工業と直接の聯關を有してゐる。從て建築業の不振は之等産業に至大の影響を齎らすことは附言の要もない。而して建築は一般的に景氣の影響を受くる所最も大なる産業の一である。

第十七表　一九二五——一九三一年主要都市に於ける建築請負價格(單位千弗)

年別 / 建築種別	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一
公共建築	九〇一・六	一、一三一・一	一、二六三・八	一、三三七・九	一、二四八・三	一、六五一・三	一、一六二・八
住宅〃	二、七四七・九	二、六七四・二	二、三七三・三	二、七九四・三	一、九一五・七	一、一〇一・三	八一一・四
工業〃	四九〇・九	六九八・五	四九四・一	六三五・四	七五六・三	二五六・六	一一六・二
商業〃	八七二・四	九二〇・九	九三二・九	八八四・六	九三二・七	六二八・八	五一九・四
教育〃	四二六・四	三八一・一	三七九・八	四〇〇・九	三八一・九	三七六・一	二三八・八
共他	五六八・四	五九六・六	六一九・二	五八三・〇	五一九・一	五〇九・一	四五四・三
計	六、〇〇七・六	六、三八四・四	六、三〇三・一	六、六三六・二	五、七五〇・八	四、五二三・一	三、〇九二・八

一九三二年アメリカ勞働年鑑一八頁。

建築は一九二五年以後に於ては一九二八年を最高とし爾後急速度で下降した。而して一九二八——三一年の期間に於ける減少割合は實に五二%である。これは工業の不振とその理由をよく物語るものであらう。

第四章 貿易と金融及結言（合衆國經濟推移の總觀）

以上吾人は農工業の推移を一瞥したが、之等産業の萎微は直接には價格の低下及需要の降下竝に生産能率の激增に基くことを述べた。然し、之等諸種の原因は更に他の要因によつて誘起せられる。今之等要因の二三に就て極めて簡單に觀察を試みるであらう。

一 外國貿易

合衆國の外國貿易は之を國内の生産及消費との比較から考察するときは數十年間殆んど增加せざるやの觀がある。本世紀初頭に於ける輸出は國内の農工鑛業生産物の總數量の一三%であつたが、歐洲大戰期及直後の例外を除けば一般にその割合は減じ、最近に於ては（一九二七年）九・五%に過ぎない。

然し、合衆國の貿易を國際的見地から考察すれば事情は異る、卽、世界に於ける貿易總價格に對して合衆國の夫れの占める割合は、一九一一——一三年平均に於て一〇・三%であつたが一九二八年には一三・六%となつた。之に對して戰前世界貿易の王座を占めたイギリスは同期間に一六・三%から一四・六%に減じ、一九二八年に於ける合衆國貿易は正にイギリスの夫れに

比肩するに至つた。

合衆國の貿易はその國內生產及消費に比し比較的に重要性少き事は前言の如くであるが、一九二〇——三〇年平均額輸出に於て五十億弗を超え、輸入に於て約三十八億弗に達せることは外國貿易がなほ合衆國の國民所得に少なからぬ影響を齎らすものと斷言しなければならない。

いま、左に最近に於ける合衆國の外國貿易價格總額の變化を見よう。

第十八表　一九二〇——三一年外國貿易（價格及數量）

年別	輸出				輸入			
	價格（單位一千弗）	價格指數	數量指數		價格（單位一千弗）	價格指數	數量指數	
一九一一—一五	二、四四一、二五四				一、八一一、二三四			
一九二〇	八、四三九、四七四	二四一	一三七		五、六六八、九四二	二一三	一三九	
一九二二	三、九六三、〇七七	一三八	一一二		三、二八二、二九六	一一三	一五四	
一九二四	四、七六一、六四四	一四三	一三〇		三、八三二、一四八	一二九	一五六	
一九二六	四、九九一、七六八	一三三	一四六		四、六六九、三一八	一三九	一七八	
一九二八	五、三一一、〇〇七	一二五	一六五		四、三四九、三一四	一二六	一八一	
一九二九	五、四二五、九六六	一二五	一六九		四、六二五、九一〇	一一九	二〇七	
一九三〇	四、〇二四、五三八	一一三	一三七		三、二八七、五三四	九七	一七六	
一九三一	三、五五二、八〇四				四、四三〇、八九二			

一九三一年合衆國統計拔萃四八二及四八四頁。一九三一年分は 1932 Annual Supplement 所揭月別平均價格より算出。價格及數量指數は一九一三年を一〇〇とす。

輸出は一九二〇年に於ては戰前に比し一躍三倍以上に達するの好況を見たが、その直後の反動的恐慌は一擧にしてこの急增を覆へした。その後輸出は漸次回復を示し、一九二六年の僅少なる反轉を除き一九二九年までは繼續的に增加した。以上は專ら之を價格の點から觀察したものであるが之を貨物の數量から見るもこの傾向には大差はない。

合衆國の輸出の構成は歐洲大戰を境として大なる變化を示してゐる。卽、戰前（一九一一—一五年平均）に於ては原料品が全輸出の約三一％を占めてゐたが、戰後（一九二六—三〇年平均）に於てはその割合は二四・四％に減じた。食料品また同一傾向を示してゐる、之に反して半製品及精製品、殊に後者の輸出割合は急增した。卽、上述の期間に於て精製品は全輸出價格の三〇・七％から四五・四％に增加してゐる。これは合衆國農業の世界競爭に於ける敗退と工業に於ける優越を意味するが、同時にその輸出向國の方向變換をも物語るものである。

先づ原料輸出に就て見るに、戰前（一九一〇—一四年平均）に於ける歐洲向は原料總輸出の八三・四％から戰後（一九二六—三〇年）に於ては六七・六％へ下つた。之に對し、同期に於けるアジア及濠洲への輸出は三・八％から一五・九％に增加した。食料品及半製品も亦同一傾向を

示し、同期に於て各々七一・一％及六七・三％から五八・四％及四八・一％に減じ、之に對しアジア及濠洲に對しては同期に於て各々四・三％及五・〇％から七・二％及一六・四％に增加した。精製品に就てはかくの如き顯著なる變化は見えないが、尙ほ同期に於て歐洲に就ては三二・〇％から三一・七％に、而してアジア及濠洲に就ては一六・二％から一九・一％に變じた。

輸入に就ては一般に原料の輸入增加が覩はれる。同じく一九一〇――一四年平均を一九二六――三〇年平均に比較するに、總輸入中の原料の割合は約三五％から約三七％に增加した。原料輸入は一九二五・六年に於て四〇％を超過したが爾後漸減を示し、一九三〇年のごとき三三％以下に下つた。而して最近數年は原料品の割合減少は精製品の增加で相殺せられ、合衆國工業の衰退を明らかに物語つてゐる。勿論、前述兩期間の比較に於ては精製品輸入は漸減傾向を示したが、最近に於ける事情は之に反してゐる。

輸入先の變化は精製品を除き輸出の場合と同一の傾向をより顯著に示してゐる。アジア及濠洲がまだ充分の工業化を見ず、歐洲の衰退に拘はらず、精製品は過半歐洲から輸入せられてゐる。而して原料輸入に就ては一九一〇――一四年平均を一九二六――三〇年平均に比較するに歐洲は約三九％から一七％へ、反之、濠亞は三・八％から五六％への激增を示してゐる。半製品は精製品と同樣の條件に制せられるも歐洲の約半減に比し濠亞は三・五％の增加を示した。

以上により合衆國外國貿易が一九二〇年は例外とし、爾後は輸出入とも漸次增加を示し一九二九年に於て最高に達したが、爾後の不況はこの趨勢を粉碎したことが明らかであらう。輸出に於ては、一九三〇年は戰後の反動的不況期たる一九二二年と同一の程度に止まつたが一九三一年には遂に一九一三年の水準以下に下つた。而して一九三三年（一月―十月平均）の如きは一九三〇年の半にも達しない。輸入も亦輸出と大なる逕庭を示さない。只、一九三二年に至つて初めて一九一三年の水準より下つたといふに止まる。かくして一九二九――三一年の間に於て輸出は約五四％を、輸入は約三一％を減じた。而して一九二九――三二年の期間の減少は輸出入各々約七〇％に達してゐる。

二　金　融

合衆國は由來外國貿易に於て輸出超過を繼續してゐる。歐洲大戰は著しく諸種產業の事情を變革したが合衆國のこの貿易事情には何等變化を見ない。加之、合衆國は歐洲大戰に際しては著しくその輸入を妨げられたが輸出は之と反對に續增し、從てその貿易貸借殘は益々合衆國の正を大ならしめた。しかも、他方に於て戰時及戰後に於ける戰債、賠償及海外投資により合衆國の受取勘定は累加した。かくして金の流入は繼續增加し、所謂金の偏在の問題を惹起するに

至つた。

戰債と賠償とは著しくその性質を異にしてゐるが、戰債の大部分は要するにドイツの賠償金を通じて合衆國に支拂はれるものといふも過言ではない。而して合衆國は一九二三年以後諸種の形式によつて多大の投資と貸付をドイツに許したが、一九二九年以後のドイツの政情と經濟の不安は遂に米國をして之を繼續せしめ得なくなした。かくして合衆國の金の累加は合衆國自體をして却て不安ならしめた。更に、合衆國は戰債及賠償の支拂國をして合衆國への輸入を容易ならしめるによつて金の累加を防ぎ、且之等の支拂を可能ならしめる代りに一九三〇年には突如として從來の關稅保護を一層顯著にした。戰前より既に特に濃厚であつた保護主義は、之がため更にその旗幟を一層濃厚ならしめ、一九一三——三〇年に於て關稅は一〇〇%の增加となつた。

合衆國は上述のごとく、海外に多大の投資乃至貸附を行つたが、その後の事情は之を阻止するに至り、その海外投資若くは海外貸附はその受領利子及利潤の額以下となつた。かくして金の保有高（國庫及聯邦準備銀行及その加盟銀行のみの）は一九一〇年に於て十六億弗なりしも、の一九三〇年には四十五億弗以上に達した。

かくのごとき事情は信用授與の膨脹を生じてくる。會社の新證券發行高はその一箇月平均に

於て一九二〇年の二億二千六百萬弗から漸次增加し一九二九年には七億二千萬弗に達した。他方、鐵道、電話、自働車、製油、鐵鋼、金屬、機械等々約九百社の會社利潤は、一九二六——二九年に於て七億弗から八億八千萬弗に增加した。

歐洲大戰後に於ける信用授與の政策が如何に放漫であつたかは左の一表がよくこれを說明するであろう。

第十九表　一九二三——一九三一年工業生産、荷動、物價及銀行貸付の關係

（一九二三年＝一〇〇）

年別	工業生産	鐵道貨物輸送高	物價	銀行信用需要	商業銀行貸付及投資
一九二三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九二五	一〇二	一〇三	一〇三	一〇八・三	一一五・〇
一九二七	一〇四	一〇四	九四	一〇一・七	一二六・〇
一九二八	一〇九	一〇四	九七	一〇九・一	一三四・四
一九二九	一一七	一〇六	九六	一一九・五	一三二・八
一九三〇	九四	九二	八五	七三・五	一二七・七
一九三一	八〇	七五	七二	四三・二	一一三・二

三菱經濟研究所「世界經濟不況ノ現狀及對策」七〇頁。

銀行信用の放漫的貸付は工業生産力の劃期的躍進と金の流入に人心を浮動せしめ、一九二九

年十月には株式仲買人の貸付資金は遂に六十八億弗に達し、之を契機として證券價格は瓦落を生じ、一九二九年（平均）に於て二一八・四（一九二六年＝一〇〇）を示した株式平均價格指數は一九三〇年に於ては一七一・二に、而して一九三一年には一〇七・七に慘落した。

かくして國内の新證券發行月平均額は一九二九年の約八億五千萬弗（對外六千四百萬弗）から一九三一年には約二億六千萬弗（外國發行二千一百萬弗）に減じ、企業收益率はこの期間に於て一一・三％から二・六％へ激減した。

國民經濟の上述せる狀態は、附言するまでもなく國家の財政にその影響を及ぼすことはいふまでもない。一九二九――三〇年度に於て一億八千萬弗の剩餘を見た合衆國財政は一九三〇――三一年度に於て九億弗、而して三一――三二年度に於て實に二十八億弗の歳計不足を告げざるを得なかつた。

歳計の不足補塡には諸種の政策が試みられた。官吏及官業從業員の減俸及無給休暇（一箇月）を定めて消極的に行政費の節約を計つた。積極的には所得稅及相續稅の增額、自動車其他に對する消費稅その他の直接及間接稅の設定及引上竝に郵稅の引上げが企圖せられた。

三　結――合衆國經濟推移の總觀

合衆國の經濟生活の基礎は縝に一言したやうに、生産費を極力低下し以て大衆の購買力を刺戟し大量的生産を可能ならしめんとするにある。かくして、商品の標準化、作業の簡易化、生産上の浪費の節約のごとき消極手段は、作業に關する機械力を消極的に利用し以て容易且安價に生産量を急增するに至つた。勿論之等の諸種の手段は、合衆國に於ける産業の發生が比較的その歴史が新らしく、且つて老國に見るが如き死灰のごとき麻痺的固定資本の累積が比較的少なく、傳統に煩はさるる憂なく、且新國の潑溂たる冒險的企業心等の集化せる賜といふべきも、同時に歐洲大戰による合衆國の地理的及經濟的地位に基く偶發的要素、殊に産業資金の潤澤なりし事實を看却することはできない。

大量生産は大量的購買の可能を前提として成立する。而して大量的購買は國民及外國民の購買力の增進を措いて他に途はない。外國民の購買力の增加の爲には、合衆國はその豐富なる資金を擁して戰後切りに海外に投資を行つた。又、國民に向つては高き勞働賃銀の水準が維持せられた。實際、歐洲大戰後の勞働賃銀は加速度を以て昂騰を續けた。

第二十表　一九一三――一九三一年勞働賃銀の變化

年別	勞働省指數	聯邦準備局指數	年別	勞働省指數	聯邦準備局指數	年別	勞働省指數	聯邦準備局指數
一九一三	100・0		一九一四	九九・〇		一九一五―一八	九三・七	

一九一九	九七・七	一〇六・七	一九二五	一三〇・六	一〇〇・九	一九二九	一三五・九	一〇七・七
一九二〇	一二三・二	一〇七・九	一九二六	一二八・六	一〇四・三	一九三〇	一三六・四	八七・四
一九二三	一二四・三	一〇三・四	一九二七	一三〇・七	一〇二・〇	一九三一	—	六六・〇
一九二四	一二六・九	九五・七	一九二八	一三三・八	一〇一・八	一九三二	—	四五・七

一九三一年合衆國統計拔萃三四七及三五頁。勞働省指數は一九一三年を一〇〇とする農業以外の時間賃銀を基礎とせる實質賃銀指數、準備局指數は一九二三—二五年平均を一〇〇とする支拂賃銀指數。

歐洲大戰期間は交戰國共通の現象としてその實質賃銀は低下したが、戰後の賃銀はかく急騰し、一九二〇年——三〇年の期間に於ける賃銀率は二六%の騰貴に當る。

高賃銀水準の維持には合衆國の移入民制限政策は多少の效果を齎らしたかに考へられる。勿論、一般經濟生活の水準向上の時期、卽ち、經濟發展上向の時期に於てはかくのごとき結果を齎らしはしまいがその下向期に於ける消極的效果は之を認めなければならないであらう。

合衆國は由來人種の坩堝と稱せられる程に雜多の人種の移入民の襲來を受けた。一八三〇年以降最近までの移入民は總數五千人以上に達し、歸國者を算入するも尙ほ四千萬人以上に達するものと解せられてゐる。

移入民は國民の嫉視の目標となつてゐた。それは職業上に於ては賃銀水準の切崩の脅威を感じ、又、一般的には國民生活水準の低下を杞憂したからであつた。かくして遂に一九二一年に

は移入民數の嚴重なる制限政策を採り、一九二四年にはその制限を一層加重するに至つた。これがため、一九一〇——一三年の期間に於ける合衆國への移入民數は年平均約七十萬四千人なりしものが、一九二三年の翌年よりの制限規定實施を見越せる移入民——戰前水準を稍や超過した——を除き激增し、一九二八——三〇年の平均に於ては二十一萬に過ぎず、一九三一年の如き新移入民數よりも舊移民の歸國者數が却つて超過(六七、〇〇〇人)するに至つた。之は單に合衆國の移民制限規定のためのみでなく、渡米希望者の本國に於ける不況と更に合衆國に於ける職業發見の困難なる事實が重大なる原因となつたことは勿論である。ともかく、最近に於ける合衆國の激減だけは顯著なる事實である。

購買力の維持若くは增進に併行して巧みなる販賣市場の開拓としての販賣方法が講ぜられた。百貨店、連鎖店及月賦販賣制竝に郵便注文(メイルオーダー)等の如きその一例である。

第二十一表 一九二〇——一九三一年小賣販賣高(指數、一九二二—二五年=一〇〇)

年別	均一價格(五仙及十仙)商品店	百貨店	郵便注文	年別	均一價格(五仙及十仙)商品店	百貨店	郵便註文
一九二〇	六四	九四	一〇五	一九二三	八八	九八	九八
一九二一	六六	八七	八九	一九二四	九九	九九	一〇一
一九二二	七四	八八	八九	一九二五	一一三	一〇三	一〇三

一九二六	一二五	一〇六	一〇三	一九二九	一六四	一一一	一〇〇
一九二七	一三八	一〇七	一〇三	一九三〇	一六〇	一〇二	九四
一九二八	一五〇	一〇八	一〇二	一九三一	一五七	九一	八二

1932 Annual Supplement.

一九二九年の推定によれば合衆國の月賦販賣は總額六十億弗に達し、全國の小賣販賣總額の一二%を占め、又、同年のゼネラルモーターズの月賦販賣額は四億弗以上に上つてゐる。

かく、購買力の增加と他面には生産力の增大が併行して行はれてゐたが、裏面には生産は放漫なる金融の援助によつて極度の合理化が行はれ、農業に於ても工業に於ても、亦商業に於ても作業方法の變更に伴ふ失業、所謂技術的失業（テクノロヂカルアンエムプロイメント）が繼續的に發生してゐる。他方、全世界の多くの國はアメリカの證券價格暴落以前に於て不況に見舞はれ、一九二九年秋のニューヨーク取引所の轉落を機とし世界不況は益々濃度を加へ、イギリスの金本位制離脱は遂に世界の貨幣制度を混亂せしめ世界は明らかに恐慌裡に低迷するに至つた。各國民の生産商品は低落に低落を重ね、各國民の購買力は極度に萎縮した。

第二十二表　一九一三——一九三二年卸賣物價指數の推移（一九二六年＝一〇〇）

年別	農産品	紡績品	金屬及製品	建築材料	化學製品	全製品
一九一三	七一・五	五七・三	九〇・八	五六・七	八〇・二	六九・八
一九二〇	一五〇・七	一六四・八	一四九・四	一五〇・一	一六四・七	一五四・五
一九二一	八八・四	九四・五	一一七・五	九七・四	一一五・〇	九七・六
一九二二	九三・八	一〇〇・二	一〇二・九	九七・三	一〇〇・三	九六・七
一九二三	九八・六	一一三・二	一〇九・三	一〇八・七	一〇一・一	一〇〇・六
一九二四	一〇〇・〇	一〇六・七	一〇六・三	一〇二・三	九八・九	九八・一
一九二五	一〇九・八	一〇八・三	一〇三・二	一〇一・七	一〇一・八	一〇三・五
一九二六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一九二七	九九・四	九五・六	九六・三	九四・七	九六・八	九五・四
一九二八	一〇五・九	九五・五	九七・〇	九四・一	九五・六	九六・七
一九二九	一〇四・九	九〇・四	一〇〇・五	九五・四	九四・二	九五・三
一九三〇	八八・三	八〇・三	九二・一	八九・九	八九・一	八六・四
一九三一	六四・八	六六・三	八四・五	七九・二	七九・三	七三・〇
一九三二	四九・〇	五六・五	八〇・四	七一・九	七四・二	六五・四

マンスリー・レーボア・レヴュー一九三二年二月及十一月。一九三二年分指數は一—八月平均。

國内の卸賣物價はかく一九二九年以後に於て所謂釣瓶落しに慘落をつゞけてゐる。價格の低落は消費を刺戟し得ず購買力の激減を如實に示してゐる。價格の低落は商品の種別によつて異つてゐるが、工業生産品は一般に一九二七年及以後繼續的に低落を示した。これは明らかに國

内の生産高増加が需要を喚起し得なかつたことを表現せるものであらう。農産品の價格は政府の特別の援助で價格は一九二九年まで高い水準を維持し得たが、それは生産と消費とがその増加に依つて等しくした爲ではない。農業は歐洲大戰中に於て農地の大なる擴張が行はれ、而かも戰後に於ける機械的作業の増加による國内農産増加と、國外の新國の農産増加による競爭と政府の價格維持援助はその效を維持し得なかつた。工業の不振は特に農業のみの保護を繼續せしめ得なかつたのである。

卸賣價格は必ずしも國民所得の指針ではない。賃銀率の指數また同樣である。價格に就てはカルテル及トラストの統制がある。農業に於ては戰後繼續して離村者が激増した。小農民には自己の經營を合理化して大經營者と競爭する資力乃至信用を有してゐないからである。農村に於ては職を失ふ小農が増加せざるを得なかつた。賃銀率の高騰は反面に於ける同僚の失業を犠牲として繼續したに過ぎなかつた。

合衆國の失業者の實數に就ては之を確知し得る方法を缺くことは次篇に詳述するが、ともかく上來縷述した經濟界の形勢は合衆國の生産の基礎をぐらつかせた。事業界の破産は一九二九年の二萬三千社から一九三一年には二萬八千社に増加し、休業銀行數は一九二八年の約五百行から一九三一年には二千三百行に増加した。

以上はアメリカ經濟生活の歐洲大戰後に於けるその推移の素描である。而してこの素描からアメリカ合衆國に於ける最近の累加的失業巨群は單に最近の購買力の轉落――世界恐慌による――からのみでなく、國内的事情たる生産技術の變化からも少なからず輩出せられたであらうことが察せられるであらう。吾人は以下合衆國の失業者の數量的變化を檢し、且その内容的省察を試みるであらう。

中篇　合衆國失業の狀態

第五章　概觀

失業は單に經濟上の變動、卽、購買力の減少のみから生ずるばかりでなく、少くとも合衆國やドイツのごとき歐洲大戰後に見た諸種産業上に於ける人間勞働力節約、若くは生産及分配の機能增加のため利用せられる作業上の機械の採用のごとき又有力なる原因たるものである。

さりながら、産業上の機械力の應用、一般的に謂へば産業若くは企業の合理化の實施なくとも亦、國民購買力の減少を生ずるが如きことなくとも失業は發生する。蓋、産業若くは職業に於ては人間の嗜好趣味を對照として生産若くは分配を行ふ目的に出づるものにあつては人間の趣味の變化は之等産業若くは職業に著しき影響を與へる。近年の合衆國に於ける被服に於ては綿布及羊毛よりも人絹及絹布がより多く使用せられ、これがため棉及羊毛工業に於て少なからざる打擊を蒙つてゐるがごときその適例の一である。

次に、産業若くは職業にあつては或る特定季節時期に於ける需要を充足するがため存立するものがある。例へば避暑地の旅館、避寒地の料理店のごときその著例で、その季節の經過によ

つてかかる産業乃至職業は需要を失ふ。又、他の産職業に於ては氣候及天候の爲め業務の執行を妨げられる場合が少くない。所謂戸外勞働と稱せられる日傭、建築、農業及漁業のごときその例である。

かくして一國一社會に於ては一年四季を通じ、經濟的不況の現象の生起に關係なく、常に失業者が存してゐることになる。正常失業とはこの現象を指す。

正常的失業の量は一國の人口構成と關係が深い。卽、國民總數中の就職可能年齡者數の多寡男女の割合、殊に所謂有職者中の所屬産業、若くは職業分布の程度のごとき、重要なる構成要素といはなければならない。

合衆國の總人口はその本土のみで一億二千二百七十萬五千人（一九三〇年國勢調査）に達してゐる。而してその增加の速度は目醒しいものがあつた。大體に於て一八〇〇年乃至一八八〇年の間に於ては各十年間の人口增加率は三〇％以上に達した。然し爾後この增加率は減少を示し、一八八〇——九〇年には二五％となり、一九二〇年以降に於ては一五％となつた。從て同國の人口は既に三十年前から人口增加率の低減を來してゐるが、戰後に於ける移入民の制限はこの傾向を一層助長せしめるものと解せられる。

合衆國人口の男女構成割合は男子の割合が漸減傾向を示してゐる。卽、一九一〇、一九二〇

及一九三〇年の三回の國勢調査の結果を比較するに、女子一〇〇人に對する割合は一〇六・六——一〇四・〇——一〇二・五人となつた。而して男女を通じ勞働乃至就職可能と目すべき年齢十五歳以上六十歳の者は人口一千につき六〇五・七人で之を我國の内地人口の場合（大正十四年調査）に比し五九・七人多く、年齢十五歳未滿及六十歳以上——主として有職者が扶養義務を負ふ——ものに就ては我國に比し六五・一人少ない。從て合衆國の人口構成は之を我國に比し生産能力に於て遙かに大に、又、生活扶養義務に於て遙かに輕易なると同時に合衆國の産業は我國に比し遙かに大なる人口吸收力を具備しなければならぬ。

人口構成上最も重要なる問題は國民の産業上の所屬分布の割合如何である。この點に就ては考察は種々の方面から加へられるであらう。こゝでは只、最後の二回の國勢調査の結果により各産業に於ける所屬人口——有職者——の推移についてのみ考察するにとゞめる。

第二十三表　一九二〇—一九三〇年産業別有職者數比較（單位一千人）

産業別	一九二〇年現在 男子 實數	男子 %	女子 實數	女子 %	計 實數	計 %
農林畜産	九、八六九	三一・四	一、〇八四	一五・二	一〇、九五三	二八・四

産業別	一九三〇年現在 男子 實數	男子 %	女子 實數	女子 %	計 實數	計 %
採鑛	一、〇八七	三・四	三		一、〇九〇	二・八
製造工業及機械工業	一〇、八八八	三四・七	一、九三〇	二七・一	一二、八一九	三三・三
運輸交通	二、八五一	九・〇	二一三	三・〇	三、〇六四	八・〇
商業	三、五七五	一一・四	六六八	九・四	四、二四三	一一・〇
官公吏	七四九	二・八	二二	〇・三	七七〇	二・〇
自由職業	一、一二七	三・五	一、〇一六	一四・三	二、一四四	五・六
家庭勤勞	一、二一八	三・八	二、一八七	三〇・七	三、四〇五	八・九
事務員	一、七〇〇	—	一、四二六	—	三、一二七	—
其他	—	—	—	—	—	—
計	三三、〇六五	一〇〇・〇	八、五五〇	一〇〇・〇	四一、六一四	一〇〇・〇

産業別	一九三〇年現在 男子 實數	男子 %	女子 實數	女子 %	計 實數	計 %
農林畜産	九、八三五	二六・六	九一七	八・七	一〇、七五二	二二・七
採鑛	一、一四八	三・一	一〇	〇・一	一、一五八	二・四
製造工業及機械工業	一一、九〇一	三二・二	二、四一六	二二・九	一四、三一八	三〇・二
運輸交通	三、九九一	一〇・八	四四八	四・二	四、四三九	九・三
商業	五、八二一	一五・八	一、七一六	一六・三	七、五三七	一五・九
官公吏	九三五	二・五	一二三	一・二	一、〇五八	二・二
自由職業	一、六六三	四・五	一、七六三	一六・七	三、四二六	七・二

産業別	一九二〇—三〇年實數增加率（參考）（%） 男子	女子	計	一九二〇—三〇年構成割合增減（參考） 男子	女子	計
家庭勤務	一、六六三	四・五	三、一四九	二九・九	四、八一二	一〇・一
事務員	—	—	—	—	—	—
其他	一、〇九八	一〇〇・〇	二三五	一〇〇・〇	一、三三三	一〇〇・〇
計	三八、〇五四		一〇、七七九		四八、八三三	
農林畜産	△〇・三	△一五・四	△一・八	△四・八	△六・五	△五・七
採鑛	五・六	二五九・四	六・二	〇・三	二・九	〇・四
製造工業及機械工業	九・三	二五・一	△一一・七	△二・五	△四・三	△三・一
運輸交通	四〇・〇	一一〇・二	四四・九	一・八	一・二	一・三
商業	六二・八	一五七・〇	七七・六	四・四	六・九	四・九
官公吏	二四・八	四六五・九	三七・三	△〇・三	〇・九	〇・二
自由職業	四七・五	七三・四	五九・八	・一・〇	二・四	一・六
家庭勤務	三六・五	四四・〇	四一・三	〇・七	△〇・八	一・二
事務員	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—
計	一五・一	二六・一	一七・三	—	—	—

一九二〇年分は一九三一年合衆國統計拔萃、一九三〇年分はマンスリー・レーボア・レヴュー一九三一年十月號による。△は減少。この二個の統計は分類の方法と調査季節との差異がある。卽、一九二〇年は一月に於て調査を行ひ、分類に於て「事務員」を獨立せしめ、一九三〇年は四月に於て調査を行ひ、且、「事務員」を各種産業に分割挿入せしめたのみでなく、一九二〇年に就て示さなかつた「其他」の項を設けてゐる。從てこの二個の統計は之を對比することは妥當ではない。只、細末の考察を除き、有職者の變化の大勢を知るには不都合はない。本表%算出は「事務員」及「其他」項中に含まるる數を除外す。

有職適齡者年齡を十五歲以上とすれば、一九二〇——三〇年に於てこの適齡者は男女各々一八・八%及二一・四%、平均二〇・一%の增加を見た。而してこの期間に於ける有職適齡者總數の有職者總數に對する割合は、男子に於ては八九・六%から八六・七%に減じたが、女子に於ては二四・三%から二五・三%に却て增加を示した。この事實は女子が産業界への顯著なる進出を示し、男子の雇傭機會に多少の影響を與へたであらうことが想はれる。

第二十三表に於ける一九二〇——三〇年に於ける産業別有職者數は、極めて不正確なものではあるが尙ほ此期間に於ける有職者數の變化の趨勢を示すに足るであらう。

第二十三表によれば、最も顯著なる事實は、一産業に於ける有職者減少を示せるに反し他種産業に於ては却て增加し、僅々十年間に於て國民就業の方向に多大の變化を生じたことである。

農業に於てはこの十年間に於て約二十萬人の實數上の減少を示して人口增加の傾向に反してゐる。而して全有職者中農業を職とする者の割合は、十年間に於て二六・六%から二二・七%に減じた。この割合減少は女子の農業從業者の減少が大なる影響を與へてゐる。

商業、自由職業及運輸交通の三個の産業に於ては農業と全く相反し、その數及割合を激增し、女子に就ては商業に於て殊に增加した。而して最も注意すべき事實は、鑛業及工業の從業者がその數に於て增加を示せるに拘らず、農業とともに全有職者中に占める割合を減少せることである。

要するに、一九二〇年乃至一九三〇年に於ける本土總人口は約一六%の增加にかゝはらず、有職者總數割合は極めて僅少な割合（卽、三九・四%から三九・八%へ）の增加を示したに過ぎない。この事實は反面に於て國民の生産能率が著しく增加せることを暗示するも、同時に合衆國の産業の人口吸收力を漸進的に增加し得ないことを意味せるものである。この現象が最近數年に於ける經濟的不況の齎らせる現象とのみ解すべきや否やには幾多の疑問が殘されるであらう。

以下吾人は合衆國に於て戰後失業現象が如何なる程度に於て發生したか、また、之等失業の內容をも併せて考察して見たい。

第六章　失業の數量的變化

合衆國の失業の歷史は最近數年のことではなく、既に一九二一年に於ては四百萬人に達したといはれる大衆的失業の經驗が嘗められてゐる。否ダグラス教授は合衆國の製造工業、運輸、建築及炭坑の四産業のみに就て見るときは、一八九〇年には之等關係勞働組合員の一八%は失業してゐたといふ推定を與へてゐる。

けれども、一般産業を概括すれば比較的平均的且飛躍的な進步を見、最近に見るがごとき失業現象は殆んど經驗されなかつたといふも過言ではないであらう。されば一九二一年に於て失業洪水に襲はれたる場合のごとき、當時の大統領は急遽失業委員會を設置したが、問題の調査に當つて研究資料の欠缺に惱まされた。

從來、失業の調査に關して四五の研究の行はれた歷史はあるが、その結果は極めて不滿足なるものであつた。之等の調査は國の人口國勢調査に關聯して全國的に行はれ、或は州又は市等の特別地域のみに就て試みられ、或は特殊の團體又は個人によつて研究せられたが、全國的に且比較的完全なる調査は一九三〇年初めて試みられたに過ぎない。吾人はこの最後の調査の結果を檢討するに先ちて、從來の合衆國の失業の歷史を知るの一助として上述せる諸種の調査を

一瞥してみよう。

一　全國的調査

合衆國は前世紀末葉から毎十年一回人口に關する國勢調査を行つてゐる。然し、失業の調査をこの機會に行つたのは一八九〇年、一九〇〇年、一九一〇年及一九三〇年の四回に過ぎず、何れも不完全を極め、殊に前三者に於て最も甚だしい。之等の調査の結果に就ては、一部分は後に之を引用するであらうから茲では之に言及を避ける。

合衆國勞働統計局は、國勢調査とは別に一九二八年初頭の工業に於ける失業者數の推定計算を發表した。この推定は當時の失業者總數を一百八十七萬四千五百人と計算してゐる。然し、それは失業者數ではなくて、一九二五年――一九二八年の期間に於て生じた雇傭の縮少の程度を示したもので、一九二五年以前に存した失業者を除外してゐる。

二　州又は市の失業調査

歐洲大戰勃發後且合衆國の未だ參戰せざる期間に於ては一般に產業が萎微し、殊にニューヨーク市に於ては最も激烈なる失業を生じた。これがため勞働統計局は一九一五年一月及二月に

亘つてニューヨーク市に於ける主要勞働者住宅地域中、三、七〇三戸につき失業調査を行つた。恰も當時之と別個にニューヨーク市當局は、同市のメトロポリタン生命保險會社と協力して會社の被保險者に就て失業調査を行ひ、その結果は大體に於て統計局の調査と符合一致を見た。

メトロポリタン保險會社は爾後調査を繼續し三月及四月には合衆國東部及西南部十六都市につき、同年夏にはロッキー山脈地方及太平洋沿岸地方十二都市につき、更に九月には勞働省と協力してニューヨーク市に就き第二回の失業調査を行つた。この調査は恐らく合衆國最初の信憑し得べきものと思惟せられるから左にその結果を拔萃しよう。

第二十四表　一九一五年現在主要十六都市に於ける失業勞働者數

都市別	被調査勞働者數	失業者數	失業者數對被調査勞働者數%
ボストン	七七、四一九	七、六八三	一〇・二
ブリッヂポート	二二、五三三	五三七	四・三
シカゴ	一五七、六一六	二〇、九五二	一三・三
クリーヴランド	二四、九三四	二、三四八	九・四
ダルス	二、〇八九	四二五	二〇・三
カンサス	二二、五二二	二、八一五	一二・五
ルイスヴィル	三、〇三六	三九九	一二・一
ミルウォーキー	一三、一二二	一、〇三〇	七・九
ミネアポリス	三、四四九	四九五	一四・四
フィラデルフィア	一三七、二四四	一四、一四七	一〇・三
ピッツバーグ	五三、三三六	五、九四三	一一・二
セントルイス	一〇四、四九九	一四、二一九	一三・六
セントポール	四、一三五	五八二	一四・一
スプリングフィールド	二、二八四	一六二	七・一
トレード	一〇、三一二	一、一〇二	一〇・七
ウィルクスバール	一八、八八四	一、二〇〇	六・四
計	六四七、三九四	七四、二一八	一一・五

U. S. Dep't of Labor' (Bureau of Labor Statistics), Unemployment in the United States (Bulletin, No. 195). 1916 六頁。

一九一四年の工業國勢調査によれば、合衆國の製造工業のみでもその從業勞働者數は七百萬人以上に達した。從て上掲のごとき比較的少數勞働者の調査は之を以て全般の情勢を示すものとは考へ得ないが、尙ほ合衆國に於ける主要工業都市の多くを包含せる點に於て、少くとも工業に於ける失業の大勢を補促するに有力なる資料たるや疑ない。而して失業者數の勞働者總數に對する割合——卽失業率が一〇%を超過せることは當時の工業不振が如何に甚だしかりしかを知り得るに足るであらう。

一九二一年以降失業調査を行つたのは他に數州を擧げることができる。例へば一九二一年にはオハイオ州知事任命の委員會が州立大學の援助の下に行ひたる同州全般に亙る調査のごとき、又、一九二八年にはメリーランド州に於てボールチモア市の調査をなせるがごとき、その例である。又、一九二九年四月にはフィラデルフィア市はペンシルヴァニア大學の助力を得て同市總人口の約七%につき戸別訪問により失業を調査した。

合衆國の失業の特に熾烈を極めるに至つたのは一九三〇年及以後のことで、この時期に於ては次章に述べる國勢調査のほか多數の州又は市によつて調査が行はれてゐるが、これらに就ては後に言及する場合があるであらう。

三 個人又は私設團體の失業調査

從來合衆國で行はれた個人又は私人の失業調査に就ては、多くの信を置くことができない。然し、之等の中には數年の長きに亙つて失業者數の推定を試みてゐるものがある。失業者數に關する過去の歷史に於て殆んど之を缺如せる同國に就ては、かくのごとき研究資料も亦之を沒却し去るべきではないであらう。今之等の內二三の調査に就て概說を試みよう。

第一は勞働調査所(レーボア・ビユウロウ)の一九二七年に於ける合衆國の現在失業者總數の推定計算である。この推定は一九二三年に於ける失業者總數を一百萬人とし、爾來一九二七年に至るまでの期間に於ける就職可能年齡者數の增加及この間に於ける農村を離れて都市に流入せる者の推定數を加へ、之に一九二三年以後の雇傭指數を適用し、以て一九二七年に於ける失業者總數を四百萬人と推定してゐる。

この推定は單なる失業者のみでなく未就職者をも含み、更に一九二三年に於ける失業者數を一百萬人と斷定せること等要するにその方法に幾多承服し得ないものがある。

第二はブルックマイヤー經濟調査所(エコノミック・サーヴィス)の研究による。この調査は一九一〇年乃至一九二八年の

期間に於て各種産業の吸收可能見込割合を定め、之を各年總人口と對照して吸收可能者數を定め、この數から雇傭指數を利用して算出せる實際就業者數を控除し、その殘餘を以て失業者數と認めるものである。この方法によれば例へば一九一二、一九一七、一九二〇、一九二三及一九二七年の各年に於ては失業者は全然存しないことになる。現在の經濟社會に於て全然失業者の存せざるがごときは到底想像し得ない所である。

第三のものは農業以外の産業に於ける失業者數の推定である。この方法は前二者と異り、嘗て全國經濟調査局（ナショナルビユウロウ・オブ・エコノミツクリサーチ）のキング（W.I. King）博士の行つた國民所得調査に關聯して算出した數字を基礎とし、一九二八年の大統領召集の失業協議會の依囑に依り同局のウォルマン博士（Les Wolman）が之に多少の改修を加へたものである。この數字は各産業に於ける一年間を通じその雇傭最高を求め、之より疾病その他の理由による就業不能者の割合を定め、又通學學生數を調査し、之等の數字を加減し、之を國勢調査に基く産業從業者數と對照し、中間期間に於ける數字は明瞭ではないが、或は雇傭指數若くは他の諸種團體の調査數字に何等かの修正を施したかのごとくである。その方法に就ては詳細に知り得ない。ウォルマン博士自らもこの點に就ては詳述してはゐない。（「合衆國最近の經濟推移」第二卷、四六九—四七八頁）。その推定の結果を左に掲げよう。

第二十五表　一九二〇——二七年平均最低失業者推定數（單位千人）

年別	農業以外の有職者總數	産業別平均最低失業者數						
		製造工業	土木建築	運輸交通	鑛山及油井	官公吏、商業從業員等	計
一九二〇	二七、五五八	四八七	二三〇	一七〇	二七四	二四〇	一、四〇一
一九二一	二七、九八九	二、五五四	二四八	五九八	四七〇	四〇〇	四、二七〇
一九二二	二八、五〇五	一、七六一	二三〇	五八〇	五二〇	三五〇	三、四四一
一九二三	二九、二九三	四三三	二三〇	二五一	三二九	三〇〇	一、五三二
一九二四	三〇、二三四	九二四	三五〇	三四〇	三二六	三七五	二、三一五
一九二五	三〇、九四一	五七八	三四五	一八四	三〇八	三六〇	一、七七五
一九二六	三一、八〇八	五五二	二八〇	一四四	三二三	三七〇	一、六六九
一九二七	三二、六九五	七二七	四二三	一五二	三八〇	三七四	二、〇五五

「合衆國最近の經濟推移」第二卷四七八頁。

最後にシカゴ大學ダグラス教授は、合衆國に於ける實質賃銀の研究に關聯して失業者數を推定し、（Real Wages in the United States, 1928）更にその後ダイレクターとの共著「失業問題」（"The Problem of Unemployment" by P.H. Donglas & A.Director, N.Y., 1931）に於て之等數字を一層詳細に研究發表した。その方法は、製造工業及運輸業に就ては國勢調査統計を基本とし、國勢調査の中間期間に就ては、出生及移入民の增加數を考察に加へ、更に離

村者、病疾、不具、職業轉換等の理由に基くものを三・五％として、鐵道に就ては州際委員會發表の數字を用ひ、建築業に於てはニューヨーク及マサチュセッツ兩州の勞働局調査に基く勞働組合員に關する數字を、而して、炭坑に關しては一年稼働最高日數を三〇六日とし、地學協會發表の各坑平均稼働日數と對照し、かくして失業者數を算出した。

この研究は期間に於て一八八九年より一九二七年に亙つてゐるが、その計算範圍の產業は製造工業、運輸（鐵道）、建築及炭坑の四種に過ぎない。然し國勢調査の方法に訴へる以外に於てはこの推定は恐らく最も實際に近接せる計算と考へられる。今、教授の計出した結果を左に一部分摘出してみよう。

第二十六表　一八八九――一九二七年　製造工業、運輸、建築及炭坑　勞働者失業率

年別	製造工業及運輸	建築	炭坑	以上平均	年別	製造工業及運輸	建築	炭坑	以上平均
一八八九	五・六				一九二一	二・二	二六・六	四三・三	二三・一
一八九五	一・九				一九二二	一五・四	一九・二	五三・五	一八・三
一八九七	一四・五	三二・〇	四一・七		一九二三	四・四	一七・二	二六・五	七・九
一九〇〇	六・三	二六・七	三一・〇		一九二四	八・三	二五・九	二七・一	一二・〇
一九〇〇	三・七	二〇・二	二八・〇		一九二五	五・一	二一・四	二七・二	八・九
一九一四	一二・九	三四・六	三三・二		一九二六	四・五	一七・六	二七・八	七・五
一九一八	三・五	一七・七	一六・一		一九二七	五・六			
一九二〇	四・三	二三・八	二四・八						

ダグラス及ダイレクター共著二六―二八頁。

勞働組合がその組合員の失業者につき失業率を調査することは、歐洲、殊に英獨兩國では早くから行はれ、米國に於ても亦行はれてゐる。ニューヨーク州勞働統計局は一八九七年以來、またマサチュセッツ州は一九〇八年以來、州内の勞働組合につき失業率を調査してゐるが、前者は一九一六年に之を中止し、後者は一九二二年一時中止し、一九二七年四月以來再び調査を開始するに至つた。然し之等の數字は單に州内の狀態にのみ止まり全國に及ぶものではない。

アメリカ勞働總同盟は一八九九年以來同盟所屬の勞働組合員に就て失業率を調査し始めたが、資料蒐集の困難と統計の確實性に對する疑問から一九〇六年を以て中止した。然し失業問題が漸く社會の視聽を惹に及んで、一九二八年調査を再開するに至り、爾來之を繼續してゐる。

第二十七表　一九二八――一九三二年アメリカ勞働總同盟失業率

年別	建築	印刷	金屬	其他	計	年別	建築	印刷	金屬	其他	計
一九二八	二七	五	一一	九	一四	一九三一	五二	一三	三〇	一七	二六
一九二九	二五	四	七	八	一二	一九三二（一月―九月）	六三	一四	四〇	二〇	三二
一九三〇	四〇	七	二一	一三	二一						

アメリカンフェデレーショニスト一九三一年十一月號及以下による。

以上吾人は合衆國の失業數量推定又は實地調査に關して試みられた主要なる研究を列擧した。之等の或る者はその方法に於て多數の缺點を含み、あるものはその包括する產業の狹少なるがため合衆國に於ける總ての產業に於て、從來果して幾何の失業者を輩出したかを知り得ない。

イギリスやドイツでは產業の包括範圍の廣大なる强制的の失業保險制度があつて失業の實勢に近接した狀態を數字的に知り得られるも、かゝる制度を缺く合衆國に於てはこの便宜を缺いてゐる。更に合衆國の政治事情は聯邦政府に於ける統計の蒐集に於て極めて不便にして隔年に行はるゝ工業國勢調査による製造工業從業勞働者數及州際商業委員會の統制せる鐵道從業員數を除く他の產業に於ては、雇傭せられる者の數さへも之を明確にし得ない。十年毎に行はるゝ人口國勢調査は多少この缺を補ふも、各中間期間に於ける一般的數字は何等かの方法による推定數に求めるより他に途がない。

以上の事情から吾人は合衆國に於ける失業者數の變化に就ては少くとも正確に近い狀勢は之を知り得ないと謂はなければならない。僅かに一九三〇年の人口國勢調査は之に關聯して初めて比較的滿足すべき方法に於て失業調査が行はれた。吾人は章を新めてこの調査の結果を少しく檢討してみたい。

第七章　最近に於ける失業者數の觀察

一　全國的失業調査必要の發生

合衆國に於ける歐洲大戰後の經濟界は、一九二九年及以前に於ては表見的には好況を繼續したことは、既に縷述した所であるが、同時にこの好況に拘はらず、一面に於ては生產上の技術進步に基く失業が發生してゐた。かくのごとき失業者の數量に至つては、上述したやうに決して之を確知し得なかつた。

既に一九二一年の反動的不景氣による失業群の發生に對し、大統領クーリッヂが失業對策講究のため委員會を召集し、委員會が調査資料の欠缺に困惑せるの一事は嚮に言及した。

この委員會は、多くの建議中勞働統計局が今後工業に於ける雇傭指數を作製することを要求し、この要求は政府の容れる所となつた。更に一九二八年には上院議員ロバート・ワグナーの提案に基き、工業以外にも雇傭指數包括範圍の擴張が行はるるに至つた。又、統計局長は合衆國に於ける全國的失業狀態調査のため、人口國勢調査に關聯して之を斷行すべきことを屢々大統領に要請してゐた。

失業狀態に關する調査の必要なる所以はかく唱導せられ、又、一部實施を見たが恰かも一九三〇年は人口國勢調査の年度に際會し、遂にこの機會を以て合衆國開國以來最初の比較的完全なる戸口調査による失業狀態の調査が行はるるに至つた。

二　一九三〇年の全國失業調査の方法

調査は人口國勢調査と同時に一九三〇年四月十五日現地調査の方法によつて行はれた。失業調査の對照は「嘗て仕事を有せしことある者」（"Those who had jobs"）と「未だ仕事に從事せしことなきもの」卽、所謂失業者若くは失職者と未就職者の二者で、この二種につき之を左のごとく分類して取扱つた。

（一）失　業　者

（イ）既に休職を命ぜられてゐるか將來舊來の仕事に復舊し得べき豫約ある者

（ロ）疾病又は不具により失業せる者

（ハ）本人の自由意思により失業し且失業中賃銀の支給を受けざる者

（ニ）現に勤務中に非ざるも尙賃銀の支拂を受くる者（例、有給休暇中の者のごとき）

（二）未　就　職　者

（イ）勞働に堪へ得ざる者

（ロ）就職を好まざる者

（ハ）其　他

失業若くは未就職は、調査日の前日に於ける狀態により之を定め、調査は失業若くは未就職の理由と、失業の場合には失業週間直前一週間に於ける勤務日數及全時間勞働日數をも併せて糺し、之により所謂短時間勞働の狀態をも確知せんことを期した。

この調査の對象となれる者は、年齡十歲以上の通常慣習的に有職者たる者とし、調査の結果は勞働の意思と能力を有し就職機會なき者をA種とし、休職中なるも賃銀若くは俸給の支給を受けざる者をB種とし、更に不具及疾病者をC種、未就職者をD種としてゐるが、吾人の所謂失業者はA及B種に屬するものを指すもので其他のものは包含せしめない。

三　一九三〇年失業調査の結果

この調査の詳細に至つては未だ公表せられてはゐない。從て既に發表せられたものを以て滿足するほかはない。今之等公表せられたる結果に多少の計算を附加して、以下之に解說を加へよう。

第二十八表　一九三〇年四月一五日現在産業別失業者數

産業別	有職者數 男子	有職者數 女子	有職者數 計	失業及失職者數及その有職者數に對する% 男子 實數	男子 百分比	女子 實數	女子 百分比	計 實數	計 百分比
農業	九、五六八、三四七	九一三、九七六	一〇、四八二、三三三	一三二、〇九二	一・四	一一、三三六	一・二	一四三、三一七	一・四
林業及漁業	二六六、八七六	三、二四九	二七〇、一二五	二七、九一九	一〇・二	二九八	〇・九	二八、二一七	一〇・四
鑛業	一、一四七、七七〇	一〇、二九四	一、一五八、〇六四	一八九、〇一三	一六・四	四七九	四・六	一八九、四九二	一六・三
製造工業及機械工業	二、九〇一、二四七	二、四一六、二八八	一、三五〇、二四九	二七二、二四七	一一・四	一八五、一〇三	七・七	一、五三五、三五二	一〇・七
運輸及通信業	三、九九〇、八七五	四四七、七三〇	四、四三八、六〇五	二三七、九八一	六・八	一〇、五〇六	二・四	二八二、七五三	六・四
商業	五、八二〇、六四三	一、七一六、三八四	七、五三七、〇二六	三七、九八一	三・九	六六、六七二	三・九	二九四、六五三	三・九
官公吏	九三四、五八一	一三三、三三三	一、〇七七、九〇四	二七、八〇一	三・〇	一、八七二	一・五	二九、六七三	二・八
自由職業	一、六六三、〇四九	一、七六二、七九五	三、四三五、八四四	五一、三八四	三・一	四二、九一〇	二・四	九四、二九四	二・八
家庭及個人勤勞	一、六六二、七〇七	三、一四九、三九一	四、八二二、〇九八	九九、七五三	六・〇	一四五、一五九	四・六	二四四、九一二	四・六
雜	一、〇九七、七〇一	二三五、三六四	一、三三三、〇六五	三〇七、七〇七	二八・〇	三七、二七七	一五・九	三四四、九八四	二五・九
計	三八、〇五三、七九五	一〇、七七八、七九四	四八、八三二、五八九	二、六六六、一四五	七・〇	五〇一、五〇三	四・七	三、一八七、六四七	六・七

マンスリー・レーボア・レヴュウ一九三一年二月號三九頁に據る。

本表は吾人の所謂失業者、詳言すれば他人の雇傭を受けたる者にして解雇せられた者と、自營的有職者が何等かの理由によりその職業を離れまだ他人の雇傭を受けざる者、若くは他の自

營的職業を有するに至らざるもの――本稿では之等のものを前者と區別するため失職者なる文字を使用した――とを區別せざる所に缺點がある。第二の缺點は從來吾人が屢々言及した合衆國に於ける勞働者及使用人の總數及その産業所屬別數を知る資料を掲げず、又、他に之を求むることができないことである。更に他の一二の方法上缺點を有するも、之等の細點及上表の數字に關する解説は之を後に讓ることとしたい。

四　一九三〇年四月以後の失業調査

一九三〇年及以降に於て、失業が急速度を以て頻出したことは既に屢々述べた所である。これがため政府任命の雇傭緊急委員會は、メトロポリタン生命保險會社に依囑して全國樞要地に於ける其後の失業狀勢を調査せしめた。會社は一九三〇年十二月八日及九日、全國の樞要都市四十六個、二一三、七八七家族八八六、九二九人に就てその調査を行ひ、更に一九三一年一月には、合衆國國勢調査局は自ら全國主要都市十九個に就て現地調査に訴へて失業の調査を行つた。

メトロポリタン生命保險會社の一九三〇年十二月の調査によれば、全國四十六都市の失業狀態は地域によつて甚だしい相違を示してゐる。例へば、オクラホマ市の失業率二一・八%に對し、バーミンガム、シカゴ、デトロイト、インヂアナポリス、ルイスヴィル、マンチェスター、

メムフィス、セントルイの諸市は何れも二五％以上に達し、殊にデトロイト――化學工業の中心地――のごときは實に三〇・二％を示してゐる。而して同社の被調査者中勞働者及使用人の總數は三五五、七五九人で、その中失業者は八四、六二七人で、從てその失業率は二三・八％である。

一九三一年一月の國勢調査局の調査はその結果の細末に就ては不明であるが只、十九産業都市に就て一九三〇年の國勢調査との比較を示してゐる。今、この結果中吾人の所謂失業及失職者數――嚮に述べたA及Bの二類のみの――を對比すれば左のごとくである。

第二十九表　一九三〇・四月及一九三一・一月　主要十九都市失業者數比較

都市別	失業者數			都市別	失業者數		
	一九三〇年四月現在	一九三一年一月現在	比較增加數		一九三〇年四月現在	一九三一年一月現在	比較增加數
バーミンガム	六、七四八	二七、八七〇	二一、一二二	デトロイト	九一、九九七	二二三、五六八	一三一、五七一
ボストン	三五、〇二四	八八、四三一	五三、四一七	ダラス	五、九二〇	九、四六〇	三、五四〇
バッファロー	二二、八九四	七三、八〇一	五〇、九〇七	ハウストン	八、六七〇	三二、一〇三	二三、四三三
シカゴ	一六七、九三四	四四八、七三九	二八〇、八〇五	ロスアンヂェルス	五一、三一八	一〇六、一〇四	五四、七八六
クリーヴランド	五〇、二三五	一二四、六三三	七四、三九八	ミニアポリス	一六、四〇〇	三八、八四七	二二、四四七
デイトン	七、七七二	二一、四八二	一三、七一〇	ニウオルリーンズ	一九、七八二	四八、七五六	二八、九七四
デンヴー	一〇、七九七	三二、四九〇	二一、六九三	ニューヨーク	二三三、六四九	五三二、四八二	二九八、八三三
フィラデルフィア	八四、六四一	二四六、七二四	一六二、〇八三	サンフランシスコ	二四、四六七	四六、〇四五	二一、五七八
ピッツバーグ	二六、一九二	七九、五八七	五三、三九五	シアトル	一四、九六二	三五、一三八	二〇、一七六
セントルイ	三五、一四五	九二、六二五	五七、四八〇	計	九二四、五三七	二、二九八、八八五	一、三八四、三四八

以上吾人は一九三〇年及一九三一年に於ける合衆國の、信ずべき、且、その範圍の最も大なる二三の調査の結果をかかげた。而して一九三〇年四月の國勢調査による失業者の總數が、僅かに三百二十萬人に過ぎないことを發見した。未だ不況季と目すべからざる一九二七年に於ける、ウォルマン博士の農業以外の失業者總數推定二百五萬五千人に比し、經濟界の變動を考慮に入れるときは、國勢調査の結果は豫期し得ない少い失業者數を示せるが如き印象を受ける。然らば現地調査の方法に於て何等か缺點があつたであらうか。

ダグラス教授は各種産業の雇傭率の變化を基礎とし、一九二九年五月に於ける製造工業、運輸及交通の從業勞働者を一千五十萬人と推定し、一九二九年五月乃至一九三〇年四月の雇傭指數減少率を六・一％とし、この二種の産業からの此期間に於ける失業者を一百七萬五千人と推定した。而して他の産業に於ては約二百萬人の失業者數を推定し、一九三〇年四月に於ける失業數を三百八十萬人と推定した（ダグラス及ダイレクター共著、前掲書一九―二一頁）。又、一九三〇年の國勢調査局の調査と同時にフィラデルフィア市に於て失業の調査を行へる産業調査所の

調査の結果は、政府の失業率九・五％に對し一五・〇％と公表してゐる。また、移入民が失業して公費の救助を受くる事實ある場合には歸國を命ぜられるから、移入民は失業するもその事實を隱匿してゐる。最後に國勢調査は往々にして調査當日に於て被調査者の不在其の他の理由による調査不能の場合存すべく、又、種々の理由から事實を告白しない場合が少くない。

以上列擧したやうな種々の事實と推論とは、國勢調査による失業者數を以て極めて内輪勘定なるものと解せしめる。當時アメリカ勞働總同盟は全國の失業者を五百萬人と推定し、プロフィンテルンは一九三〇年二月の失業者數を六百萬人と推定した。

一九三一年の國勢調査局による十九都市の失業失職者總數は約二百三十萬人にして、前年四月の國勢調査に比して一百三十八萬人を增加してゐる。一九三〇年のこの十九都市に於ける有職者數は明確ではないが、五百萬人以上であることは確かである（十九都市中ボストン、シカゴ、ニューヨークの三大都市を除き他は之を知り得る）。今、十九都市中有職者總數明瞭なる十六都市のみに就て見るときは、之等都市の失業及失職者數の有職者數に對する失業率は一九三〇年四月乃至一九三一年一月に於て九・七％から二五％に增加した。失業率は大都市に於て高いから、上述三大都市が加算せられるときはこの增加は一層大となるであらう。

一九三一年以降に於ける失業調査は各個都市に於て行はれたほか廣範圍なるものは行はれて

ゐない。從て最近に於ける失業者數を確知し得る資料は全然ない。僅かに勞働統計局作成の工業勞働者雇傭指數（一九二六年各月平均を一〇〇とする工業に從事する勞働者數指數）により、一九三〇年に於て八〇・四なりしものが、一九三一年に於ては六七・六に過ぎないことを知り得るのみである。更に、包括範圍稍や廣き聯邦準備局調査の雇傭指數によれば、全國の失業者總數四百萬人と推定せられた一九三一年に於て八二・四を示せるも一九三二年（一―十一月平均）に於ては六二・二に過ぎないといふ事實を附加し得るに止まる。

コリンスは工鑛業、公共事業、建築業、農業及商業に於ける一九三〇年四月以後一九三二年二月の增加失業者數を約三百十九萬人とし、之に林業、漁業、道路工事、銀行及仲買、娯樂、家庭勤勞從業者の失業者を合するときは一千二百萬人に達すると推定し（三菱經濟研究所、前揭世界經濟不況…七六―七七頁）、アメリカ勞働總同盟が一九三二年晩春に於ける全國の失業者數を七百七十萬人と推定し、プロフィンテルンが一九三二年一月に於て一千萬人と推定したるが如き、何れもその推定の根據に於て幾多缺陷を包藏せるを以て之に信を措くことは適當ではない。

五　短時間勞働者（一部失業者）

上來縷述した所は全然職業を離れたる所謂完全失業者に關する事實である。他人の雇傭を受

くる者にあつては、協定若くは契約所定以下の勞働時間數のみの就業を認められてゐるものも亦極めて多數に達するがごとくである。然し、かくのごとき所謂短時間制度の適用が、如何なる範圍と程度に於て行はるゝやを確知する資料は存してゐない。吾人は極めて斷片的にこの事實に關する資料を散見し得るに止まつてゐる。

一九三〇年十二月執行のメトロポリタン生命保險會社の失業調査によれば被調査勞働者約三十五萬六千人中、二一・三％は短時間勞働に從事せる者なることが示されてゐる。又、フィラデルフィア市に關してペンシルヴァニア大學の調査せる所では、一九三〇年十二月に於て同市居住勞働者の二四・〇％は短時間勞働に從事してゐる。吾人は嚮に第十三表に一九三二年三月現在に於ける製造工業會社の勞働狀態に關する情勢を示した。それによれば調査五・九八五の製造會社中、全時間又は之に近き勞働時間數をその勞働者に課せるは僅かに二六・五％に過ぎない。換言すれば、この調査會社中約三分の二は短時間勞働を實施してゐる。製造工業以外商業、鐵道及電車竝に公益事業の調査を合計すれば、この調査會社六、五五一社中短時間勞働を實施せるものは七一・九％に達して、この數字は合衆國に於ける最近の短時間勞働制が如何に廣範に行はれてゐるかを想像せしめるであらう。

短時間勞働の程度に就ては之を詳細にし得ない。極めて部局的調査に過ぎないが、一九二九

年バッファロ市の失業調査に就て見れば、男子に於ては短時間勞働者總數中四四・九％は全時間の三分の二を、三七・二％は二分の一以上三分の二以下、九・五％は二分の一以上三分の一以下を而して殘餘の八・四％は三分の一以下の勞働のみを課せられてゐるに過ぎない。一九三〇年以降の事情が、かかる短時間勞働を一層急迫ならしめたことは明らかである。

以上吾人は最近に於ける合衆國の失業者の數的變化の觀察を概說したが、之等失業者は如何なる產業に發したか、その性別及年齡別と失業の關係或は失業の期間等、要する失業の構成の內容たる失業問題上極めて重要なる問題に就て一應考察を進めるであらう。

第八章　失業の構成內容の考察

一　産業別失業者數

一九三〇年に於ける失業國勢調査による産業大別による失業者數は、既に第二十八表に之を掲げた。之によれば實數に於て最も多數を占むるは製造工業（機械工業を含む）にして、最少は林業及漁業である。産業別觀察に於て重要なるはその失業者の絶對數に非ずして失業率である。而して失業率から觀察するときは最大は鑛業で一六・三%を示して他の産業と全く隔絶してゐる。然し、かくのごとき大別的産業區分による數字は必ずしも各産業に於ける實相を充分に示すものではない。工業部門に屬する化學工業に於ては僅かに四・九%の失業率を示すに過ぎないが、同じく工業に屬する自動車工業に於ては一三%以上に達せるがごとき、その一例である。故に吾人は各個産業に於て各々包括する諸種部門に就て、更に之を詳細に檢討しなければならない。幸にこの點に就ては一九三〇年の失業調査は吾人の希望を滿足せしめてゐる。

第三十表　一九三〇年四月十五日現在産業細別失業者數

産業細分別	一九三〇四、一五有職者數	一九三〇四、一五失業者數	失業者數對有職者數%
農業			
農民（自作及小作）	六、〇一七、七二三	九、四〇三	〇・二
農業勞働者	二、七二七、〇三五	一三、五八六	四・九
無給家族員	一、一七七、九二五	—	—
其他	五五九、六四一	一、三二八	〇・二
計	一〇、四八二、三三三	一四三、三一七	一・四
林業			
林業（計）	一九五、九五一	三、八一一	一・六
漁業			
漁業（計）	七四、一七四	五、四〇六	七・三
鑛業			
炭坑及石油井	六九一、五〇七	一三九、六七四	二〇・二
瓦斯	一九八、九五五	二一、三五五	一〇・七
其他	二六七、六〇三	二八、四六三	一〇・七
計	一、一五八、〇六四	一八九、四九二	一六・三
製造工業及機械工業			
化學工業			
煙草	六二一、〇五〇	三〇、二六〇	四・九
窯業及採石	一四九、六五二	一八、七〇六	一二・五
被服	三七二、一七三	三九、二八九	一〇・六
麵麭	七八九、三一一	七一、五七三	九・一
屠獸及肉類罐詰	二八二、一〇五	一八、〇〇一	六・四
其他食料品	一六四、三八三	一一、〇九九	六・八
自動車工場	四六〇、四一六	三四、一八五	七・四
自動車修繕工場	六四〇、一五一	八四、三七〇	一三・二
製鐵鋼	二五七、七四六	二〇、〇三一	七・八
其他鐵鋼業	六二七、〇五三	六二、二二二	九・九
金屬製品	一、七五七、九五三	一六一、三八三	九・二
靴	三三一、七九〇	三一、三六一	九・五
皮革	二七一、三二九	二八、五七〇	一〇・五
木材	一〇二、七四三	一〇、五五七	一〇・三
其他木工	四五四、二四一	三四、二五〇	七・五
印刷出版及製本	四〇五、六九五	四八、六七〇	一一・九
紙類	五四一、七六一	二六、七二〇	四・九
綿織物	二四三、三二一	一三、四九七	五・五
編物	四二二、四〇一	四六、〇三九	一〇・九
絹織及毛織工業	一七四、〇二八	一七、〇四一	九・八
絲紡織	一七五、八八九	一六、〇七四	九・一
其他紡織	一三九、九一九	二九、九三七	二一・四
獨立手工業	二七五、一九四	二六、八五五	九・八
	三六〇、九七八	一三、二一一	三・七

電氣機械	三七八、五一四	三八、二九六	一〇・一	自動車及部分品販賣卸賣及小賣	五〇五、三二二	一六、七〇六	三・三
護謨工場	一六六、四三一	一四、七六〇	八・九	其他	五、三四九、四三二	二三二、一八三	四・三
建築業	二、三六一、五四一	四八六、九四二	一九・〇	計	二五九、〇二六	一三、一八一	五・一
其他	一、一八九、七五八	一〇一、三六三	八・五	公勤勞（計）	七、五三七、〇二六	二九四、六五三	三・九
計	一四、三一七、五三五	一、五三五、三五二	一〇・七	自由職業及慰安娛樂	一、〇五七、九〇四	二九、六七三	二・八
運輸及交通				慰安及娛樂	四四九、〇三三		
道路建設等及給油所	四五三、九四七	五三、一四九	一一・七	自由及半自由職業	二、九七六、八一一	三六、六二四	八・二
ガレージ	四二三、九七五	二四、五〇七	五・八	計	三、四二五、八四四	三七、六七〇	二・〇
郵便	二八四、〇六三	二、五二〇	〇・九	旅館洗濯等		九四、二九四	二・八
鐵道	一、五八三、三四六	九四、二六五	六・〇	旅館料理店	一、三五二、四六二		
軌道	一九五、八一〇	七、四八八	三・八	及下宿業	四一九、〇九〇	八一、八四六	六・一
電信電話	五七八、三六三	一七、六九八	三・一	洗濯業	三、〇四〇、五四六	一八、一六九	四・三
其他	九二〇、一〇一	八三、一二六	九・一	其他	四、八一二、〇九八	一四四、八九七	四・八
計	四、四三八、六〇五	二八二、七五三	六・四	計	一、三三三、〇六五	二四四、九一二	五・一
商業				雜產業（計）		三四四、九八四	二五・九
銀行及仲介業	六二四、九六一	一四、九六九	二・四	總計	四八、八三二、五八九	三、一八七、六四七	六・五
保險及不動產	七九八、二八五	一七、六一四	二・二				

前掲マンスリー・レーボア・レヴュウ一九三一年二月號。

（イ）農林及漁業　農業に於ける失業は前表によれば平均僅かに一・四％を示すに過ぎず、吾人が嚮に述べた農業推移の狀態に照應して一見奇異の感を抱くも、農民の離村過程は既に一

九三〇年以前に於て顯著なる進行を見たると、一九二七年以來都市に於ける產業合理化による產業の人口吸收力の漸減に禍せられて、農民はその生活に困惑しながらも尙ほ失業を比較的生じなかつたと解せられる。而して農業勞働者に於ては、なほ失業率が僅に五％以下に止まれるは、恐らく農業勞働者が多く大經營に雇傭せられ、かくのごとき經營は中小經營に比して經濟的安定が確立せるがためであらう。然し、農業勞働者に關する調査が比較的困難なると、又、果實採取勞働其他のごとき季節勞働が、調査時季に於て全く閑散時に非らざりしことは、この種勞働者の失業率を比較的低位に止めしめてゐることをも考慮せられなければならないであらう。

農業に反し林業に於て失業率高きは、冬期建築業不振と一九二九年晩秋の取引所轉落による直接の影響に基くものと解せられるであらう。

（ロ）鑛業　平均失業率に於て各種產業中最高を示せるものは鑛業である。然し、前表で明らかなやうにこの高率の失業は炭坑勞働に於て特に顯著でその雇傭多き產業が他の部門に失業率上大なる影響を與へてゐる。

嚮に述べたやうに、歐洲大戰後に於ける合衆國工業其他一般に於ける動力電化及內燃機關の發達普及は石炭の需要に大なる影響を與へ、加之、歐洲大戰に於て炭價の騰貴に簇生した小規

模の炭坑の發生により生産施設は急速に擴張せられた。かくして各炭坑の生産能率は著しき差異を生じた。例へば西ヴァーヂニア州の炭坑では一九二八年の調査によれば從業勞働者一日一噸當りの低能率から一日二十四噸の高能率を示してゐる。かく、能率低き炭坑は國内競爭に壓せられて漸次整理の過程を經過せるが如きも尙ほ作業上に於ける整理は完成せず、戰後石炭工業に於ては繼續して勞働者の過多を經驗してゐる。かくして炭坑失業率の高率なるは戰後既に數年間之を繼續せる事實であつて、一九三〇年初頭以來の不況は僅かにこの失業現象の程度に多少の濃度を增加したに過ぎないであらう。

石油工業に於ける失業率の稍や高いのは一九二九年以前に於ける同工業の生産の大なる擴張に基き、需要を超過し生産制限の必要に迫られてゐたためである。石油の價格は戰後に於ては一九二六年を最高とし、一九二七年以來急激に下落せる事實はかくのごとき事情をよく物語つてゐる。

（ハ）製造工業、機械工業及建築業　第三十表によればこの三個の産業に屬する部門に於て失業率最も高きものは、毛織及毛絲工業の二一・四％、次位は建築業の一九％、第三位は自動車製造工場の一三・二％である。之に反して失業率の最低は獨立手工業の三・七％及化學工業の四・九％である。

毛織物工業が他の纖維工業とともに比較的高率の失業者を發生せるは、一般的に趣味の變動の結果被服が羊毛及綿布から人絹乃至天然絹絲に變轉せるがためである。これは一面に於て人絹の生産激增と日本に於ける絹絲價格の暴落も亦重大なる影響を及ぼせるものと解すべきである。然し、反面に於て絹工業に於て尙比較的高率の失業率を示せるは、恐らく人絹工業に於ける不振によるものではなく、天然絹絲部門の人絹による競爭壓力と一般購買力低下の影響による人絹代用需要の增加に基くものであらう。然しこの點の立證を助ける資料はない。

建築業の不振は既に屢々說いた所である。更に、建築業に於ては各種産業の轉落者が流入することは他の諸國の事例に徵しても明らかで、歐洲大戰後の諸國にして建築業關係勞働者の過剩に苦しまぬものはない。既に揭げたやうに（第二十七表參照）アメリカ勞働總同盟の失業統計は、建築業に於ける失業率が比較的好況時と考へられる一九二八年及二九年に於てなほ二五乃至二七％の大なる數字を示せる事實に徵しても容易に首肯せられるであらう。

自動車製造工業は、その生産能率の增進に於て合衆國工業を代表するものなることは周知の事實である。例へば自動車の車臺生産の如き、一日一萬臺製造のためには二千人を雇傭せるものが最近僅々數年間に二百人を以て足るに至つた。轉送帶（コンヴェイヤー）の使用は此工業に於て最も廣く用ひられてゐる。從てこの工業はその車體及部分品製作に從事する勞働者數を見るも、一九二五年

乃至一九二九年に於て約七萬人を減少した。加之、一九二九年秋に爆發した恐慌は自動車の生産を俄かに制限せしめるに至つた。一九二九年五月の自動車製造は六十萬臺を突破したが、同年十月には三十八萬臺に減じ爾後十二萬臺に陷つたが、一九三〇年初頭に於ては生産の積極政策に轉換したが、尙ほ國勢調査直前に於ては四十萬臺以下となつてゐた。之等の事情を綜合するときは、自動車工業の高き失業率が所以あらざるなきを知ることができる。

自動車工業の不振は合衆國諸工業に重大なる影響を與へる。一九二九年の調査によれば、全國の自動車工業は同年に於ける護謨消費量の八〇%、硝子板六七%、銑及鋼の一九%……を消費する。從て自動車工業の不振は、之等關係諸産業に重大なる影響を及ぼすことを注意しなければならない。

以上農鑛工業の三者に就き一九三〇年の失業調査の結果について多少の解說を試みた。而して以上の概言からでも一般に失業率は所謂生産財の生産に於て著しく、消費財のそれにはいまだ顯著なる反應を呈してゐないことがわかる。この事實は吾人が解說を加へなかつた他の諸産業部門、殊に商業、旅館及料理店等々の失業事實にも表はれてゐる。之は一九二九年晩秋に生じた恐慌が國勢調査の時期に於てはいまだ尙ほ國民所得の減少を充分に伴はず、この恐慌が尙ほその影響範圍を充分に擴張するに至らなかつたからである。

合衆國の産業不況は一九二九年十月以降繼續的に深化せることは、卸賣物價指數の推移から之を知ることができる。一九二六年を一〇〇とせる勞働省調査の卸賣物價指數は、一九二六年九月の九七・五から翌月には九六・三に下降したが、國勢調査の前月たる一九三〇年三月にはなほ九〇・八を維持してゐた。更に聯邦準備局の工業生産指數は、この時期に於て同じく漸減傾向を示したが、一九二九年十一月には前月に比し一〇ポイントを減じ一〇八となり、爾後多少の高低を示したが、翌年三月に於てはなほ九八を維持してゐる。之等の數字を既に述べた物價、工鑛業生産、及雇傭指數の變化と對照するときは、一九三〇年四月の調査による失業狀態は、今日の合衆國に於ける夫れの片鱗すらも表はしてはゐないと謂はなければならない。

二　失業者の性別と年齡

失業者の性別に就ては他の諸國とその事情を全く異にしてゐない。失業の危險性は女子は男子に比して遙かに僅少なるが如くである。一九三〇年四月の調査によれば、有職者總數に對する失業者數割合は男子に於て七・一%を、女子に於ては四・六%を示してゐる。今、産業大分類によつて男女の失業率を稍や詳細に檢すれば左のごとくである。

第三十一表　一九三〇・四・一五現在産業別男女失業者數

産業別	男子 有職者數	男子 失業者數	男子 失業者數對有職者數百分比	女子 有職者數	女子 失業者數	女子 失業者數對有職者數百分比
農業	九、五六八、三四七	一三三、〇九一	一・四	九一三、九七六	一一、二三六	一・二
林業及漁業	二六六、八七六	二七、九一九	一〇・二	三、二四九	二九八	〇・九
鑛業	一、一四七、七七〇	一八九、〇一三	一六・四	一〇、二九四	四七九	四・六
工業及機械工業	二、九〇一、二四七	一、三五〇、二四九	一一・四	二、四一六、二八八	一八五、一〇三	七・七
運輸及通信業	三、九九〇、八七五	二七二、三四七	六・八	四四七、七三〇	一〇、五〇六	二・四
商業	五、八二〇、六四三	二三七、九八一	三・九	一、七一六、三八四	六六、六七三	三・九
官吏	九三四、五八一	二七、八〇一	三・〇	一二三、三三三	一、八七三	一・五
公職	一、六六三、〇四九	五一、三八四	三・一	一、七六二、七九五	四二、九一〇	二・四
自由職業	一、六六二、七〇七	九九、七五三	六・〇	三、一四九、三九一	一四五、一五九	四・六
家庭及個人勤勞	一、〇九七、七〇一	三〇七、七〇七	二八・〇	三五、三六四	三七、二七七	一五・九
雜						
總計	三八、〇五三、七九五	二、六八六、一四五	七・一	一〇、七七八、七九四	五〇一、五〇三	四・六

資料出所第三十表に同じ。

女子の失業率は男子の夫れに比して明らかに低位にある。而して各産業を細分して檢するも、女子失業率が一〇%を超過せるは比較的女子を多數に吸收してゐる煙草、食料品、棉毛紡織と女子を殆んど必要とせざる漁業の部門に過ぎない。

女子失業率が男子の夫れに比して低いのは産業への女子の侵出の範圍がまだ廣大でなく、女

子雇傭の多くが男子不適作業なる場合が少くないのと、更に女子は男子に比して雇傭の取扱が比較的容易なると、又、女子は一般に生産に於て補助的地位にあること等はその主たる理由であるが、他面に女子の勞働賃銀が男子に比して可なりに低廉なることは、その最も重要なる原因たるものであらう。

失業問題上重要なる問題の一は、勞働者年齢と失業との關係である。合衆國に於ける失業者の年齢別に就ては、また諸他國の夫れと特に顯著なる差異を發見し得ない。この點に就ては一九三〇年四月の調査は吾人に資料を提供してゐる。

第三十二表　一九三〇・四・一五現在年齢及男女別失業者數

年齢群別	男子失業者數 實數	男子失業者數 百分比	女子失業者數 實數	女子失業者數 百分比	失業者數計 實數	失業者數計 百分比
一〇—一九	二四四、六八二	九・一	一〇三、四九〇	二〇・六	三四八、一七二	一〇・九
二〇—二九	七四七、〇一一	二七・八	一七八、四四六	三五・六	九二五、四五七	二九・〇
三〇—三九	五五七、五一四	二〇・八	九四、二四一	一八・八	六五一、七五五	二〇・五
四〇—四九	五一一、三八四	一九・〇	六六、七九六	一三・三	五七八、一八〇	一八・一
五〇—五九	三七五、七七二	一四・〇	三九、三九五	七・九	四一五、一六七	一三・〇
六〇—六九	二〇〇、五八五	七・五	一五、九五九	三・二	二一六、五四四	六・八

七〇及以上	四六、九六〇	一・七	二、七六一	〇・五	四九、七二二	一・六
不明	二、二三七	〇・一	四一四	〇・一	二、六五一	〇・一
總計	二、六八六、一四五	一〇〇・〇	五〇一、五〇三	一〇〇・〇	三、一八七、六四七	一〇〇・〇

資料前表同斷。

この調査によれば、失業者中最も多數を占めるは年齢級別二〇—二九歳に屬するもので、全失業者の二九%を、第二位は三〇—三九歳級の二〇・五%、而して第三位は四〇—四九歳級の一八・一%である。この順位は男女各別に觀察するも何等異る所はない。只、男女の別により各年齢級の構成割合に多少の差異を生ずるに過ぎない。卽、女子に於ては全失業者中その半數以上は年齢二十九歳未滿に屬する者で占めてゐるが、男子に於ては此級別に於ては三九・九%を占めるに過ぎない。一般に男子失業者は女子の夫れに比して低年齢に屬するものが少ない。

失業の危險は果して勞働者の年齢の別によつてその率を異にするか。この問題に就ては一九三〇年四月の調査は何等答へる所がない。

上表に示すが如く、比較的低年齢級別者に於て失業者中大なる割合を示せるものは、之等の級別者が比較的技術に於て劣り、又、扶養すべき係累の小なる所から勤務に於て精勵を缺くが如き、要するに個人的缺點をより多く含んでゐるがためではないか。

この點に關して立證すべき資料は與へられてゐない。然し大なる失業者を輩出した年齢級別

所屬者は、實際に於て一般産業活動に於てより多數之に從事せる結果に非ざるやを思はしめるものがある。國勢調査局は有職者の年齢細別を發表してゐないから之を知り得ないが、勞働省は一九二三年及一九二八年の工業勞働者の年齢構成を調査した。この調査は吾人に大なる暗示を與へるであらう。

第三十三表　一九二三年及一九二八年工業勞働者年齢群別（百分比）

年齢群別	工業勞働者數百分比 一九二三年	一九二八年	年齢群別	工業勞働者數百分比 一九二三年	一九二八年	年齢群別	工業勞働者數百分比 一九二三年	一九二八年	年齢群別	工業勞働者數百分比 一九二三年	一九二八年
一六—二〇	一〇・八六	七・七六	二一—三〇	三一・三八	三一・四二	三一—四〇	二五・八八	二七・〇八	四一—五〇	一七・三九	一八・七一
五一—六〇	九・八三	一〇・一一	六一—七〇	三・九二	四・〇五	七一以上	〇・七四	〇・八七	計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

マンスリー・レーボア・レヴュウ一九三〇年五月號五六頁。

工業に於けるこの勞働者の年齢別構成は、必ずしも他種産業の夫れを說明し得るものではないかも知れない。また、工業のこの構成は、有職者の年齢構成を適確に示すものと速斷することは許されないであらう。しかもなほ吾人は一般に有職者數多き年齢級別に於てより多き失業者を發生せしめたるものと解し、個人的缺陷が大衆的失業の原因たり得る力は寧ろ薄弱なるものなることは、多くの外國の事例からも想像し得る。

三　失業の期間

失業問題に於ける他の一の重要問題は一度職業を失ひたる者が新たに職業を發見するに至るまでの失業期間の長短である。一般失業者が極めて短時日の間に於て再び就職の機會を得られる場合に於ては、失業問題は大なる重要性を生じない。最近に於ける失業者が、果して如何なの失業によつて就職の機會を得るに至るやに就ては、全國的範圍に亙る調査を缺き、一九三〇年の期間の調査もこの點に就ては未だ之を發表してゐない。

一九〇〇年、國勢調査局が全國の失業狀態に就て多少の調査を行つたことは嚮に一言した。その結果によれば、調査失業者の半數の失業期間は三ケ月若くは以下であつたが、全數の四〇%は失業六ケ月に達してゐると（B. M. Stewart Dothers "Unemployment in the United States, N. Y. 1930, 第一卷二五頁の引用による）。

又、一九一五年に於て行はれた合衆國勞働統計局とメトロポリタン生命保險會社の協力による失業調査によれば、全國主要都市十六個の失業者（一八、四四七人）中、最も多數者（二〇・四%）の失業期間は四ケ月乃至六ケ月であるが、六ケ月以上の者も亦それと大差なき人員割合（一八・四%）を示してゐる。

第三十四表　一九一五年九月調、十六主要都市失業者失業期間

失業日數	男子失業者		女子失業者		計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一―七	三、四五	二・三	七四	二・三	四一九	二・三
八―一三	二、六五	一・七	五九	一・八	三二四	一・八
一四―三〇	一、二四二	八・二	三、六三	一一・三	一、六〇五	八・七
三一―六〇	二、〇八六	一三・七	六五五	二〇・三	二、七四一	一四・九
六一―九〇	二、六〇四	一七・一	七六六	二三・八	三、三七〇	一八・三
九一―一二〇	二、三三七	一五・四	四九九	一五・五	二、八三六	一五・四
一二一―一八〇	三、三三二	二二・二	三九一	一二・一	三、七六三	二〇・四
一八一以上	二、九七一	一九・五	四一八	一三・〇	三、三八九	一八・四
計	一五、二二二	一〇〇・〇	三、三三五	一〇〇・〇	一八、四四七	一〇〇・〇

前掲勞働省發行一九一五年「ブレッティン」五八頁。

この調査によれば、男女何れも二・三ケ月の失業者が比較的多いが、男子に於ては四―六ケ月の失業者最も多く、女子に於ては二―三ケ月の失業者が最も多數を示してゐる。而して一般に男子は女子に比して失業期間が長い。又、男女何れも六ケ月以上に亙る極めて長期の失業者が尙ほ比較的多數を占めてゐることは、最も注意すべきことであらう。

失業者の再就職機會の到來の速遲は、當時の經濟的景氣の如何で決定せられることはいふまでもない。ダグラスの研究によれば一九〇〇年の當時の失業率は一〇・〇％で、既に失業率はそれまでに下降を續け爾來狀態は益々良好を示しつゝある。一九一五年の狀態も亦略ほ同樣に考へられる。從て之等二個の調査を以て「正常」の時期を示すものと考へることは、速斷の譏りを免れないが、一般的に經濟上向期に於ける失業は、その期間に於てやゝ長きに亙るも、前途就職の再機會の到來を豫期し得ることは不可能ではないであらう。然し、少くとも合衆國最近の狀勢は、一方に於ける機械の連續的な發明と利用によつてその生產力が著しく增大し、人間勞働力の雇傭必要の限度を益々減縮しつゝある事情は失業者の前途に暗影を投ずる。

最近の失業者の失業期間に就ての調査は未だ公表せられてはゐない。只、局部的の二三の調査が與へられてゐるに過ぎない。之等を以て全國の事情を說明し得るものとすることには危險はあるが、尙ほ何等かの參考資料としての價値はあらう。

コネクチカット州のブリッヂポート市は、一九三一年一月十五日現在の同市失業登錄者三、四六三人（內、男二、九〇六人）に就き、又、コロムビア大學のコックストンは一九二九年乃至一九三一年バファロ市に於て各年一萬五千人內外の勞働者に關して、その失業期間の調査を報告してゐる。今その結果に就て左に之を示さう。

第三十五表　一九三一、一一、一五、現在、ブリッヂポート市失業登錄者失業期間

失業期間（月數）	男子 實數	男子 百分比	女子 實數	女子 百分比	計 實數	計 百分比
三未滿	二八五	一九・七	五三	二七・九	三三八	二〇・七
三—六	三九一	二七・一	三一	一六・三	四二二	二五・八
六—九	三九六	二七・四	三八	二〇・〇	四三四	二六・六
九—一二	六四	四・四	八	四・二	七二	四・四
一二—一八	一六五	一一・五	三四	一七・九	一九九	一二・一
一八—二四	九四	六・五	一三	六・三	一〇六	六・五
二四以上	四九	三・四	一四	七・四	六三	三・九
計	一、四四四	一〇〇・〇	一九〇	一〇〇・〇	一、六三四	一〇〇・〇

マンスリー・レーボア・レヴュウ一九三一年五月號二〇頁。

この調査は糴の二個の夫れと失業期間の分類に差異があるから、之を直接對照することはできないが、六——九ケ月の長期に亙る失業者は全數の四分の一以上を占め、一年乃至一年半に及ぶものなほ八分の一を算してゐる點は特に注意すべきことである。而してこの調査に於てはメトロポリタンの夫れと異り、女子に就ても一年又は以上の長期に亙る失業者の割合が、男子の夫れと同等若くは以上に上つてゐることは顯著なことである。而して全般を通じて男女何れ

もその過半數の失業期間が六ヶ月以上に及び、又一ヶ年以上に及ぶ者は男子に於て二〇%以上、女子に於て三〇%以上に達してゐる。この調査は一九一五年の當時に比し失業者の再就職困難の度合が遙に增加したことを明瞭に物語つてゐる。

然らば最近に於ける失業者の失業期間は一般に長くなつたのではないか。この點に就てはクロックストンの調査はよくこの事情を說明してゐる。

第三十六表　一九二九—三一年（各年十一月）バファロ市に於ける失業期間別失業者數（百分比）

失業期間	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	失業期間	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	失業期間	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
二週間未滿	一五・八	四・三	二・六	一〇—二〇	一二・三	一七・九	一三・四	四〇—五二	〇・七	五・六	五・三
二—四	二三・二	七・九	五・〇	二〇—三〇	六・二	一四・三	一一・七	五二以上	九・三	二一・一	四三・〇
四—一〇	三〇・四	二一・〇	一三・七	三〇—四〇	三・一	七・九	六・四	計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

マンスリー・レーボア・レヴュウ一九三二年二月號二七五頁。（調査失業者數、一九二九年一五、一六四人（內、男八一・三%）、一九三〇年一四、〇〇二（內男八〇・六%）（一九三一年一五、六二五人（內、男八〇・七%）

この一表は合衆國最近の經濟不況を如實に物語つてゐる。一九二九年に於ては十週間未滿の失業者は全失業者の過半を占め、六八・四%であるが、一九三〇年には此種失業者の割合は三

三・二%に、又一九三一年に於ては僅かに二〇・三%に減じた。之に反して三十週間以上の長期失業者は、この三年間に於て一三・一%から五四・六%に激增した。換言すれば、一九二九年に於ける失業者はその半數以上は失業十週間未滿にして收入の途を再び獲得し得たが、一九三一年に於ては失業者の半數以上が三十週間、卽七ヶ月以上の長期、慢性的失業に曝されてゐる。失業者の失業期間は、一九二九年乃至一九三一年の間に於て比較し得ない延長を見るに至つた。

勞働者は失業のほか短時間勞働制の脅威を受けることは既に詳述した。ブリッヂポートの調査も亦此事實を示してゐる。卽、登錄者中男子の一七・六%、女子の二九・九%は短時間勞働制によつて、その收得賃銀が減ぜられてゐる。クロックストンの調査によれば、短時間勞働者は一九二九年乃至一九三一年に於て男子は七・一%から二三・二%へ、女子は五・四%から一六・三%に激增した。完全なる失業者は、此期間に於て男子は六・二%から二四・三%へ、女子は三・五%から二一・一%へ激增を示してゐる。

最後の問題は失業者の年齡と失業期間の長短に關するものである。この點に就ても亦一九三〇年四月の調査はその結果を未だ發表してゐないから知り得ない。一般に解せられる所では年齡高き者、卽四十歲若くは四十五歲以上の年齡者に於ては就職は困難であるものとせられてゐる。この點に就てルビンは極めて小範圍ではあるが詳細なる研究を示してゐる。

ルビンはその調査せる失業者を二群に分ち、現に失業中の者と一旦失業せるも既に就職の機會を得たるものとについて各個に觀察した。彼の研究によれば後者の群に於ては四十歳以上の者の失業期間――失業より再就職までの――六ヶ月以上なる者は二四%であるが、この年齢以下のものの同期間失業者は二二%を示し、年齢による就職の困難の差異には大なる影響を與へざるもののごとく、この年齢區分を四十五歳とするもその結果は大なる差異は生じない。然るに、現に失業中の者にして未だ再就職の機會を得ざるものに就ての調査は異つた結果を示してゐる。卽、その調査失業者中年齢四十五歳以上の者にして失業期間六ヶ月以上に及んでゐるのは五八・三%であるが、此年齢以下の者に於てはこの割合は三六%に過ぎない。又、失業期間八ヶ月以上の者に就て見るも、四十五歳以上の者の一九%はこの長期の失業を嘗めたが同歳以下の者に就ては僅かに六%に過ぎない。(I. Lubin, The Absorption of the Unemployed by American Industry, Washington, 1929. 一六――一七頁)

上來述べた期間に關する諸種の事情は、多くは極めて不充分なる資料から之に推論を加へた。從て之等の記述から一般的な結論を導き出すことは不可能であるが、一般に最近に於ける失業は益々惡性化してきたことは事實と認めなければならない。第一に、從來比較的短期間に於て再就職の機會を得た女子も、亦男子とともに一度失業に陷りたるものは多くはその失業は慢性化

し再就職の機會を得ることは殆んど不可能に近い。而してこの不可能に近い困難は最近刻々その程度を增加してゐる。而して低年齢者は最近の機械化作業の發達に伴ふ見習制度の破壞により、又、稍や年齢高き者はその體力の劣れること、及新機械に對する習熟性の比較的遲い等の點は、失業の機會を增加するとともに再就職の機會を益々困難ならしめてゐるものと解せられる。

四　原因別より見たる失業量

失業を惹起する原因は極めて多種多樣である。經濟上は固より、社會上及政治上の諸種の事情の變化、並びに諸種自然的條件の發生及變更、或は戰爭の突發の如き之を細述するは不可能である。然し、通常發生する失業は、その原因は比較的容易に發見し得るであらう。

失業の原因を發見し得るといふことは、特定時に於ける失業現象が如何なる原因によつて生じたかを指摘し得るに止まり、その原因が如何なる數量的失業を發生せるやを明確に指摘し得るとの意味ではない。蓋、多くの場合の現存失業現象は單一の原因に基いて發することなく、常に大小幾多の原因の綜合的結果たることを常とするから、一定量の失業に對してその原因の及ぼせる數的勢力を分割檢出することは不可能である。

一般に失業には三個の重要なる原因が認められる。合衆國の失業も亦之等三個の原因により

てその大體を說明し得るであらう。第一は季節的失業と稱せられる自然的な氣溫及天候及商品需要者の趣味若くは流行の變化が齎らす產業の技術的不能、困難、又は不適性の發生から生ずる失業である。第二は既に屢々吾人が言及した產業上の技術的變化――殊に作業上の機械力の利用――に基く所謂技術的失業である。而して第三は景氣の變動の結果生ずる經濟不況若くは恐慌に基いて發生するものこれである。今之等三種の原因が、合衆國の失業現象に如何なる數的影響を與へてゐるかを極めて簡單に考察してみたい。

（イ）季節變化による失業　世界何れの國たるを問はず、一國の氣象及氣溫は天變地異の場合は暫らく措き一定の周期的運行を示してゐる。而してこの自然現象の周期的變化は或る產業をして可能ならしめる。農業のごときその著例である。然し周期的運行の內に於ても、晴雨の如き天候は常に必ずしも精細なる周期的變化を示してはゐない。之がため不時の產業の不適性を發生する。例へば雨天に於ける戶外勞働の不能のごときその例である。かくして產業に於てはその種類を異にするにより程度を異にするも氣象の變化は技術的に影響を受け、かくして雇傭に影響を與へる。農業に於ては、播種期と收穫期に於て多大の勞働力を必要とするも、その中間期に於ては然らざるを常態としてゐる。この季節變化と性質を類するものは、消費者の需要の傾向の轉換である。それは趣味及流行の變遷のごとき消費者の心理的變化に基く作用である。

合衆國に於ける季節と雇傭の關係は之を全面的に討究する資料は缺けてゐる。この關係を知る指針は各年各月に於ける雇傭量の變化から或程度之を求め得べきも、合衆國に於ける信認し得べき雇傭指數は僅かに工業方面に於てのみ之を求め得られるに過ぎない（工業以外の雇傭指數は一九二九年以後作製せられてゐる）。故に玆では只製造工業（機械工業を含む）に就てのみその季節の雇傭に及ぼす影響を考察するに止める。

先づ工業に於ける各月の雇傭指數の變化を左に示さう。

第三十七表　一九二三―三一年各月製造工業雇傭指數比較

月別	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
一月	九八・〇	一〇五・七	九八・七	一〇〇・四	一〇〇・九	九七・七	九七・六	一〇七・八	一〇三・一
二月	九九・六	一〇七・〇	一〇〇・五	一〇一・五	一〇二・七	九九・三	九九・九	一〇七・九	一〇四・五
三月	一〇一・八	一〇六・八	一〇一・二	一〇二・〇	一〇三・二	九九・九	一〇一・一	一〇七・三	一〇五・五
四月	一〇一・八	一〇四・七	一〇一・〇	一〇一・〇	一〇二・三	九九・五	一〇一・六	一〇六・五	一〇五・一
五月	一〇一・八	一〇〇・六	九九・七	九九・八	一〇一・二	九九・一	一〇一・七	一〇四・八	一〇四・五
六月	一〇一・九	九七・四	九八・八	九九・三	一〇〇・六	九九・三	一〇一・三	一〇二・一	一〇一・八
七月	一〇〇・四	九四・〇	九八・〇	九七・七	九八・五	九八・一	一〇〇・七	九七・七	九九・三
八月	九九・七	九四・二	九八・六	九八・七	九八・七	九九・八	一〇一・一	九九・五	九八・七
九月	九九・八	九六・〇	九九・七	一〇〇・三	九九・四	一〇一・三	一〇一・八	九九・二	九八・二
十月	九九・四	九七・四	一〇一・二	一〇〇・七	九八・九	一〇二・二	一〇〇・八	九三・九	九四・九

十一月	九八・七	九七・三	一〇一・五	九九・五	九七・〇	一〇一・七	九七・二	九〇・二	九二・二
十二月	九六・九	九九・一	一〇一・六	九八・九	九六・〇	一〇一・八	九四・三	八九・七	九二・一
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
最大最少ノ差	一・九	七・〇	一・六	二・〇	二・三	二・二	一・九	六・八	五・五
一ケ月平均									

マンスリー・レーボア・レヴュウ一九三二年二月號四二八頁、一九二六年各月平均を一〇〇とする勞働統計局雇傭指數により作製。

この九年に亙る統計を一瞥するときは、合衆國工業に於ける雇傭は原則として各年上半季に於て雇傭が增加し、下半季にその減退を見てゐる。殊に各年三月及四月に於ては雇傭の增加が顯著であり、又十一月及十二月の各月に於ては特に減退するが如くである。

雇傭の季節的變化は、一の季節に於ける雇傭減退を他の季節に於て增加するにより或程度平均化の作用を營む。而して工業各部門に於ける季節的影響の時季及程度は必ずしも同一ではない。之等の關係はまた雇傭平均化への傾向を助長する。然し、今工業を一般的に見れば、各年に於ける最高雇傭を示す月の指數と他の月との差は各年各月平均に於て最低一・六%、最高七・〇%の差を示してゐるが、之等の差は何れも各年に於て生ずべき季節の變化によつて吸收せられざる失業者となつて現はれる。然し、雇傭指數の變化は單に季節的影響のみでなく他の諸原因によつて左右せられる。殊に、一九二四年、一九三〇年及一九三一年のごとき景氣の變動を

生じた場合の如きその影響は特に大なるものがある。從て今之等の年を除いて考へれば、大體に於て合衆國工業に於ては工業勞働者の約二%内外を常に季節的影響により失業せしめてゐることになる。

以上の方法は、ペンシルヴァニア州に於ける工業に關してデュウハーストが之を試み、又、合衆國勞働統計局が全國の工業に就ても試みた方法で（前掲ダグラス及ダイレクター共著八四頁）ある。この方法に於て特に大なる景氣變動は之を意識的に除外し得ても他の原因、例へば作業方法の變化等による雇傭の增減の如き要素を除却し得べき手段を缺く。從てこの方法の示す失業率は、季節的失業の最高量を示すものと解すべく、實際に於ける季節的影響に基く工業の失業率は可成り割り引かるべきものであらう。

一九三〇年の失業調査に際しては被調査者の口述に從つて失業原因をも調査した。この結果によれば天候のための失業及失職者男女各三〇、七四二人及一、二三七人で、又職業の季節外れに基く失業及失職者は男女各四二一、五四五人及六二、八八二人で、所謂季節的失職者は總數五一六、四〇六人となり、當時の全失業及失職者總數の一六・二%となる。而して此失業者總數中には傭主たりしもの及他人を雇傭せず獨立して營業に從事してゐた者の失職者をも含んでゐるが、その大部分は勞働者及使用人たるであらう。從て恐らくこの季節失業率は勞働者及

使用人のみに就て見るも大なる差異はないであらう。

ウォルマンは一九二〇年乃至一九二七年に於ける農業以外の勞働者及使用人數を推定してゐる（「合衆國最近の經濟推移」第二十卷四七八頁）。之れによれば、この期間に於ける此階級所屬者の增加率は各年一・六乃至三・二％である。今、假りに一九二七年以後一九三〇年までの各年の勞働者の增加率を各年平均三％とし、一九二七年に於けるウォルマン推定の農業以外の勞働者數に一九三〇年四月に於ける農業勞働者數を合するときは、一九三〇年に於ける全產業部門の勞働者及使用人總數は約三千八百四十萬人となる。又、一九三〇年に於ける季節的失業者中勞働者の此種失業の危險率は、勞働者以外の者と同一とするときは前記一九三〇年に於ける季節的失業者數中約四十一萬人は勞働者及使用人に屬するものである。從て合衆國に於ける被傭者（勞働者及使用人）に對する平均的失業率は約一・〇七％となる。

ダグラスは一九二九年に關して各種產業に於ける季節的影響を研究するがため工業に於ける主要生產品の種別により個別的に雇傭量の變化を檢し、更に小賣業及卸賣業、土木及建築等に就ても之を研究して合衆國に於ける季節的失業率（被傭者に對する）を一・五％內外と推定してゐる（前揭ダグラス及ダイレクター共著八四頁）。而して吾人の推定とは多少の差異あるも、吾人の推定は最低率と考ふべき理由があるからダグラスのこの研究は大體に於て妥當ではないかと

考へられる。

（ロ）技術的及組織變化による失業　翻に吾人は農工鑛業の生產力の急激なる發達を說くがため、之等の產業に於て幾多の新機械が採用せられて人間勞働力の排擊が試みられてゐることを述べたが、更に數個の例示によつて如何に人力の節約が諸種の產業に於て試みられてゐるかを再考しよう。

第一は農業に就てである。農業に於ける「コムバイン」の利用普及の狀勢は既に述べた。而して最近の調査によれば合衆國に於ける「コムバイン」の利用は優に十三萬五千人の人力の節約を招來したと謂はれてゐる。從來の刈取機と据付打穀機を使用して一日五〇エーカーの處分を行ふがためには熟練勞働者二十二人と不熟練勞働者三十五人を要したが、新式コムバインによるときは熟練及不熟練勞働者各々二人並に三人を以て足ると謂はれてゐる。

工業方面に於ける自動車製造工程の機械化に就ては既に一例を擧げた。自動車工業に於ては、機械の改良及採用により過去十六年間に於て勞働者一百人中六十六人を不用に歸せしめたとのことである。電球の製造は歐洲大戰直後に於て一人一日七十五個を生產し得るに過ぎなかつたが、一九二〇年に自動製作機の發明があつて一日一人七萬三千個を製し得るに至り、この機械一臺の使用により勞働者九百九十四人を節約し得た。然しこの機械のその後の改良は一臺

よく二千人の勞働力に代へ得るに至つた。最近、デフォレスト會社の採用せる眞空管製作機は、從來四十人の勞働力を必要とするものを僅かに三人を以て當らしめ得ると謂ふ。

轉じて建築業に就て見よう。一臺の起重機は同一作業に要する勞働者四十八人を節約し、一個の電氣シャベルの使用は四百人の勞働力に相當する。オハイオ州の調査によれば、一九二三年乃至一九二七年に於ける同州の建築勞働者は總數の約一五%を驅逐し、機械の代用によりその效率は却て一一%を增加した。

更に驚異すべき一例を電氣界に見る。ニューヨークのエヂスン會社は、或る發電所の勞働者を全然排斥し、之に代へて「人造人間（ロボット）」を用ゐて三十萬家族に配電してゐるといふことである。

かくの如き例示は枚擧に遑がない。地下電車に於ける改札口の自動開閉機の使用はプラットフォーム使用人を一千五百人から四百七十人に減じ、鐵道會社は自動發火信號機の使用により一萬五千人に失業の困苦を與へた。最近に於ては自働製版機の發明により今や五萬人以上に上るライノタイプ工は失業の脅威を感ずるに至つた。

技術上の進歩と關聯して想起せられるのは企業組織上の變化の失業に及ぼす影響である。こに組織の變化とは主として小資本事業の大資本事業への吸收、低能率の企業又は經營の整理經營の大規模化等、要するに事業經營の方面に於ける組織の變化を指し、具體的には主として

事業の合同及閉鎖及事務の機械化（計算器、印字器の使用はその一例である）として表はる、事實を謂ふものである。

事業の併合は必ずしもその併合さるゝ事業に於ける從業員の減少を意味するものではない。然し、能率極めて低き、若くは一般に不生產的と稱せられる事業の閉鎖せられる場合は謂ふまでもなく、其他閉鎖さるゝに至らざるも他の經營に吸收せられる場合には、その被併合事業の從業員はその數を減ぜられる場合が決して少くない。所謂產業の合理化の風潮は各個作業に於ける人間勞働力に對する機械の代置のほか、事業の閉鎖及併合の方法によつて達せられてゐる。

一九一九年乃至一九二八年に於ける合衆國の製造工業及炭坑に於ける事業併合件數は總計一、二六八件に對し、この併合によつてその存在を失つた經營は五、九九一を算してゐる（「合衆國最近の經濟推移」第一卷一八六頁）。又、工業國勢調査の結果によれば、その理由は多種なるべきも、一九一九年乃至一九二九年に於て六萬七千個以上の經營が消滅してゐる。

かくの如き消滅せる經營に從事してゐた從業者の少くとも或部分は失業に禍せられたことは謂ふまでもない。

最近の產業はかゝる經營の合理化によつて一面的には勞働力の節約を計るも、他方生產能率化の結果として生產費の低下に基く商品價格の廉化によつて需要の增加を生じ、之によつて生

産事業の擴張及發達せしむる傾向は必ずしも絶無ではない。又、機械の變化改良を招來する科學研究は他面に於て新種産業の誕生により新らしき雇傭の機會を與へてゐる。例へばラヂオ工業の發生は一九二〇—二七年に於て十二萬五千人に雇傭を與へ、電氣冷凍機の發見は二萬人に職業を與へた。

最近文明は一方に勞働者から職業を奪取し、他方新たに勞働者に職業を與へる。然らばその生殺與奪の純計はいかなる結果を生じたか。

この問題に就ては之を實證すべき何等の資料もない。然し、將來は暫らく措き、過去の吾人の常識は、極めて最近時に於て科學の改良進歩が勞働者の雇傭に與へた影響はその與へたるに比し奪ひたる所の到底比較し得ざる程大なることを感ぜしめるであらう。

リュキス・コーレイは一九二七年に於ける合衆國の失業者總數を三百五十萬人と推定し、之等失業者は總て一九一九年乃至一九二六年に於ける諸技術改善の結果生じたものと推定してゐる（L. Correy, アナリスト誌一九二八年三月號「失業の推定。技術的失業を增大せゐ循環的失業」）。その研究の方法の詳細は控へるが、失業をかく單一なる原因に歸せしめることは暴擧であらう。又、經濟調査局（ビューロウ・オブ・エコノミックリサーチ）のハーリー・レードラー博士は最近八年間に於ける農工鑛業及鐵道に於ける諸種作業の機械化によつて所謂技術的失業者は二百三十萬人に達したと謂つてゐる (Annals of the American Academy of Politcal & Social Sciences 一九三一年三月號二三頁)。吾人はその研究の方法を詳かにしないから、こゝには技術的失業に關する一の推定參考として述べるに止める。

一九三〇年の失業調査によれば、失業の理由として産業政策 (Industrial Policy) なるものを掲げたのは、或は吾人の所謂産業合理化の影響による失業なるがごとくである。而してこの政策のため失業せるものは男女各々九六、九五七人及一六、六一六人、合計一一三、五七三人で、失業者總數の約三・五%である。然し後に詳述するやうに、一九三〇年調査に於ける失業理由に就ては極めて曖昧なる辭句が少くない。「肉體的缺陷」「職場又は工場の閉鎖」「勞働爭議」「直接若くは皮想的理由」「不滿足」等の如き理由中吾人の所謂合理化に基く直接間接の影響を少なからず包含せざるやを疑ふ。

（ハ）景氣の變動と失業　景氣の本態が果して何であるかは不問に附し、一般に解せられる所では高物價、一般金利上昇、資金需要の旺盛、事業の平均利潤增加、證券市價の高騰、勞働雇傭の激增等の諸事實が併存する時期を以て好景氣とせられ、その逆傾向を不景氣と呼ばるるがごとくである。

經濟上の好不景氣は一國産業の全般に生ずる場合あるも、一部局に限つて生ずる場合をも見

る。然しこゝでは前者に就てのみ考察する。

歐洲大戰以後に於て合衆國の好景氣と稱せられるは戰爭直後の一九一九年乃至一九二〇年の所謂「價格狂騰（プライスブー、）」の時季と、一九二八年乃至一九二九年に於ける投機全盛期なるがごとく、その不況期と稱せられるは價格狂騰期に繼續せる一九二一年乃至一九二二年上半季の時期及一九二九年末、殊に一九三〇年及以降の時期である。勿論、他の時期に於ても或は好況に類し、或は不況に似たるものがないではないが、上述せる所に比しその程度は遙かに小なるものと謂はなければならない。

かく景氣の變動は雇傭に如何なる影響を及ぼすや、また、如何にして之を測定すべきか。

一九二一年の不況に際して、大統領によつて召集せられた失業協議會の一委員は、この問題に就て極めて詳細なる研究を試みてその結果を發表してゐる(Business Cycles and Unemployment 1923)。然しその方法は一九二〇年第一四半期乃至一九二二年第一四半季の各四半季に於ける各種産業部門に於ける雇傭の差を求めたものに過ぎない。かくしてこの期間に於ける全産業の雇傭最大差を一六％と推定してゐる（前掲書八八頁）。而して此期間に於ける失業者は最高五百三萬三千人に達してゐる譯である。

極度の不況の襲來に際しては季節的影響のごときは殆んど影響を沒するかも知れない。然

し、不況期に於ては商品價格の自然的降下のほか、人爲的に價格低下を試みるがため所謂經營の合理化が策せられる。從てこの時期に於ては、不況はこの合理化の影響によつて雇傭に一層大なる影響を與へるとを考へなければならない。只、雇傭減少に與へる之等の二個の原因によつて生ずる結果を數量的に分離することには不可能である。

一九三〇年の失業調査はこの問題に多少の光明を與へてゐる。この結果によれば不況に基きて失業及失職せる者の數は男女各八五八、四一二人及一四七、〇六二人計一、〇〇五、四七九人で、失業及失職者總數の三一・七％に當つてゐる。然しこの場合に就ても他の理由によるものとせられてゐる失業者中には、この直接間接に不況を原因とするものが決して尠なくないとは明らかなことであらう。從て一九三〇年四月の失業者の過半は少くとも不況の原因に基くものと解するも不合理ではないであらう。

以上吾人は一般失業原因中主要なるもの三個を抽出して、その原因の失業に及ぼすであらう勢力の程度に多少の考察を加へた。然しその多くは極めて獨斷的なる基礎に推論せられたに過ぎないが、なほ、之等原因の齎らす力の强度を或程度數字的に示し得たことと考へる。今、失業原因に關する解說を終るに當り、一九三〇年四月の調査の結果に示された失業者の原因別による失業者數を掲げよう。

第三十八表 一九三〇、四、一五現在失業者失業原因別

失業原因	男子 實數	男子 百分比	女子 實數	女子 百分比	計 實數	計 百分比
自由意思	三五、二六三	一・一	一二、六一二	二・五	四二、八七四	一・四
肉體的缺陷	一〇一、一七七	三・八	三七、〇九六	七・五	一三八、二七三	四・四
家族上の理由	一四、八〇四	〇・六	一四、五四三	二・九	二九、三四七	〇・九
天候	三〇、七四二	一・二	一、三三七	〇・三	三一、九七九	一・〇
職場又は工場の閉鎖	二一、四八三	〇・四	一、七〇一	〇・三	二三、一八四	〇・四
季節外れ	四二一、五四五	一五・八	六二、八八二	一二・六	四八四、四二七	一五・三
經濟狀態	八五八、四一七	三二・一	一四七、〇六二	二九・五	一、〇〇五、四七九	三一・七
產業政策	九六、九五七	三・六	一六、六一六	三・四	一二三、五七三	三・六
勞働爭議	一三、六四二	〇・五	一、六六三	〇・三	一五、三〇五	〇・四
直接若くは間接的理由	一、〇〇九、五五三	三七・八	一七七、五五六	三五・七	一、一八七、一〇八	三七・五
不滿足	七七、一九〇	二・九	二四、五二五	四・九	一〇一、七一五	三・二
雜	五、八四七	〇・二	六五八	〇・一	六、五〇五	〇・二
小計	二、六七一、六一八	一〇〇・〇	四九八、一五一	一〇〇・〇	三、一六九、七六九	一〇〇・〇
理由無報告者	一四、五二七	—	三、三五一	—	一七、八七八	—
總計	二、六八六、一四五	—	五〇一、五〇三	—	三、一八七、六四七	—

マンスリー・レーボア・レヴュウ一九三一年九月號四一頁。

失業原因の調査は、その眞相を傳へることはかなり難事であらう。企業に於ける經營の困難が

果して經濟上の不況を原因とするや、或は經營者の手腕識見の缺如によるやの認定は困難なるべく、其他之等諸種の原因なるものを分析して考察するときは、かく單一の原因に失業を歸せしめ得るやは疑を生ずるであらう。然し、一般に一國國民經濟の上に不況として發現せられる諸現象が、大衆的失業發生の極めて重要なる原因なることは何等疑の餘地なかるべく、又、吾人が上來列擧せる三種原因中景氣變動が最も大量的な失業現象を生ずるであらうことは明白なる事實であらう。

五 結

以上吾人は合衆國の失業狀態に關して之を稍や詳しく觀察した。然し、各種の方面に於ける資料は極めて不整備で、最近に於ける失業現象の數量的變化の狀勢を明らかにするを得ず、僅かに一九三〇年、初めて試みられた全國的の失業調査を殆んど唯一の資料として主として、調査當時に於ける失業の狀態を瞥見し得たに過ぎなかつた。

嚮に吾人は一九三〇年國勢調査に基く全國の有職者總數四千八百八十三萬人中、狹義の勞働階級に包括せられる勞働者及使用人の總數を大體三千八百四十萬人と推定したが、その實數は恐らく最高を示すものであらう。今有職者中勞働階級に屬するものとその然らざる者の失業及

失職の危險性は、各その總數比例するものとせば、一九三〇年四月に於ける失業者はその約八〇%、卽ち二百五十萬人は勞働者及使用人の失業者の占める所であらう。然し、勞働者實數は上述せる所より其數は少なかるべく、又、勞働者中の失業者二百五十萬人は極めて過少であるから、この勞働階級の失業率六・五%は之を一層引上げなければならぬであらう。この失業率は當時の英獨兩國の夫れに比してあまりにも低位にある。

國勢調査當時以後の合衆國の現勢は繼續的に、且、急加速度を以て惡化した。この惡化狀勢に就ては既に一二の材料から述べたが、外國貿易は一九二九年乃至一九三二年に於て輸出は七〇%を、輸入は六七%を減じた。工業生産指數は此期間（一九二九年平均對一九三二年最初四ケ月平均）に於て四二%を減少した。而して勞働者の雇傭指數は一九二九年から一九三二年（一—十一月平均）に於て三八%を減じ、賃銀は五七%を減じてゐる。一九三〇年四月に於ける勞働失業者を二百五十萬人とし、上述の雇傭指數（聯邦準備局調）が適正のものとせば失業率は約一〇%となり、合衆國勞働者中の失業者は約四百萬人を數へる。更に一九三二年一月乃至九月のアメリカ總同盟の失業率によれば全國の勞働失業者は一千二百萬人以上に達することとなる。前者の推定根據は極めて薄弱である。後者の數字は所屬組合員のみに就て見れば正確なものであらう。然し、所屬組合員以外の者——それは全國勞働者總數の九〇%內外と考へられる

——に就ても妥當であるやは疑はしい。しかし、他面、總同盟は傭主とは常に提携せる事實に鑑みるときは、總同盟所屬勞働者が之に屬せざる勞働者に比し、特に失業率の高きことを思はしめる理由もないから、現時の合衆國の失業勞働者及使用人の總數が一千萬人に近く、更に被傭者に非ざる者の失職者を加算すれば、一千萬人以上に出づるとの推定は必ずしも誇張に失するとは謂ひ得ないであらう。

吾人は今、かくのごとき街路に溢るる失者業に對して、合衆國は果して如何なる政策によつて之が仕事への復舊に努力してゐるか、又、如何なる方法によつて彼等に食を給してその生活の維持に努めてゐるかを檢討したい。

後篇 合衆國の失業對策

第九章 概觀

『我國民に對する同情的救助により個人的困窮を緩和することは政府の責務に非ずして實に赤十字社のなすべき仕事である』また『余は直接と間接とを問はず、政府の一方的惠與(ドール)に反對する。歐洲に於ける破滅と失業の增加とは實にかくのごときことを遂行した結果である……』

これはフーヴー大統領が一九三〇年末及一九三一年末議會に與へた教書の各一節である。それは合衆國政府が失業政策を如何に取扱はんとするかをよく物語つてゐる。

合衆國に於ける失業の歷史は決して新らしいことではない。ダグラスの研究によれば、工業交通、建築及鑛山の四產業に於ては、既に前世紀末一八%といふ高い失業率を示してゐる。爾後この失業率は降下を示したが、一九〇四年には一〇・一を一九〇八年には一六・四を、而して歐洲大戰勃發以後には一六・四乃至一六・五の高失業率が現はれた。然し之等の高き失業率は、何れもその繼續期間が短かかつた。一九二一年には五百萬乃至四百萬人の失業者が街頭に氾濫した。けれどもかゝる悲況は一年以内に克服し得た。

新國に於ける急激なる產業發達の時期に於ては、產業發達の阻害的要素を容易に除去して之を平路に復せしめる途は容易に發見せられた。金融の圓滑と信用の增加及普及はその妙諦であつた。かくして由來合衆國の失業對策は失業を直接の對照とせず經濟不況を對照とした。「持てる者」の困惑を除いて、間接に「持たざる者」の苦境を脫せしめんとした。それは徹底的個人主義・純資本主義政策の當然の歸結であり、傳統でもあつた。フーヴー大統領はその任の最後の二年に於て、その傳統を愈々光輝あらしめんがため必死の努力を試みた。然しそれは徒らに「赤十字社の仕事」を繁多ならしめたに過ぎない。「惠與」を行つた歐洲は破滅と失業の淵に臨んでゐるが、「惠與」を行はざる合衆國も等しく歐洲の途を辿つてゐる。

合衆國に於ては失業者に對する施設はないではない。公設職業紹介制度も存してゐる。失業保險も存してゐる。土木事業は可なり廣く行はれてはゐる。然しそれらは何れも不完備なる組織の下に行はれて、その恩惠を蒙る失業者は極めて一部分に過ぎない。

吾人は一九三一年十二月フーヴー大統領の議會に與へた教書の他の一部を再び引用しよう。曰く『失業救濟として聯邦政府は公有建築物、港灣、氾濫防止施設、道路、商船及軍艦建造等のごとき未曾有の大計畫を實施してゐる。……かくのごとき土木事業の增加と、聯邦政府に於ける官吏の全部維持と、老齡者に對する養老施設とにより、聯邦租稅負擔者は今や我國一千萬

人の生活に寄與してゐる。』『吾人は聯邦政府の官吏を現在以上に增員するよりも、寧ろ私產業に於ける、より大なる失業者產出による政府への重荷を與へざらしめなければならぬ。吾人は今や一般雇傭及農業の一層充分にして且急速なる奬勵のため、信用の普及海外市場の安定、國內割引銀行、緊急金融會社、鐵道その他の方面の回復手段に訴へなければならない』と。

合衆國政府の失業對策――正しくは不況克服の經濟策――の最近の狀勢はこの敎書によつて既に明らかであらう。

最後に附言の要ある一事は民間に於ける失業克服の方法である。產業干涉は合衆國私產業の極度に忌避する所である。之がため政府の各々に於て產業に負擔を課する失業對策は敢て遂行せられない。然し、最近に於ける失業の洪水は、歸する所は產業自らが購買力の離脫を增加せしめる所以である。かくして最近に於ては、產業自らに於て失業發生を防止する種々の方法が講ぜられるに至つた。從て之等の方法に就ても、之を說かなければ合衆國の失業政策は之を解し得ない。

以下吾人は政府の從來の失業克服及直接の對策と加ふるに私產業に於ける之等の努力の跡を分類して考察を加へる。

第十章　公設職業紹介機關

一　公設紹介機關の沿革

失業對策として先づ考へだされるのは公設の職業紹介所制度である。然しこの制度は他國に見るがごとく決して普及してはゐない。それには根强い理由がある。

合衆國では特に產業無干涉の方針が最も尊重せられ、營利の自由が强調せられる。かかる狀勢に於て公設職業紹介所設置が容易ならざることは直ちに想像せられるであらう。しかも私營紹介所の惡弊に充てることは他の諸國と異らない。

聯邦勞資關係調査委員（Federal Commission on Industrial Relation）の報告（第一卷一〇九頁及第二卷一、一六五―一、三六二頁）によれば、私營紹介所の收得する手數料は法外に高い。不熟練勞働者一人の紹介に就て被紹介者から五弗乃至十弗を徵し、甚だしきは十六弗を徵した實例がある。この調査は一九一五年の狀勢であるが最近に於てもその惡弊は改良の跡があまり見られない。ダグラス及ダイレクターの述べる所（上揭書二六七頁）に據れば、一九二八年に於けるシカゴの一般紹介所ではその手數料は勞働者に就いて熟練の有無により二・三弗乃

至十弗であるが、事務員の紹介手數料は實に驚くべき事實がある。例へばシンシナチ市の一般紹介所の實例では、事務員にして俸給月額七十五弗未滿の者は最初の月俸額の三〇%を、百弗乃至百五十弗の者には五〇%を、而して百五十弗以上の者からは六〇%を徵してゐる。フィラデルフィアの事情も變らない。一週間俸給十八弗の者の紹介手數料は平均一九・七四弗を、同四十弗の者に就ては實に六五弗を徵してゐる(上掲書同頁)。

この高率の紹介手數料は決して特種の事例ではない。ニュジャーシー州は遂に州法を以て私營職業紹介所の手數料を制限した。然し高等法院はライブニック對マックブライド事件に關聯して同州法の憲法違反を宣言するに至つた。かかる州法は個人の自由を限定するとの理由に基いてゐた。

私營紹介所の惡德の事例はこれに盡きるものではない。然し驚くべきことはニューヨーク州産業調査委員會に於ける一證人は、職長が自己統制の職工の總數の三分の一を何等理由なく解雇し、特契ある私營紹介所を通じて之を補充したとの證言を與へた事實がある。

私營職業紹介所制度は公設制度に幾多優越せる利益が存してゐることは明らかである。然し高率の手數料と或者の惡德は、合衆國に於てさへ私立紹介制度に怨嗟の聲を放たしめずにはおかなかつた。

紹介公營制度に對する嫌惡は個人の營利自由の尊重のみからではなかつた。合衆國の一般傭主は、市營乃至州營の紹介所が動もすれば勞働組合の勢力下に置かれることを杞憂し、また、かかる制度が往々にして傭主の選擇權を犯すを嫌惡するの理由にも發してゐる。

公設職業紹介所中州立のものは、一八九〇年オハイオ州がその法律を以て州内のクリーヴランド外四市に設置したのが最初である。然し、その前年コロラド州では州立紹介所設置案が州議會に提出せられたが通過を見なかつた。オハイオ州のこの先鞭は全く佛國の影響を受けたものといふことができる。蓋、一八八九年同州のリュキスなる者が勞働者代表としてパリの大博覽會見學に派遣せられ、廣く佛國の諸施設を視察し、歸來、州營制度の提唱に努力したことに因を發してゐる。

市營制度の最初のものは、篤志家の寄附により一八六八年サンフランシスコに設立せられたものであるが、それは僅かに四年にして閉鎖せられた。市營紹介所が永續した最初のものは一八九四年シャトルに設置せられたものであらう。

州立乃至市立職業紹介所の設置は漸次他の諸州及諸市に設置せられるに至つたが、之によつて私營制度を全然廢滅に歸せしめんとするものではなかつた。

然し、公營職業紹介所の設立とともに私營制度の廢止若くは制限の運動は漸次大となつた。

一九一四年、ワシントン州は人民投票の結果私營紹介所の勞働者より手數料を徵する禁止令（傭主より徵するのは妨げない）を發した。この法令は一九一七年合衆國最高法院の判決によつて、「正しき方法により明らかに有用なる職業に從事せんとする私人の權利」を「警察權」を以て破壞するは國の憲法に違反するとの理由から該禁令の無效が宣せられた。この判決の判定に就ては關係判事九名中四人の反對者があつたと傳へられてゐる。

一般の狀勢に於ては私營紹介所制度に就ては漸次制限を加へんとする傾向は濃化してゐる。ウォスコンシン州は一九一三年州内の私營業者の數を制限し、ニュージャーシー及ミネソタ兩州も同樣の制限規定を定めた。また、ペンシルヴァニア州失業調査委員會は之等諸州と同一趣旨の制限令のほか、私營紹介所特許料及保證金の引上を行ひ、更に私營業者の營業特許期間を限定して將來の私營紹介制度廢止の準備を行ふとの勸告を州知事に提出した。

最後に聯邦の紹介局制度に就て附言しよう。聯邦が國として最初に紹介事業を創始したのは移入民のため一九〇七年初めて之を試みるに至つたときである。然しその實蹟は見るべきものがなかつた。偶々歐洲大戰勃發し、合衆國の參戰が決定するや、當時既に移入民の激減にその仕事の大半を失つてゐた紹介事業官憲は、之を機會に組織を擴張して一般民の紹介に當るに至つた。かくして一九一七年勞働省は職業紹介費用として七十萬弗の豫算を要求し、議會は僅か

にその三分の一を許容したに拘はらず、大統領は緊急費用として八十二萬五千弗の費用を醵出した。

勞働省は一九一八年從來の國の紹介制度を革新して「合衆國職業紹介局」（United States Employment Service）を設置し、全國を十三職業紹介區劃に分割し、別に各州に聯邦官吏を駐在せしめて州内の公設紹介所を統一せしめ、紹介所の增設のほか必要に應じ紹介所に農業、婦人及黑人等の專門的取扱機關を附設して紹介事業の面目を一新するに至つた。而してその最盛時に於ては州立紹介所はその數八五〇個に達した。

歐洲大戰の終熄は合衆國に於けるこの公營紹介所統一事業を擊碎し終つた。その豫算は二十萬弗以下に削減せられ、その機能は全くその面目を失ひ、國内の公營紹介所の多くは閉鎖せらるるに至つた。

二　現存公設職業紹介所の組織と活動

かく、合衆國職業紹介局は著しくその組織を縮少した。現時に於けるその任務は州立紹介所長選任に關する或程度の干與及州立紹介所長及所員俸給の支辨又は補助に過ぎないが、農業勞働者のみに就ては本來の目的たる紹介事務を行つてゐる。

合衆國紹介局にはその直屬として農業部が附設せられてゐる。農業部は主として農業上の季節的變化に基く勞働力需給の調節を目的として、カンサス外十市に紹介所を設置してゐる。

各州に於ける職業紹介所の設置に就ては大なる熱意は覗はれない。今日、合衆國に於ける州立紹介所を有するものは僅かに二十四州にして全國に存する州立紹介所は百五十一個に過ぎない。而して各州政府に於て州紹介事務統制のため專任の官吏を置くものは極めて稀で、僅かにカリフォルニア、イリノイ、ニュージャーシー及ペンシルヴァニアの四州に之を見るに過ぎない。

かく一般に合衆國の公設職業紹介所はその組織に於ても規模に於ても極めて不完全で、從てその活動は見るべきものがない。今最近に於ける公設(州立)紹介所の成績を見るに左のごとくである。

第三十九表　一九二一——三〇年州立職業紹介所成績（單位千人）

年別	求職者數	求人數	就職者數	求職者、求人及就職者數關係（%） 求職者數對求人數	求職者數對就職者數	求人數對就職者數
一九二一	二、四三四	一、八八八	一、三九八	七七・三	五七・五	七四・〇
一九二二	二、八七五	一、八一〇	一、四五九	六三・〇	五〇・七	八〇・六
一九二三	—	—	—	—	—	—
一九二四	二、七五六	二、二〇一	一、八〇七	七九・九	六一・九	八二・一
一九二五	二、六六四	一、八七七	一、六一〇	七〇・五	六〇・四	八五・八
一九二六	二、七二八	二、〇九二	一、七九一	七六・七	六五・七	八五・六
一九二七	二、四四一	一、九九二	一、六八八	八一・六	六九・二	八三・七
一九二八	二、二五九	一、六〇七	一、四一三	七一・二	六二・六	八七・九
一九二九	二、三三三	一、七七二	一、五三四	七五・九	六五・三	八六・六
一九三〇	二、三四六	一、五一八	一、三四六	六四・七	五七・七	八八・六

前掲ダグラス及ダイレクター共著三二八頁。

合衆國勞働統計局の調査によれば、一九二八年乃至一九三一年（上半期）に於ける全國工業工場勞働者の勞働轉換率は、一箇月平均二・八%乃至三・七%である。從て工業勞働者のみでも毎月二十萬人以上の轉職者が生じてゐる。勿論その多くは求緣その他職業的聯關を經ずして求職し得べきも、尙ほ他方に夥しく發生する失業者數を考慮するときは、上表に示した公設職業紹介所の活動が如何に不活潑なるかを知ることができる。勿論、强制國營失業保險制度を實施する英獨兩國の紹介所利用程度と比較することは愚であるが、なほ合衆國に於ける勞働者及傭主に於て、公營機關に依賴せざる程度があまりにも甚だしい。更に、合衆國各州がその紹介事業のために投ずる年額は、僅かに一百餘萬弗に過ぎざることは、また紹介所の活動を自由ならしめざる一の原因となつてゐるのであらう。而して各州の機關の間に圓滑なる關係の確立せられてゐないことは、最大の缺陷と考へなければならない。

要するに、合衆國に於ては失業者の大量的産出の時期に於ても亦、勞働轉換が非常に高率を示せる平均に於ても、求職者のためその就職のためにする金錢的、肉體的及精神的の浪費を節約せしめ、又、國民經濟的には全國の勞働調節を可能ならしめ得るが如き諸施設は國民の欲せざる所にして、又、之を欲するもその政治組織は國内を數十個の單位に區分する國家に於ては、紹介所の統一事業は固より、又各州をして無料紹介所の增設を慫慂するの途なく、又、各州に於ては州内の營利的業者の勢力に阻まれてかかる施設を可能ならしめないやうである。

第十一章 生産的失業救濟策

一 沿革

不況の時期に際して一般經濟の振興を期し失業者に職業を與へむがため、各種建築及土木事業を計畫實施する所謂生産的失業救濟策は諸國に見るがごとく合衆國に於てもその起原は非常に古い。既に、一八五五年の不況期に於てニューヨーク移民官がイリー運河の擴張を行ひ、一八五七——五八年にはニューヨーク市長が當時七萬人に上つたといふ失業者のため街路清掃及採石の勞働機會を與へた。また、マサチュセッツの諸市では失業者に材料を供給しその生産物を市が買入れたるがごとき、又生産的失業救濟の一例であつて上述諸種の事例は決して少くない。

然し一般に經濟不況の時期に於ては公共財政も亦苦境に立つを例とし、この時期に於ては廣汎なる救濟事業計畫に支障を來す場合が少くない。これがため平常かゝる計畫と積立金を準備し、緊急の場合に處するを可とする慌備方法が提唱せられるに至つた。この考へは既に本世紀初頭ドイツに發し程なく合衆國にも提唱せられるに至つた。

經濟不況期に際し民間經濟の萎縮を緩和する目的から、かゝる不況の兆候を生じた場合に於て、官營による土木及建築事業が相當大規模に遂行し得られるときは、經濟の不況の底へ沈淪するを防止し、失業を未然に防止し得る效果があることは疑ひない。一九〇九年ニューヨーク州の一委員會はこの意味を以てする極めて長期に亙る計畫の確立を當局に建議し、爾來一九二八年まで四回に亙つてこの建議を繰り返した。其後聯邦工業勞資關係調査委員會、アメリカ勞働立法協會、アメリカ失業調査協會、聯合アメリカ機械工學會及一九二八年の大統領召集失業協議會も亦同樣の建議を行ひまたは意見を公表した。

二　州及聯邦の法制

然らば、失業の防止若くはその救濟のため國家又は各州はかくのごとき事業計畫に就て如何なる手段を講じたか。この點に就て主要數例を左に述べよう。

(一)各州の制度

州法を以てかくのごとき事業起工に關する制度を最初に定めたのは、アイダホ州の一九一三年の法律である。同法は州地方局は失業救濟の目的を以て必要ある場合に、道路の築造又は「局の認むる勞働」を失業者に與へ得る權限を與へた。この規定の適用を受くる失業者は合衆國市

民にして繼續六箇月以上州内に居住し且特定郡（カウンティー）内に於ける居住九十日に達し、又、價格一千弗を超える財産を有せざる者である。事業資金の半額は市民に課すべき租税を以てする旨を定めたが、この資金條項は憲法に違反するものとして一九一六年法律の全體の無效を宣せられた。

一九一五年には之と類する趣旨の法律がニュージャーシー州に生まれた。更に同一趣旨の法律は一九一七年ペンシルヴァニア州にも制定せられた。この規定により州は四萬弗の基金を準備したが、この準備金は早くも一九二二年までに費消せられ、一九二三年の州の管制改革と同時にこの規定の廢止を見るに至つた。而して新たに州勞働長官は「失業の程度を報告せしめ」「聰明なる勞働力の分配を行ふ」ため州内の傭主及勞働者の代表召集權を與へられた。

この他、一九二一年の不況に際してカリフォルニア、ルイヂアナ及ウィスコンシンの三州が上述せる所と大差なき制度を法定し、一九二九年にはユタ州は二年の實施期間を定めてこの種の制度を發布した。

イリノイ州は既に一九〇九年この種の制度に就て州議會に法案の提出を見たが承認を得なかつた。マサチュセッツ州も亦一九二四年には下院に於て、又、一九二八年には上院に於てこの制度の救濟策制定案が否決せられた。

(二)聯邦の法制

（イ）國法制定の沿革　一九二一年の不況に際してクーリッヂ大統領が識者其他を召集して、當時の緊急對策を協議せしめんがため協議會を召集せることは既に屢々言及した。協議會は幾多の事情の調査と數個の緊急方策を決定建議し、土木建築事業による救濟策も亦その一であつた。協議會は國、州又は市の土木その他の公共事業實施の程度を調和し以て變動する景氣を統制し得る效果あるものなることを考究し、國家がこの目的のため一定の計畫を樹て之等を實施することは緊要である旨を建議した。爾來幾多の機會に於て國の上下兩院に於て多種多樣なる法案の提出を見たが、最後に一九三一年この種の制度が確立せられるに至つた。

最初の法案は一九二一年十二月の議會に於て下院に提出せられ、一九二三年には上院に、而して一九二五年再び下院に於て他の議員から法案の提出を見た。然し、一九二一年の不況の一過によつてこの種の法案に對する議會の興味は薄らいだ。法案が多少とも視聽を蒐めるに至つたのは一九二七年冬期以後のことである。

一九二七――二八年の冬期に於ては失業が漸く顯著となつた。この機會に於て上院議員ジョーンズは一九二八年一月一日の法案を上院に提出した。法案は失業者多數輩出期に於ける產業安定及雇傭調節の目的のため、豫算一億五千萬弗を支出して準備金とし、公共事業擴張に備へんとするものである。而してジョーンズの定めた公共事業とは郵便道路及河港修築、河川氾濫

防止竝に公共建築物を列擧してゐる。而して公共事業起工の時期に就ては一定の標準によつて之を決定する。卽、一九二六年及一九二七年各四半季を標準とし、他の四季に於て一般土木及建築工業總額が二割以上の減少に達したるときは、卽時國家に於て準備金を支出し事業に着手せしめんとしてゐる。

一九三三年五月、上院に於てワグナーが對案を提出した。然し上院は當時ジョーンズ法案を採擇し之を上院商業調査委員會に附託してゐたからワグナー案は顧みられなかつた。ジョーンズ法案に就ては上院委員會は諸方面の權威の意見が徵せられ、殊にアメリカ勞働立法協會幹事アンドリゥは之に滿腔の贊意を表し、その他土木及建築に關係ある學會及業者團體は一齊に之を支持したのは勿論、各地の高等會議所及びアメリカ勞働總同盟も亦之に贊意を表した。

政府の大規模の公共事業企畫は國內の資金を之に集中し、ために私企業に於ける金融に阻害を與へるのみでなく、政府自體が大規模なる事業を遂行することは私企業自由を制限するとの考へは、從來多くの合衆國資本家及企業家の間に根深く浸み込んでゐる。之等の思想は議會に於ける此種法案の通過を常に妨げた。ジョーンズ法案の進捗を見なかつたのもかかる考が禍してゐたことは明らかである。

この事情を洞察せる一決議案は既に一九二八年末の議會に於てマクレオドから提出せられ

た。案は金融に關する聯邦準備局に類する機關の設置を目的としたが、遂に通過を見るに至らなかつた。

一九二九年取引所轉落の後を受けた議會は遂に果實を實らせた。上院議員ワグナーはその舊來の法案に修正を施して再び一法案を上院に提出した。ワグナーは平常の一般雇傭傾向及一般國民の經濟活動の狀勢を常に大統領に報告し、不況若くは失業現象が顯著たらんとする傾向あるときは、遲怠なく之を大統領に報告するがため「聯邦雇傭安定局」(フェデラル、エムプロイメント、スタビリゼーション、ビューロウ)の設置を建案した。

ワグナー案の骨子は、安定局が緊急狀勢を大統領に報告せるときは大統領は必要の場合土木其他公建設物法の定めてゐる諸種事業を起工すべきものとし、特にその重點は產業及雇傭を助長するがため多年に亙り公共事業の施工を案分し、且、その施工着手時期を特定して不要の費用を節約するとともに、事業の效果の增大を企圖し、更に之等の目的のため、軍部大藏省及農務省の協力を定めたことがある。而して該事業に就ては一年の豫算額を一億五千弗に制限した。

多年異端視せられてゐたワグナーの法案も遂に一九三〇年四月上院を通過した。法案は同年七月下院に廻附せられたが、下院は之に少なからぬ修正を加へ、ジョーンズ法案を多大に加味して通過せしめた。而して法案は一九三一年二月フーヴー大統領によつて署名せられるに至つ

た。

抑も失業防止としての公共事業の施工の效果に就ては、フーヴー大統領は早くからその素志を懷抱してゐた。一九二一年クーリッヂ大統領の召集せる失業協議會に於て、かゝる施設の效果を大なる熱意を以て說いたのは當時なほ商務卿として協議會の幹事を務めたフーヴーその人であつた。一九三〇年のこの法案の議會通過の裏面には大統領の支持の與つて力あつたことは附言するまでもない。

(ロ) 一九三一年後の內容　一九三一年二月大統領の裁可を與へたこの法律は「聯邦雇傭安定法」(Federal Employment Stabilization Act)と稱せられた。同法は大藏、商務、農務各省大臣を以て商務大臣の管轄する「聯邦雇傭安定局」を組織することを定めた。

雇傭安定局は商務省その他土木及建築を實施する各官衙と聯絡を密にし、公共事業の計畫を立案し、他の私設團體の土木事業計畫に關する情報を蒐集し、之等の點に關して常時大統領に報告する義務を課せられてゐる。この義務遂行のため安定局は常に國內に於ける土木及建築契約總價格の變動に注意を拂ひ、前三年の各四半季平均契約總額を現在四半季に對照し、且、關係事業に於ける雇傭指數の變化を測定する。而して、關係各省局課は常に六年繼續計畫を以て道路、河川、港灣、氾濫防止施設、公建築物、その他議會の定むる土木種目の範圍に於て設計

立案し、毎年割當支出豫算額を安定局及大藏省に提出すべきことを定めた。

以上、失業の防止若くは救濟に關する合衆國の制度に就て一應の解說を試みたから、以下之等の諸種の法制が如何に活躍したかを一瞥しよう。

三　失業對策としての公共事業の實施狀態

州及聯邦が失業對策として如何にその公共事業を施行したか、又、かゝる企畫によつて如何なる程度に於て景氣の變動に影響を與へ、又、之により如何に多數に勞働の機會を與へ得たかに就ては不幸にして利用し得べき充分の資料がない。

一九二七年七月ニューヨーク市の政治學會雜誌に公表せられたグリッフェンヘーゲンの一文は、合衆國に於ける企業安定策に關する方針及事業經過に就て一應の知識が得られる。グリッフェンヘーゲンは一九二七年三月、合衆國各州知事及主要市長に宛て質問書を送附して解答を求めた。その質問は(一)失業顯著なる時期に於ては州又は市は公共事業計畫を擴張するや、(二)特に好況なる時期に於てはかゝる計畫を縮少するやの二點で、三十一州の解答を得て之を綜合したのがその一文である。この調査によれば財界の狀況に應じて州の計畫を之に調節するものは僅かに三州に過ぎず、しかもその一は不況期に於ては工費一般に低下するを以てこの時期を利

用するに過ぎず、本來の意味に於ける失業對策として行はれてゐるものではない。

ウォルマン博士の推定によれば、合衆國公私土木及建築事業の總價格中、三五%乃至四〇%は所謂公共事業に屬するもので、一九二八年に於けるその總費用は約三十五億弗に達してゐる。而して聯邦國家が負擔する費用はその一〇%内外に過ぎない。而して之等の費用中果して幾何が失業の防止又は救濟の目的に費消せられたかは知り得ない。唯、一九二一年に就ては聯邦政府は各州に補助金を與へ、この結果總額二億五千萬弗（内、聯邦政府の補助七千五百萬弗）を以て三十州に亙り六千哩の道路を築造し、之により一九二二年には延人員約二十萬人に勞働機會を與へたと謂はれてゐる。

最近に於ては一九二八年、聯邦政府は失業救濟事業として海軍諸工事その他の土木事業を起工し、又、ニューヨーク州知事は三千七百萬弗を以て橋梁及道路の建設を行ひ同時に州内の市町村に對して土木公共事業の施工を勸說してゐる。

一九二九年度に於ける聯邦政府の土木事業は非常に擴張を見、道路工事に就ては各州への助成金を年額七千五百萬弗から一億二千五百萬弗に增加し、且助成金利用の規定を緩和した。而して一九二九――一九三〇年度に於ける聯邦政府の土木及建築事業計畫豫算は前年度の二億六千萬弗から七億八千萬弗に增加した。

最近の失業洪水に就ては一九三二年七月發布の「緊急救濟及建設法」（Emergency Relief and Construction Act）を制定して諸種の緊急手段を採り、一九三二年度に於て左の土木事業を計畫施工することを定めた。

施工事業	豫算額（單位一千弗）	施工事業	豫算額（單位一千弗）
聯邦道路建設補助	一二〇、〇〇〇	航空標識及航海諸施設	五、〇六〇
國有林道修築	一六、〇〇〇	海軍省工廠及埠頭	一〇、〇〇〇
河川港灣	三〇、〇〇〇	官省建築	一〇〇、〇〇〇
洪水防禦	一五、五〇〇	陸軍諸施設	一五、一六四
フーヴー堰堤	一〇、〇〇〇		
航空補助	五〇〇	計	三二二、二二四

聯邦政府が失業救濟を當面の目的として三億弗以上に上る公共事業を施行することは開國以來最初のことである。更に緊急救濟及建設法は一九三一年長期金融の圓滑を期するがため設立せられた「改造金融會社（リコンストラクションファイナンスコルポレーション）」の債券發行能力を十五億弗から三十三億弗に增加し、その增加額の極めて一部分（約三億三千六百萬弗）を除き、殘額（約十五億弗）は道路、橋梁、隧道、埠頭、水道、貧民窟整理、森林開發及保護等の事業にして專ら之等事業より收益を生ずるものに就ては之を失業救濟に資する目的を以てする場合に之を州、公共團體、組合及會社に

貸付け得ることゝした。

公共團體其他の公私團體が不況期に於て巨額の資金を借り入れ、果してかゝる失業救濟事業を起工するやには幾分疑點が殘されるが、ともかく最近に於ける合衆國の失業救濟の政策は主としてかゝる土木事業にのみ集中せるがごとくである。而して之等事業の成績に就ては吾人は不幸にして之を測定する資料を有してゐない。

第十二章 失業保險制度

一 合衆國に於ける失業保險と輿論

産業の社會性を認識する者に於ては何等かの形式による失業保險制度は失業對策の重要なる一方法として是認せられる。然し、英獨兩國に於ける强制普遍的なる官營制度は過去に於て財政的には必ずしも良好の成績を收めてゐない。而してかくのごとき結果は失業保險制度そのものを非難せしめるに至る。合衆國に於ける失業保險制度に對する非難の一は國營强制主義に對するものと、他は産業の社會性の認識缺如に基くがごとくである。今、合衆國に於ける失業保險制度そのものに對する傭主及勞働者の之に對する意見を左に概述しよう。

全國の工業家を網羅し政治上に於ても非常な勢力を持つてゐる「全國製造工業家協會」(Na-tional Association of Manufacturers)の見解は恐らく合衆國に於ける資本家及傭主の意思を大體に於て示すものと解して不都合はないであらう。協會は一九二九年委員會を設けて强制失業保險制度の調査を行はしめ、その結果次のごとき理由によつてこの制度に强き反對の意思を示してゐる。

(イ)從來の諸洲に於て提出せられたる制度案は、殆んど一樣に保險の全費用を傭主のみの一方的負擔としてゐる。かくては傭主はこの費用を勞働者の賃減の削除若くは雇傭機會の減少等の方法により勞働者に之を轉嫁することゝなる。

(ロ)合衆國に於てイギリス式の制度を實施するに於ては勞働者總數二千萬人、失業率を八%、失業給付一日一弗とせば、從來の英獨兩國の經驗に基き一年一億九千五百萬弗の費用を要する。若し英國と同等の給付率を採用するときはこの費用年額五億四千萬弗、獨國と同等とするもなほ三億弗を要する。

(ハ)何等之に相當すべき經濟的奉仕を行はずして給付を受くるがごとき制度を制限することは經濟能率と産業平和の維持に不可能の一要件で「失業する恒久的施設は施與に非ずして勞働機會である」。

(ニ)「勞働の再分配に對する障碍除去方法の一は失業保險制度に再吟味を加へることである……失業保險は一時的な失業に對し果して勞働の移轉を遲延せしめざるか……失業保險制の存する所以により失業は逐年增加し、産業上の規律的な仕事が間渇的に流れる結果となつた。

(以上、昭和五年六月「社會政策時報」所載森田良雄氏「强制失業保險に對する一考察」による)。

玆で之等の主張に對する論議を行ふ必要はない。只吾人は前述の諸理由中、(イ)は保險制度

そのもの、本質的なる反對に非ずしてその方法の問題に過ぎないこと、(ロ)は合衆國の生産價格に比較してその費用が必ずしも大ならざること、(ハ)は理想論であるも、失業保險は之等理想の到達せられざる場合——それは今眼前に事實が躍動してゐる——に處する方法なること、(ニ)は制度實施上の監督によつて左右せられ得べきものと考へられることだけに注意を惹くに止める。

轉じて勞働者の主張は之をアメリカ勞働總同盟の夫れに聽かう。一九一六年、當時の總同盟會長ゴンパースはマサチュセッツ州議會への提案に關聯して「かくのごとき法律の實施」は「必然的に精神の獨立と勇氣とを阻喪せしめ」、また、「合衆國の勞働者は施與を受くることを欲しない。從て失業保險をも要望しない。その望む所は獨立と自己發展の機會である」と制度調査委員會で證言を與へた。

ゴムパースのこの證言は永く總同盟の傳統的精神であつた。溫室的環境に育成せられた合衆國勞働者も遂に膚を裂く寒風に曝されては高い理想のみを絶叫してはゐられなくなつた。既に一九三〇年十一月の大會には一部に傭主の費用による失業保險制度確立の要望が起つて同盟内部から傳說破壞の聲を生じ、理想に罅を生じた。翌年の大會に於て執行委員が「强制失業保險にして我が產業、政治及經濟生活に向つて促進せしめられるがごときことあるもそれは產

業所有者や經營者が勞働男女のために勞働機會を提供し且維持し得ざる場合のことである」としたのは保險制度排擊の聲の下になほ一沫の哀愁を祕めてゐる。果然最近の第五十二回大會(一九三二年十一月)は一轉して保險制度——それも永く排擊してゐた强制的制度を公然可決せざるを得なくなつた。

一九三二年大會に於て總同盟の可決した失業保險制度の骨子は(i)失業給付は產業の負擔とし、支出基金は產業收益より之を行ひ、勞働者に負擔せしめないこと、(ii)制度は之を强制々度とし、聯邦及州政府之を管理すべきことこれである。

「現に英獨兩國の實施するごとき失業保險制度は我國の經濟・政治的要求の容れざる所にして吾人の不滿足とするもの」と決議した總同盟大會は僅かに一年を經て、この「國民の要求」に合致せず、「勞働者の不滿足とする」「施與」の官營的且强制的失業保險は遂に總同盟の主張となるに至つた。吾人は之によつて總同盟の節度を云爲するものではなく、一九三一—二年の一年に於て合衆國の失業現象が如何に熾烈を極めたかの實證を供する貴重なる資料と考へるに過ぎない。

かく述べて來るときは從來合衆國に於ては失業保險は實施せられてゐないことは勿論、その要望さへも生じなかつたと解せられるが、事實はさうではない。諸州議會には屢々强制的失業

保險制度實施の提案を見、また、その規模甚だ小なるも尙ほ傭主及勞働者間に於ける各の自發的制度及傭主と勞働者との協定的制度が實施せられてゐるほか最近に於てはウヰスコンシン州に强制々度の誕生を見るに至つた。以下吾人は之等の諸制度の沿革及現情に關して左に解說を試みよう。

二　强制制度の要望と實現

（一）州營及國營失業保險制度の要望—諸種法案の考察　合衆國に於ける諸州の議會に於て失業保險制度諸法案の提出の歷史は一九一六年のマサチュセッツ州に於ける夫れを最初とし、一九二九年までに七州に至つて約二十二回に及んだ。而して極めて最近、ウヰスコンシン州に於て實施せられるに至つたものを除き他の總ての諸州法案は激烈なる反對論に制せられ、或は默殺の運命に遭遇した。

從來諸州に於ける提案の法案はその內容に於て大體二種の類型に分けられる。一は一九一六年のマサチュセッツ州議會に於ける英國式のものと、他は一九二一年、ウヰスコンシン州議會に提出せられた所謂ヒューバー案の夫れである。他の總ての法案は之等の一を採り、或は兩者の長所を綜合加緩したものに過ぎない。故に吾人は以下先づ之等二個の提案內容を概述しよう。

（イ）一九一六年のマサチュセッツ州法案　一九一六年一月マサチュセッツ州に於ける提案は元來アメリカ勞働立法協會の社會保險委員とマサチュセッツ州失業調査委員會の共同起案による一九一一年の英國失業保險法に範を採れるものである。

法案の內容は、滿十八歲以上の筋肉勞働者にして一週間所得二十五弗以下、且、主として製造工業、機械工業及土木建築の三工業の何れかに從事する者——但し範圍、產業は之に限らず、種類を列擧した——に適用せんとするものである。保險費用は所謂三者分擔により州は二分の一、殘餘は傭主及勞働者之を切半負擔し、傭主及勞働者の負擔分たる掛金は勞働賃銀三級別によりて定める。給付は一保險年度十週間を限度とし、掛金六週間に對して給付一週間の割合による。保險制度管理は等數の傭主及勞働者代表を以て組織するも顧問委員會を設け選任官吏三名を以て當るものとしてゐる。

（ロ）一九二一年ウヰスコンシン州法案　この法案は合衆國の代表的勞働法學者たるウヰスコンシン大學のジョン・アール・コムモンズ敎授の起草により下員議員ヒューバーにより議會に提出せられ、爾來ヒューバー案として知られてゐる。

この法案とマサチュセッツ法案との根本的差異は後者の費用三者分擔に反し、前者は之を全然傭主に負擔せしめ、第二前者は、保險管理は州之を行はず、關係傭主の設立すべき相互保險會

社に之を委せしむることである。更に前者の適用の範圍は後者に比して遙かに廣く、産業的には農業及自治體を除き他の總ての産業に及び、適用者に就ては常時三人以上を雇傭する傭主の從業員（勞働者及使用人）にして年齢十六歳以上、所得年額一千五百弗、若くは年金年額五百弗を超えざる者とした。而してウィスコンシン州法案はマサチュセッツ州の夫れと同じく原則として强制主義を採用し、傭主が單獨にてこの要綱による失業保險を實施する場合に於ては强制を免除する。

マサチュセッツ法案は傭主及勞働者の代辯者によつて强制々度の點に關して强固の論難を蒙り法案は遂に審議に附せられず、翌年提出の法案は「現時のごとき景氣の比較的不良ならざる時に於ては利害緊密ならざるもの」として葬り去られた。同州では其後、一九二八年から一九三〇年まで失業保險制度確立のため雇傭保險及傭主雇傭相互保險會社設立案が提出せられたが常に傭主側の反對と勞働總同盟の無關心によつて案は常に否決の厄に遇つてゐる。

ウィスコンシン州案は一九二一年四回の小修正を經て下院を通過したが、上院に於ては僅々三票の差を以て破れ、再審の結果一九票對一〇票を以て審議無期延期が決定せられた。同州の法案は爾後一九二三年、一九二五年、一九二七年乃至一九二九年に亙つて何れもヒューバー案を母型とせる制度の提出を見てゐる。

今各州の法案を逐一紹介しその運命の歴史を回顧することは無益の煩に過ぎないから之を省筆する。然しウィスコンシン州一九二一年案に對して激烈なる反對論を公表し、その通過を妨げた同州工業家組合會頭たりしクラウゼンの强制失業保險制反對理由は恐らく諸州に於ける企業者の聲と考へられるから、その主張の二三を左に列記しよう。

クラウゼンはヒューバー案を以て「ウィスコンシンの産業を死に陷らしめるもの」とし、その反對の理由を失業發生の原因は傭主の統制外に存し、失業保險は失業自體を減少せしめず、又、英國の先例に徴するも極めて不經濟なる慈善に墮し、制度實施の場合は傭主が生産費節減のため勞働者の常傭制を廢し臨時工制に訴へる危險を生じ、且財政基礎薄弱なる事業は保險制度のため破産に陷る可能性あるものと斷じてゐる。

個別的な傭主若くは勞働者の自發的乃至は兩者の協調的失業保險制度に代へ、州一體として强制々度に對する要望は漸次その聲を高くした。一九三一年一月、ニューヨーク州知事の主催による失業協議會に於て、之に參加せるコネクチカット州外五州知事は、失業保險問題研究のため各州知事の代表者を召集することを約し、同年五月、ニューヨーク知事は約により各州知事が代表を委囑せる委員を會してこの問題の討議を行つた。而して之等の研究の結果、一九三二年二月その報告書が發表せられた。報告書は强制々度を全州に實施するがため、各々失業

準備基金を制定することを勸告し、併せてこの制度實施の要項を詳述してゐる。

（ハ）聯邦議會に於ける法案　他方、國家全州に亙つて强制失業保險制度を實施すべき要求がないのではない。既に聯邦議會に於ては一九一六年以降數回に亙つて法案の提出を見てゐる。最近に於ては一九二七—二八年の下院に於けるバーカーの費用三者分擔主義による强制失業保險案、一九三一年春季の上院に於けるワグナーの州營失業保險實施のための補給金交附案のごときその例である。而して之等は議會の容るゝ所とならず、審議未了として終つた。

一般に最近の恐慌は失業保險制度の實施要望を一層顯著にした。而して一九三一年のみでも州議會に提出せられた失業保險法案は十一州に達してゐる。かくのごとき雰圍氣に於ては國議會に於てもその態度に影響を受けなければならない。聯邦上院は一九三一年春季議會の最終日に於てワグナーの提案によつて失業保險の設定及運用、經費及結果等に關する合衆國及諸外國の制度現情の調査を行ふことを決議した。之により三名の委員を任命した。その調査の結果は委員中二派に分れ、少數派たる委員（嚮に言及したロバート・エフ・ワグナー）は强制々度を主張し他は任意制を主張するも等しく何等かの形態に於て失業保險制の實施を明らかに認めてゐる。

（二）ウヰスコンシン州失業保險法　合衆國に於ける聯邦乃至諸州の强制による失業保險制度の要望にかゝはらず之を實施し得るに至つたのは僅かにウヰスコンシン州の一九三二年の

法律によるものゝみである。之が果して今後に於けるこの種制度の發生を刺戟すべきやは今後の合衆國の經濟情勢のみが之を決定する。然し、この法律の先驅的意義は極めて重要なるものがあるから左にこの制度の主要事項に就て稍や詳細に語らう。

（イ）法の性質　一九三一年末の州特別議會に提出せられた「失業準備金及補償」に關する一法案は可決せられ、一九三二年一月州知事の署名により成法となつた。この法案は一九三〇年アメリカ勞働立法協會が起案した標準法案にのみ基礎を置く。嚮に一九三一年に於て議會に法案を提出したもの十一州に及ぶと述べたがその提出法案の多くはこの標準法案を修正し又は修正せずして作成せられた。之を修正せるもの、一はこのウヰスコンシン法案である。

本法の强制的性質は條件附で、若し一九三三年六月一日以前に於て從業員十七萬五千人以上を雇傭する傭主が、本法所定標準に依據する制度を自發的に實施する場合に於ては、その强制的性質を廢してこの自發的制度に委任するものとしてゐる。この十七萬五千人の從業員は同州工業の從業員の大部分を包括するものと謂はれてゐる。

（ロ）適用の範圍　この制度は前曆年四ヶ月又は以上の期間十人若くは以上の者を雇傭する傭主—從て之等の使用人及勞働者（但し年收一千五百弗、若くは月收三百弗未滿の者）——に適用せられる。只農業勞働者、家庭僕婢、官公吏、學校教員、失業救濟事業從業員、正規勞働時間

勞働する意思若くは能力なき者、登錄を經たる短時間勞働從業者及州際鐵道從業員に就てのみは適用を除外してゐる（第一〇八・〇二條D及E）。この適用範圍は非常に廣範で英獨兩國制度に比してあまり遜色を見ない。

（ハ）掛金　掛金は傭主にのみ課し、保險利益受給者たる從業員にはその義務がない。掛金は制度實施後二年間は各一年間の被適用從業員に對する支拂賃銀總額の二％とし、之により設定せられる準備金が被適用從業員一人當五十五弗に達したるときは爾後掛金を一％に減じ、一人當七十五弗に達した場合は爾後掛金を停止する。七十五弗以下に下るときは上述の割合にて再び掛金拂込を開始する。（第一〇八・一八條）。

傭主は別に制度管理費として一年間の支拂賃銀總額の十二分の一％を拂込む義務を負ふ。（第一〇八・一九條）。

從業員に掛金拂込の義務なきことは既に述べたが、制度の適用を受くる者にして法律所定以上の給付を受くる目的によつて、傭主との協定に基いて、該從業員が掛金を拂込むことを認めてゐる（第一〇八・一一條ノ二）。その場合に於ける掛金の率又は高に就ては法規の上で何等之を定めてゐない。

（ニ）失業準備基金　掛金は之を失業準備基金に拂込む。基金は各個傭主につき之を設定する

も、同一產業若くは同一地域の傭主二人以上協力して共同計算の方法によることをも認められてゐる（第一〇八・一六條）。

準備基金は給付のほか、他の失業救濟諸事業、職業指導及職業教育のため支出を認められてゐる（第一〇八・二五條及第一〇八・二六條）。

（ホ）給付　失業の場合の給付は基金管理の任に當る產業委員會（インダストリアルコムミッション）が該失業者の所屬せる傭主の基金勘定から之を交附する。（第一〇八・〇三條）。

給付の支拂は制度實施により傭主が掛金を開始したときから一年を經過して初めて行はれ、傭主の給付責任はこのとき初めて生ずる。（第一〇八・〇三條）。

給付は一曆年十週間を以て限度とし、給付率は一週間十弗若くは失業者の失業直前の每一週間平均取得賃銀の五〇％の何れか低き方を支給するも五弗を以て最低とせられる（第一〇八・〇五條）。而して失業が部分的失業、卽、短時間勞働なる場合には、その勞働週間に於て得たる賃銀額と失業給付との差額を給する（同條）。

失業者がその失業中職業紹介所長所定の條件に從つて職業教育を受くるため登校するものは、失業給付のほか一週間一弗の附加給付の支給を受ける（第一〇八・二六條）。

失業は故意、不可抗力、勞働爭議、臨時勞働等に基く場合及、傭主の責に歸し得ざる理由な

るとき、若くは管轄職業紹介所の斡旋せる就職口を拒絶する場合には給付を與へない（第一〇八・〇四條）。

給付規定中重要なる事項は給付額の制限に關するものである。卽、各月初頭に於て傭主の基金勘定が適用從業員一人當五十弗以下に下つた場合には、一定の割合を以て給付率を減少する。卽一人當基金額が五十弗未滿四十五弗以上の場合には、給付率は一週間九弗とし、四十五弗未滿四十弗の場合は八弗とし、以下基金一人當五弗を減少する毎に給付率は一弗を減少し得る（第一〇八・〇六條）。

給付には待期が定められてゐる。失業者は所轄職業紹介所にその失業を屆出る義務を有し（第一〇八・〇八條）給付はこの屆出の日から二週間を經過し爾後支給せられる（第一〇八・〇四ノ（四））。

（ヘ）管理　本制度の管理は產業委員會之を行ひ、基金は財務大臣が保管する。產業委員は本法施行のため傭主に對して賃銀、勞働時間其他必要事項の申告を命じ得るほか、公設職業紹介所を設置し、又、本法施行上の係爭審議のため審査委員の任命を行ふ權能を與へられてゐる。（第一〇八・一四條及第一〇八・一〇條）。

（ト）適用免除　從業員に對して一年勞働四十二週間若くは一週間三十六時間以上の就業を保

證せる場合、及、少くとも本法所定の給付率を給する基金制度を實施する傭主若くはその團體に對しては、本法の適用を免除するものと定めてゐる。但、給付支拂を保險會社に委託せる場合にはこの免除規定は適用せられない。（第一〇八・一五條）。

（チ）給付支拂保證　傭主が給付支拂を遲怠せる場合には一年一二％の延滯利子を支拂はしめその支拂を怠るときは州之を强制徵集する。傭主が破產若くは支拂不能の場合に於ては、基金請求權者は州法による未拂補償若くは補償保險請求權と同一の優先權を與へられてゐる（第一〇八・二二—二四條）。

以上はウヰスコンシン州の失業保險法の規定の大要の紹介である。而してこの規定の事實上の實施は一九三三年七月以降のことに屬してゐる。

この法律は以上述べた所から明らかなるやうに、一九二一年に於けるヒューバー案の骨子を含み、コンモンス教授の主張が明らかに採用せられ、英國その他に見る失業保險制と異り費用の全般を傭主に課し、失業を以て事業經營者の責任と認めた點に異色が發見せられる。而して英獨兩國の制度と異る所は給付支給に關して絕大なる保證の存せざる所で、給付は事實上失業者發生の程度によつて左右せられる危險があるであらう。然し、州法によるこの制度が何等州に財政的關係を有せざる點に於て英獨兩國に見るがごとき公財政を危殆に頻せしむる憂は全然